

COVID-19の下で、記録に向き合う 博物館、史料レスキュー活動と状況の記録

佐藤大介・川内淳史 編

東北大学災害科学国際研究所



COVID-19の下で、記録に向き合う 博物館、史料レスキュー活動と状況の記録

佐藤大介・川内淳史 編

東北大学災害科学国際研究所



はしがき

佐藤 大介



本書は、「歴史文化資料保全の大学・共同利用機関ネットワーク事業」(2018～21年度)の一環として、北海道大学大学院文学研究院(以後、北海道大学)と、東北大学災害科学国際研究所歴史文化遺産保全学分野(以後、東北大学)との共催で開催した、「地域の歴史資料保存をめぐるワークショップ」での報告を元に報告書としてまとめたものである。

北海道大学と東北大学では、地域社会に残された多種多様な歴史文化的資料の保存をめぐる課題を共有することを目的とした交流を行っている。2019年8月26日、北海道大学(北海道札幌市)で第一回の会合を行った。また、同年9月18日から21日までは、宮城県丸森町の個人所蔵者方で、古文書の現地調査体験を通じた交流会を開催した。

地域の資料保存をめぐる議論や、史料から両地域の歴史的な交流の深さを改めて確認し、さらに交流を深めようと考えた矢先、2019年10月12日夜から翌日にかけて台風19号が東日本を襲い、上述の丸森町も含めた宮城県内では甚大な被害が発生した。そこで被災した歴史資料へのレスキュー活動が続く中、2020年初頭から新型コロナウイルス(COVID-19)の感染が拡大。徐々にオンライン環境が整い、その中での交流は可能になったとはいえ、現在でもなお往来を制限するなど、限定された形での活動を余儀なくされている。

一方で、このような状況は、「地域の歴史文化資料の保存」という点で、新たな課題を生み出した。一つが、感染症の中での史料保存機関のあり方や、また史料レスキュー活動はどのようにあるべきかという問題である。史料保存機関は、史料の公開や展示を通じて、歴史資料が内包する情報を社会に発信し、展示物と人とどまらず、人と人との交流も生み出してきた。また、「モノを救出する」という営みを、オンラインで代替することは不可能である。これらが、公衆衛生上の要請から大きく制約される状況が続いている。

もう一つが、現代進行形であるとはいえ、おそらくは人類史上の「災害」となるのであろうCOVID-19の状況をどのように記録し、共有していくのかということである。それは、単に災害の規模や範囲を記録するという意味ではない。この状況に、個人や地域社会がどのように向き合っているのかを将来に伝

えるための手がかりを収集するということである。さらに、その活動は歴史や記録、文化財に関わり、過去の記録の重要性を知る立場の人々はもちろん、デジタル媒体の普及によって、誰もが記録を集められるようになった現在においては「みんなで取り組む」ことでもあるのかもしれない。しかし、日々刻々と移り変わる状況や、多様な対象物を、いったいどうやって記録し、収集するのか。そのことを実現することは、目の前の「災害」についての「教訓」を得ることだけにはとどまらず、記録を作り出し、記憶を紡いでいくことそのものの意味を問い直すことにつながると考える。

いずれも、各地で模索が続いている状況を踏まえ、両大学の交流についても、この二つの問題を検討する機会として位置づけ直し、2020年8月30日、2021年1月28日の両日にワークショップを開催した。そこでの議論、さらには開催から約1年間の推移も反映させつつ、7名の執筆者が、現状と課題について論じている。本書の構成は次の通りである。

第1部「COVID-19の下での史料保存機関とレスキュー」は、仙台市博物館（宮城県仙台市）の状況、および宮城での歴史資料保全活動の現状と課題の報告である。宮城ではこの間、2011年3月11日の地震・津波による被害から10年が経過し、かつその間にも相次いで自然災害に見舞われている。幾重にも及ぶ困難の中で、そこから見えてくる活動の意義についても考察される。

第2部「『震災資料』の現在」は、2021年1月時点で発生から27年が経過した阪神・淡路大震災と、同じく17年が経過した中越地震に関する記録の、保存と活用の現在についての報告である。

今回は直接取り上げなかったが、「3.11」の記録も含め、「災害の記録」として収集された資料たちは、必ず時の経過を経験することになる。薄れ行く記憶を「歴史」として留める証となる一方、「それらがなんであるのか」を知りうるような継続的な働きかけこそが「史料」としての震災資料を生み出すのだとも考えられる。それらの現状を知ることは、目下進行中のCOVID-19関係資料の今後を考える上でも重要だと考える。

第3部「COVID-19を記録する」は、北海道及び宮城での、COVID-19状況の記録と資料収集の実践に関する報告である。

「人々や社会の動きを知り得る資料」は、この間の動きに即応するように、多種多様なものが日々生まれては消えている。その収集をどのように行っていくのか、模索が続いている。史料保存機関における日常業務、さらには、災害の古文書を読んできた一研究者という立場からの活動を通じた具体的な活動の

方法、そこでの課題と展望について論じられる。

一連の論考は、それ自体が「COVID-19 状況の記録」であるともいえる。とはいえ、いずれもこの状況になってからの活動報告というよりは、「災害『前』」からのそれぞれの経験を踏まえたものであり、日々の取り組みの重要性を浮き彫りにしている。加えて、50年後、100年後という「将来への継承」に力点が置かれている。昨今、「(目先の)活用」に偏りがちな「記録を集め、残すこと」の意味を、読者各位が改めて考えるきっかけとなれば幸いである。

末筆ながら、多忙の中で寄稿いただいた執筆者各位に改めてお礼申し上げます。
い。

COVID-19 の下で、記録に向き合う

博物館、史料レスキュー活動と状況の記録

目 次

3

はしがき

佐藤大介

第1部 COVID-19 の下での博物館・史料レスキュー

10

仙台市博物館の新型コロナウイルス感染症への対応

黒田風花

21

東日本台風における宮城資料ネットの被災資料救済・保全活動

「with コロナ」状況のもとでの資料保全

川内淳史

第2部 『震災資料』の現在

38

尼崎市立歴史博物館“あまがさきアーカイブズ”（旧尼崎市立地域研究史料館）における

阪神・淡路大震災資料の収集と公開についての報告

河野未央

53

新潟県中越地震・東日本大震災と長岡市災害復興文庫

田中洋史

第3部 COVID-19を記録する

62

地域博物館におけるコロナ関係資料の収集

持田 誠

74

「日常」の記録を模索する
コロナ禍という「非日常」を通して

菅原慶郎

85

「災害記録」初心者の5か月
COVID-19の下で考えたこと

佐藤大介

101

あとがき

川内淳史

第 1 部 COVID-19 の下での博物館・史料レスキュー

仙台市博物館の新型コロナウイルス感染症への対応

仙台市博物館

黒田 風花



1. はじめに

— 本稿の目的と仙台市博物館の概要

本稿では、令和2年8月30日に開催された「北海道・東北オンライン交流会」を元として、仙台市博物館（以下、仙博）における新型コロナウイルス感染症（以下、COVID-19）への対応事例を紹介する。

仙博に限らず博物館等の施設は、不特定多数の人が利用可能である。COVID-19の拡大により、臨時休館や、博物館の調査研究の成果還元の方法の一つである「展示」というもつとも基本的な活動が制限される事態に陥った。各館を取り巻く状況は、運営の歴史や、所在地の感染拡大状況によって多様だが、いずれの施設であっても、感染症への対応は直面している課題だろう。令和2年8月の交流会では、仙博を取り巻く状況や、対応の具体例を紹介し、他館の職員や他自治体職員と情報共有をはかることで、博物館の防災・減災に役立てるための第一歩として報告を行った。

令和3年12月現在、感染対策の滲透とワクチン接種が進み、新規感染者数は減少傾向にあるが、いつ爆発的に増加するか分からない緊張

状態が継続している。今後も博物館の事業を行う上では企画段階におけるCOVID-19対策の検討が前提となるだろう。所在地の感染拡大状況に応じた対策を講じるためには事例と課題の共有が必須である。よって、本稿では令和2年8月の報告後の対応も含め、展示を中心とした仙博施設の利用に関わるCOVID-19対策を紹介する。

事例紹介の前に、仙博の概要を紹介する。仙博は仙台藩主だった伊達家から仙台市へ寄贈された伊達家寄贈文化財を中心に保存・調査研究・公開するため、仙台城の三の丸跡に開館した博物館で、仙台市の直営施設である。現在の建物は昭和61年に新館として開館したもので、令和2年時点で築34年が経過していた。収蔵資料数は、約98,000点である。また、仙博では通例、年3回から4回の展覧会（企画展・特別展）を開催している。季節ごとに展示替えを行う「旬の常設展」を基幹に、常時約1,000点の資料の展示を行っている。この約1,000点の内の一部にはレプリカやパネル資料を含むが、実物の資料を展示することを基本とし、「本物との出会い」を博物館の展示のキャッチフレーズとして掲げてきた。

なお、仙博ではCOVID-19関係資料を博物

館資料としては受け入れていない。但し、博物館運営に関わる収受文書として、他館から送られてきた文書、特にイベントの中止や展覧会の延期など、感染症に関わる文書は、現用文書として保存している。

2. 施設運営の経過

まずは交流会にて報告を行った令和2年8月までの期間について、仙台市における感染拡大状況の変化に応じた施設運営の経過を紹介する。

仙博は、令和元年12月28日から令和2年3月31日まで、設備改修工事のため休館していた。令和2年3月下旬から、宮城県内で感染者が確認されはじめたが、感染者数の急激な増加にまでは至らず、同時期に4月1日より感染症対策を講じた上で開館することが決定された。開館するための条件である感染症対策として館内各所への手指用アルコール消毒液の設置、窓口カウンターへのアクリル板等の取り付け等の衛生上の対策を中心として、接触を伴う展示の撤去等一部の設備・サービスを中止・制限し、4月1日に開館した。対策の具体例については次章で紹介する。

しかし、3月29日から連日、仙台市内で新規感染者が確認され、開館から3日目にあたる4月3日、宮城県知事と仙台市長が合同で緊急会見を行い、翌4月4日・5日の土日の連休に外出を自粛するよう呼びかけがあった。これを受け、市内に所在する民間の展示施設や、市街中心部の大型商業施設が週末の休館・休業を告知したが、仙博を含む市営の各施設は一部

を除き週末も開館した。

4月4・5日の開館にあたり、日本語・英語の2言語で館の入口に貼紙を掲出した。宮城県知事と仙台市長が不要不急の外出自粛を呼びかけていること、観覧する場合は手指のアルコール消毒や「咳エチケット」等感染拡大防止に協力してほしいことを記載したものである。全ての人に制限なく来館・観覧のサービスを提供するはずの博物館で、利用者に対してこのような通知をしなければならないというのは、仙博では初めてのことだった。

4月9日、仙台市による「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う仙台市の事業及び施設等の取り扱いに係るガイドライン」（以下、仙台市ガイドライン）が改訂され、4月11日から5月10日まで、仙台市内の展示施設の臨時休館が決定した。5月11日は仙博の通常休館日にあたっていたため、仙博は4月11日から5月11日までが休館となった。これを受け、4月10日に館内及び館外に設置している看板及びホームページ、ツイッター等で、休館の掲示を行った。またこの段階で、同24日から開催

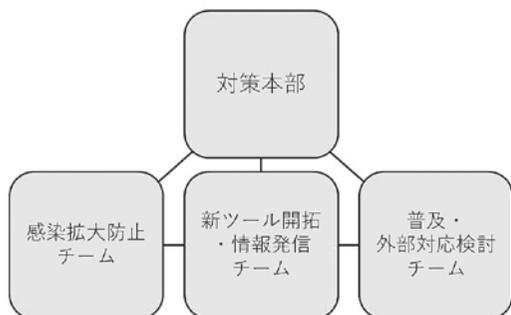


画像① 4月11日の道路脇看板
4月24日から開催を予定していた企画展のビジュアルの上に、臨時休館の案内が張り出されている。

を予定していた企画展の見送りと、5月中に実施する講演会等の人を集めて行うイベントの延期・中止について、あわせて告知を開始した(画像①)。その後、4月30日に仙台市ガイドラインが改訂され、市内の展示施設の臨時休館が5月31日まで延長された。当館では6月1日の通常休館日までが休館期間となった。

しかし、5月4日に政府による「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(3月28日付)が変更となり、博物館等施設については「博物館、美術館、図書館などは、住民の健康的な生活を維持するため、感染リスクも踏まえたうえで人が密集しないことなど感染防止策を講じることを前提に、開放することなどが考えられる」との内容が記載された。そして同6日の新聞報道において、仙博は感染防止策を講じたうえで観覧事業を再開する方向性が公表された。同15日に仙台市ガイドラインが改定され、同19日からの開館が決定した。

5月19日、4月1日の開館時とほぼ同じ対策を行い、開館した。4月時点で必要な対策を講じていたためである。また、COVID-19に対応するための、館内の体制の整備も進められた。管理職を中心とする対策本部を頂点として、施設運営上の対策を講じる事務方中心の感染拡



画像② 仙台市博物館における COVID-19 対策の体制

大防止チーム、広報や館内サインの作成担当者を中心とする新ツール開拓・情報発信チーム、そして学芸員や指導主事などを中核とする普及・外部対応検討チームという3つのチームが新たに編成された(画像②)。普及・外部対応検討チームは、当初、博物館の普及活動、特に館内の講演会や館外施設と連携して行うイベント等における感染症対策を検討することを主としていたが、新体制が動き出した後、展示・資料調査・来館者対応等を含む、仙博の事業全体を包括して検討するチームへと拡大されていった。個別の事業については事業担当者が対策を考え、各チームが統括役をつとめるという運営体制となっていた。

6月3日に普及・外部対応検討チームが中核となり、国や仙台市のガイドラインに示されている密閉・密集・密接を回避する考え方に基じた「仙台市博物館施設利用に係るガイドライン」を策定した。これは施設利用のガイドラインであり、一部を館内でサイン掲示し来館者への周知を行った。例えば、展示室での観覧者同士の間隔を2メートル確保することを目安とした観覧者数制限や、講演会等に使用するスペースの人数・時間制限等である。宮城県内ならびに仙台市域の新規感染者数や国・自治体のガイドラインの変更に応じて改訂するよう設定し、実際に7月2日に改訂が行われ、運用を開始した。

3. 令和2年8月までの COVID-19 対策

交流会が開催された令和2年8月時点まで

の仙博の COVID-19 対策について、衛生上の対策と、設備・サービスの中止・縮小状況に分けて紹介する。

衛生上の対策として、主なものは以下の通りである。

- ・館内各所への手指用消毒液の設置
- ※当初ポンプ式ボトルを設置していたが、後に自動噴射式を導入
- ・トイレ洗面所の蛇口の一部自動化
- ・入口へのサーマルカメラ設置
- ・窓口カウンターへのアクリル板等の設置
- ・館内共有場所の定期的消毒
- ・観覧時の一定間隔確保の呼びかけ
- ・館内表示やホームページへの掲載によるマスク着用や咳エチケット等の協力の呼びかけ

また、館内への利用者に対しては、1 時間に 1 回程度、館内放送によって手指消毒・咳エチケット・密集を避けること等と呼びかけた。この放送については、団体利用者の入館時や、連休で来館者が多い日等に放送頻度を増やす等、臨機応変に対応をした。また、簡易マスクの配布も行っていた。

次に、設備・サービスの中止・縮小の状況について、展示観覧に関わることを中心に紹介する。展示については、令和 2 年度の企画展が全て中止となり、企画展の代替え展示として、規模を縮小の上、一部展示内容を変更した特集展示を常設展の中で行った。予定していた企画展と、変更後の特集展示のスケジュールは以下の通りである。なお、8 月 9 日に発生した仙博の防煙垂れ壁の落下については後で詳述する。

- ① 企画展「仙台の美と出会うー福島家三代の書画・工芸品コレクションー」

令和 2 年 4 月 24 日～6 月 7 日

(4 月 10 日無期延期決定)

→特集展示「福島美術館の優品」

令和 2 年 12 月 1 日～令和 3 年 1 月 31 日

- ② 支倉常長帰国 400 年記念企画展「東アジアとヨーロッパー伊達政宗が見た世界」

令和 2 年 7 月 17 日～9 月 6 日

(6 月 10 日中止告知)

→特集展示「支倉常長帰国 400 年」

令和 2 年 7 月 21 日～8 月 9 日

※当初は 9 月 13 日までの開催を予定していたが、8 月 9 日に発生した防煙垂れ壁の落下により、同日正午から臨時休館となったため、展示も打ち切りとなった。

- ③ 企画展「仙台藩の絵画」

令和 2 年 10 月 9 日～11 月 29 日

(7 月 7 日中止決定)

→特集展示「仙台藩の絵画」

令和 2 年 10 月 6 日～11 月 23 日

※当初は 9 月 24 日からの開催を予定していたが、防煙垂れ壁の落下にともなう臨時休館により、10 月 6 日からの開催となった。

企画展から常設展の中の特集展示へと変更となったことを受け、使用する展示室が変更となった。床面積は企画展想定時より縮小したが、複数の展示室・展示ケースに分散させて展示を行うことで、特定の展示室に観覧者が集中することを防止した。また、企画展の場合は広報に予算を使い、誘客に力を入れるが、特集展示は集客を目的とせず、企画展ほどの広報を行っていない。仙博で発行している「仙台市博物館だより」や、ホームページ、SNS 等では積極的

に特集展示を取り上げて広報を展開したが、来館できない利用者へ展示の内容を伝えることが目的だった。

この他、展示に関わる主な動きは以下の通りである。

- ・ミニシアターの閉室

- ※6月以降、映像は空間が隔てられていない展示エリア内でモニター上映

- ・プレイミュージアム（体験型展示室）の閉室
- ・音声ガイド（日本語・英語・中国語・韓国語対応）の貸し出し中止
- ・タッチパネル型情報提供システムの利用中止
- ・ガイドボランティアによる常設展の展示解説の中止

展示以外の館内の施設・設備の利用制限として特筆すべきことは、情報資料センターの閉室である（画像③）。情報資料センターは、仙博が所蔵している図書・紙焼き資料・マイクロフィルムの閲覧・複写サービスや、利用案内と質問の受け付け等を行う場所であり、仙博における利用者への情報提供の中核を担っていたが、情報資料センターの閉室により多くのサービスが



画像③ 閉室された情報資料センター
入口をパーテーションで塞ぎ、閉室していることを伝えるパネルを掲出している。

停止した。また、水飲み場の閉鎖や休憩スペースのソファ、椅子の削減のほか、ホール等の貸し出しの中止やレストランの座席の削減・時間短縮営業、ミュージアムショップの時間短縮営業等を行った。

また、学校等団体の展示観覧については、事前連絡の徹底や日時・人数を把握した上で複数団体が同一時間に観覧しないように調整を行い、来館後に利用者の中で感染者及び濃厚接触者が確認された際には連絡先の提供を求めること等を事前に伝え、了承した団体のみ利用を認めた。事前周知の内容については、仙博のホームページでPDFを公開し、周知を行った。また、大学との連携として、学芸員資格取得を目指す学生を対象とする博物館実習を毎年実施していたが、令和2年度は募集時期に必要な対策を講じる準備ができなかったため、中止せざるを得なかった。

4. 令和2年8月以降の動き

8月9日午前10時40分頃、仙博の館内1



画像④ 防煙垂れ壁が落下した現場
館内ロビー床面にガラスが飛び散っている。

階ロビーの防煙垂れ壁が落下した（画像④）。防煙垂れ壁とは、火災発生時に煙の流動を防ぐために天井に設置される下り壁で、仙博のものはガラス製だった。現場の垂れ壁は全長22メートルで、12枚のガラスからなり、落下したのは内2枚だった。幸い付近には来館者も職員もおらず、怪我人はなかったものの、他の箇所に設置されている垂れ壁についても安全確認が必要であるとの判断から、同日正午より急遽臨時休館となった。中止となった企画展に代わる特集展示が7月21日より開催され、例年来館者が増加するお盆期間に向けて、来館者対応等の感染症対策を見直していた最中の事故だった。仙博の全ての防煙垂れ壁の点検・工事が終了し、再開館したのは10月6日だった。

再開館に合わせて、利用案内の掲示・利用者の連絡先を含む利用票の提出協力・短時間の利用呼びかけを条件として情報資料センターを開室した。その他の展示に関わる閉室・中止状況は変わらず、手指消毒液等の館内の衛生上の対策についても継続された。

また、再開館後には先述した企画展の代わりとなる特集展示を2つ開催し、さらに12月22日から令和3年3月21日までの予定で、特集展示「特集震災10年—災害を生きた人々」を開始した。これは、平成23年3月11日に発生した東日本大震災から10年を迎えることを受けて企画したもので、企画展のようにまとまった一つの展示室ではなく、常設展に使用するいくつかの展示室や展示ケースで展示を分散させ、館内の随所で災害に関わる展示を行った。令和3年3月に向けて関連する展示を増やしていくという形をとっており、最後に追加した

展示は2月9日から始まった。

しかし、2月13日23時8分頃、福島県沖地震が発生し、仙博が所在する仙台市青葉区では震度5強を観測した。収蔵資料に大きな被害は確認されなかったが、建物・設備は被害を受けた。特に、入口ロビーの天井に設置されていたスプリンクラーが破損して水が噴出し、1階の大部分が水浸しとなった（画像⑤）。また、一部の展示ケースについて、開閉機構の破損やガラスの割れ・亀裂が確認され、収蔵資料を安全に展示し、観覧に供することができない状態となった。よって、設備点検と修繕のため、翌14日より臨時休館となった。

館内の修繕を進め、4月下旬の一部開館を目指していたが、宮城県及び仙台市のCOVID-19感染者数の増加に伴い、3月26日より宮城県・仙台市緊急事態宣言が発令され、市有各施設が臨時休館となった。この宣言は5月11日まで延長され、仙博の開館も5月12日となった。

当初の開館目標だった4月下旬に合わせ、4月23日より企画展「仙台市博物館開館60周年記念祭「たっぷり わくわく 名品尽し」の



画像⑤ 水浸しになった入口ロビー
壁面近くの天井に設置されていたスプリンクラーから水が噴出し、画面右側の壁が天井近くから濡れている。床面は水浸しとなり、非常口の表示が反射している。

開催を予定していたが、上記の事情により5月12日からの開催となった。企画展のポスター・チラシの校了後に開催延期となったため、ポスターの発送・掲出は最小限に抑え、日付部分に訂正シールを貼り付ける対応を取った。チラシは館内限定配布とし、配布箇所には上記の事情を説明するパネルを設置した。後に、訂正前のポスター・チラシの情報を正として宮城県・仙台市緊急事態宣言下で企画展を開催していたのではないかという誤解を招かないための判断だった。

5月12日の開館及び企画展開催にあたっては展示ケースの修繕が終了していない総合展示室のみを除き、全ての展示室を開室した。令和2年度から閉室していたプレイミュージアムも、接触型の展示を休止し、開室した。また、江戸時代の遊び絵や、力士の等身大パネル等、触れずに見ることで、考えたり、比べたりする、非接触型の体験展示をプレイミュージアムと企



画像⑥ 仙台藩出身の横綱・谷風の等身大パネル
江戸時代後期に活躍した谷風を描いた浮世絵「谷風・小野川立合いの図」（仙台市博物館蔵）より、谷風部分を抜き出したパネル。パネルの高さを谷風の身長大に引き延ばすことで、描かれた人物の大きさを体感できるようにした。

画展の一部エリアで行った（画像⑥）。

仙博では通例、展示替えのための休館期間を設けず、一部の展示室で展示替えを行っていても、別の展示室を観覧できるようにして開館していた。しかし、令和3年度の企画展の後は、企画展で使用していた全ての展示室を次の特別展で使用する予定があり大規模な展示替え作業が必要となること、また他の展示室については地震被害の修繕が終了していなかったことから、6月21日から7月8日までが展示替えのための休館期間となった。

7月9日、特別展「ライデン国立古代博物館所蔵 古代エジプト展」が開幕した。COVID-19の感染拡大後、初めての特別展である。この特別展は全国巡回の展覧会だが、COVID-19の影響で他の巡回先での展示の中止・短縮が相次いだため、全国から観覧者が来館することが予想された。これを受け、これまでと同様の衛生上の対策のほか、来館者が集中しやすい土日祝日でなく平日にも分散して来館を促すため、会期全日程で使用できる通常観覧券のほかに、平日限定観覧券を導入し、展示室ごとに入室上限人数を設定し、来館者が過密状態となった時点で入場制限を設ける等の対策を講じた。閉幕日に近づくにつれ来館者数は増加し、連日入場制限をかけるようになったが、9月5日に無事に会期を終えた。

宮城県を対象とした緊急事態宣言が8月20日から9月12日まで出されたことを受け、特別展終了後の9月6日から9月13日までは休館となり、9月14日から常設展が始まった。地震後の修繕を終え、通常の常設展で使用する展示室を半年ぶりに全て開室した。常設展は9

月30日までの約2週間のみで、10月1日より大規模改修工事のため長期休館に入った。この改修工事では、築36年となった現在の建物の設備等を更新する長寿命化改修と、一部展示室のリニューアルを行う。休館期間は令和3年10月1日から令和6年3月31日までを予定しており、この間2年半は仙博館内を利用することはできない。

5. COVID-19の影響による 他事業の変容・新規追加

ここまで、仙博施設の利用に関わる対策を中心に紹介してきたが、仙博の事業は来館を前提としないものも多く、特に長期休館中の現在は館外で行う展示・イベント等事業でのCOVID-19対策を検討・実施していくことになる。これまで変更となった事業の内、主なものを3点を以下に紹介する。

・講座・イベントの主催・共催・協力

やむを得ず中止したものもあったが、仙博で策定したガイドラインに基づき、利用人数・時間を制限し、感染防止策を講じた上で開催した。事前申込制を基本とし、同内容の講座を複数回実施することで、人数上限を以前と同程度にする等の対応も行った。依頼を受けての館外への講師派遣等については、仙台市ガイドラインに沿ったもののみ受け付けた。また、本稿の元となった交流会のように、オンラインでの対応が可能なものについてはオンラインで行った。

・刊行物

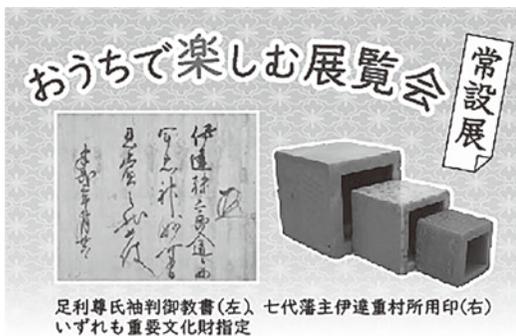
令和2年度刊行予定の刊行物のうち、『市史せんだい』Vol.30の刊行が令和3年度に延期となった。『市史せんだい』は、仙台市の自治体史である『仙台市史』の編集・発行に伴い、『仙台市史』本誌で取り上げることのできなかった研究成果や資料等の紹介を行う機関誌として刊行が開始され、『仙台市史』編さん事業終了後も刊行が継続されていた。Vol.30で刊行終了となることを受け、座談会の掲載を予定していたが、令和2年度に座談会自体の開催が中止となったため、刊行が延期となった。令和3年度に改めて座談会を企画・開催し、令和3年12月に刊行された。

・資料の調査研究・収集

令和2年4月以降、仙博職員による館外での資料調査を制限していた。感染者数の減少や緊急事態宣言等の解除に伴い、段階的に緩和されていったが、当初は資料の寄贈希望等、業務上やむを得ない場合に限定されていた。例えば、仙博では先述した『仙台市史』編さん事業以降、伊達政宗文書について資料調査を継続し、『市史せんだい』で紹介を続けていたが、新出の伊達政宗文書の情報提供があり、所有者の許可があっても調査できない時期があった。令和3年12月現在は、全国の新規感染者数も落ち着いてきており、県外での調査も可能となったが、感染拡大状況次第では館内での感染を防ぐため、再度制限することも検討されなければならない。

また、COVID-19による休館で実物の資料を観覧に供することができず、利用者への情報

提供が制限されたことを受け、これに代わる事業が必要となった。仙博では、先述したCOVID-19に対応した新体制の内、新ツール開拓・情報発信チームが中心となり、新たな情報提供コンテンツの企画・運営を行った。特に「おうちで楽しむ展覧会」として、博物館の企画・展示をホームページ及びYouTubeで紹介した。ホームページでは主な展示資料（一部予定を含む）と簡単な解説を公開した（画像⑦）。また、YouTubeでは、仙台・宮城のPR活動を行っている奥州・仙台おもてなし集団「伊達武将隊」（以下、武将隊）と共同で動画を作成し、武将隊のYouTubeチャンネルで公開した。その後も武将隊とともに展示資料を紹介する動画を継続的に制作し、仙台市公式YouTubeチャンネル「せんだいTube」で公開した。さらにホームページでは、児童生徒の学習へ役立ててもらうため、「チャレンジ！ おうちで楽しむ博物館」を掲載した。郷土玩具づくりなどの工作の紹介や、収蔵資料に関するクイズなどを作成し、公開している。これらのインターネット上の情報発信は今後も拡充を予定している。



画像⑦ ホームページで公開した「おうちで楽しむ展覧会」
臨時休館により中断した重要文化財指定記念特集展示「伊達家文書と藩主の印章」の展示内容と主な資料を紹介している。

さらに、ホームページやツイッターの更新を頻繁に行った。開館・施設利用の情報だけでなく、資料紹介の頻度を上げるなど、積極的な情報提供を試みている。

6. 今後の課題

最後に、令和2年からCOVID-19対策を継続して見えてきた課題を3点提示し、本稿の結びとしたい。

一つ目は、制限を緩和するタイミングである。感染状況は刻々と変わるため、新規感染者数が減少していたとしても、いつ感染が拡大するか分からない中では、設備・サービスの制限を緩和する判断は難しい。しかし、感染症が常態化していくにつれ、感染対策の意識には個人差が表れており、同じ制限内容であっても厳しいと感じる利用者がいれば、不十分と感じる利用者もいる。また、冒頭で述べた通り、感染が小康を保っている令和3年12月現在は、博物館等施設の対策にも差が表れてきている。変化し続ける感染状況に柔軟に対応するため、不断に対策を検討し続けなければならない。

二つ目は、資料の保存・管理についてである。収蔵資料を適切に保存・管理することは博物館等施設の基幹業務の一つであり、リモートワークには不向きである。また博物館法では、専門的職員として学芸員を配置することが認められており、「博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる」ことが学芸員の職務として規定されている。仙博においても学芸員が中心となって収蔵資料の管理を行っている

が、仙博のみならず、学芸員が博物館法の規定外の職務を担っている施設は多いだろう。その中には、展示室の人数制限を行った際の列整理や利用者の案内、利用者と対面してのレファレ

ンス対応等、不特定多数の利用者との接触を伴う業務もある。幸いにして、これまで学芸員を含む職員の感染は確認されず、職場が閉鎖されたり、収蔵庫を消毒しなければならない事態に

表 仙台市博物館運営の経過

年	月日	事項	備考
令和2年 (2020)	4月1日	COVID-19の感染防止策を越じたうえで開館	前年度末の設備改修による3カ月の臨時休館を経ての開館
	4月11日 ～5月18日	国の緊急事態宣言に伴う感染拡大防止のため臨時休館	市有各施設も同様に休館
	5月19日	再開館	
	7月21日 ～8月9日	特集展示「支倉常長帰国400年」開催	
	8月9日	1階ロビーの防煙垂れ壁が落下	
	8月9日正午 ～10月5日	防煙垂れ壁の点検及び更新工事のため臨時休館	
	10月6日	再開館	
	10月6日 ～11月23日	特集展示「仙台藩の絵画」開催	
	12月1日 ～1月31日	特集展示「福島美術館の優品」開催	
	12月22日 ～2月13日	特集展示「特集震災10年―災害を生きた人々」開催	
令和3年 (2021)	2月13日	福島県沖地震発生	
	2月14日 ～5月11日	地震被害箇所の修繕及び感染症対策のため臨時休館	宮城県・仙台市緊急事態宣言の発令により、市有各施設は3月26・27日～5月11日臨時休館
	5月12日	再開館	
	5月12日 ～6月20日	企画展「仙台市博物館開館60周年記念祭「たっぷり わくわく 名品尽し」開催	4月23日からの開催を予定していたが、宮城県・仙台市緊急事態宣言の発令により、開催が延期となった
	6月21日 ～7月8日	展示替えのため休館	
	7月9日 ～9月5日	特別展「ライデン国立古代博物館所蔵古代エジプト展」開催	
	9月6日 ～9月13日	展示替えのため休館	
	9月14日 ～9月30日	常設展開催	9月7日からの開催を予定していたが、国の緊急事態宣言の発令により、開催が延期となった
	10月1日 ～令和6年 3月31日(予定)	大規模改修工事のため長期休館	

陥ったりすることはなく、資料の保管業務を続けられている。しかし、令和2年度以降、展示や施設運営、中止にした事業に代わる新たな事業の追求が優先され、資料の保管体制については感染拡大以前から継続したまま、見直しは後回しとなっていた。仙博に限らず多くの博物館で専門的職員の不足と業務の肥大化という問題を抱えており、複数の職員間で職務内容を完全に共有することは困難だが、担当者が突然不在となっても対応可能な体制づくりが求められる。

三つ目は、博物館の役割を発信していくことである。COVID-19により展示の観覧という基本的サービスが制限されたこと受け、仙博では情報提供・発信に注力してきたことを前章において紹介した。この活動は、仙博のもつ歴史・

文化にまつわる情報を普及することに繋がっており、今後も積極的な情報提供が必要である。「本物との出会い」となる展示が制限される現状にあっては、近年強調される観光事業における博物館資料の利用・活用という面だけではなく、資料を収集・保管し、利用に供し、調査研究を行うという法的に認められた博物館の役割を、博物館自らが発信することで社会的に示していく必要があるだろう。

本稿で紹介した仙博の事例が、各施設の対策を検討する際の参考となれば幸いである。

参考文献

『仙台市博物館年報』仙台市博物館編集・発行、2021年

東日本台風における宮城資料ネットの 被災資料救済・保全活動

「with コロナ」状況のもとでの資料保全

東北大学災害科学国際研究所

川内 淳史



はじめに

本稿では、2019年台風19号（東日本台風）に際して実施した被災歴史資料の救済・保全活動について報告を行う。東日本台風は2019年10月に発生、東日本各地で広範な被害をもたらした災害であるが、この際の歴史資料の救済活動については、同年暮れから猛威を奮い出したCOVID-19の感染流行以前に実施されたこともあり、救済活動そのものには大きな影響は出なかった。しかしながら、レスキュー後の応急処置・保全活動の過程でCOVID-19の感染拡大が顕著となり、その活動に大きな制約が課されることになった結果、作業の停滞、長期化を招く結果となった。

本稿では、まず宮城県における東日本台風の被害状況、およびそのもとで実施した被災歴史資料の救済・保全活動について報告し、そこで得られた成果と課題、およびCOVID-19のもとでの歴史資料保全活動の困難性について報告したい。

1. 東日本台風における 宮城県内の被害状況

2019年10月6日にマリアナ諸島の海上で発生した台風19号は、その後大きくカーブする形で神奈川県に上陸し、東日本地域をかすめる様な形で進んだ。この非常に勢力の強い台風は、東日本各地を中心に大きな被害をもたらした（東日本台風）。東日本台風は、10月29日に日本政府によって「激甚災害」に指定されるとともに、台風として初めて「特定非常災害」に指定された。また災害救助法適用自治体は、14都県で391市区町村が指定を受けたが、これは東日本大震災時に指定された8都県・237市区町村を上回るものであり、東日本地域各地の非常に広大な地域が大きな被害を受けた。

この東日本台風では、宮城県も非常に大きな被害を受けた。2020年3月末段階において、宮城県全体で人的被害は死者19名・行方不明者2名であり、このうち丸森町が死者10名と、県内市町村のなかで最も人的被害が大きかった。また住家被害についても全壊302棟、半

壊 2,997 棟、床上浸水 1,614 棟、床下浸水 12,151 棟となっており、特に丸森町や大郷町、また大崎市の旧鹿島台町域で大きな被害が発生した。また床上浸水住家のうち、約半数にあたる 831 棟が仙台市内となっており、県都である仙台市内でも大きな被害が発生していたことが確認される。このように県内広い範囲での被害発生が見られた結果、宮城県の災害救助法適用自治体は 14 市 20 町 1 村、すなわち県内の全市町村が災害救助法を適用されるということになり、県全体がこの台風で何らかの被害を受けているとくことである。

そうした点を示すのが、県内の河川の被害状況である（図 1）。宮城県の発表によれば、東日本台風における宮城県内の決壊河川は 18 河

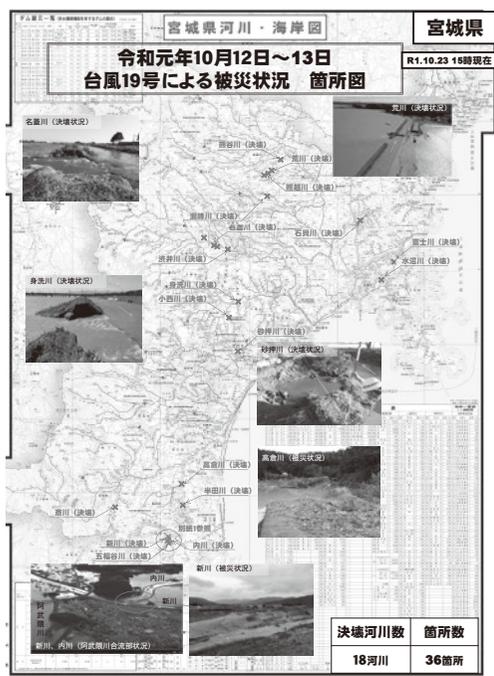


図 1 東日本台風における宮城県内架線の被災状況（宮城県発表）
<https://www.pref.miyagi.jp/documents/13905/760909.pdf>.

川、また決壊箇所は 36 箇所の被害が確認された。こうした被害により、宮城県内では丸森町や大郷町で大規模な外水氾濫が発生したほか、記録的な豪雨にともなう内水氾濫や土砂崩れなどは県内のいたるところで被害が確認された。

大規模な被害発生した地域のうち、まず黒川郡大郷町について見ていきたい。大郷町では特に中粕川地区で大きな被害が発生した。同町の中心部を流れる吉田川（国直轄河川）について、流域左岸の中粕川地区で堤防が決壊した結果、同地区は大規模な外水氾濫に見舞われた。図 2 は被災から約一週間後（10 月 18 日）の中粕川地区の状況であるが、堤防決壊点のすぐ側に位置していた糟川寺は、本堂を水流が貫通する被害を受け、また境内の墓石が多数押し流されている状況が確認された。また中粕川の地区内も、河川に近い場所については烈しい水流で家屋が押し流されていた状況であり、その様子は東日本大震災の津波被災地を彷彿させるものがあった（図 3）。

次に、伊具郡丸森町の被害について見ていきたい。丸森町は台風被害発生約一ヶ月前の 9 月、北海道大学と合同での史料調査合宿に訪れていた場所であるが、台風被災後、その様子



図 2 大郷町・吉田川の堤防決壊点付近の状況（2019 年 10 月 18 日）。中心の寺院が「糟川寺」。

は一変していた。図4は丸森地区南部に位置する竹谷地区であるが、収穫直前の水田には泥が流入している。また図5は丸森町で最も被害の大きかった五福谷地区の様子であるが、土砂崩れ等によって山間部より運ばれてきた大量の土砂によって、家屋が1階部分まで埋もれてしまっている様子がうかがえる。丸森町の被害について、東北大学災害科学国際研究所で地盤工学を専門とする森口周二氏の調査研究によると、中心市街地で発生した浸水被害については、山間部での降雨が低地に流れてきたことと、市街地の雨水が排水不能状態によって引き起こされた「内水氾濫」が大きな要因であった一方、竹谷地区や五福谷地区のような町南部については、内川や五福谷川、新川といった阿武隈川支



図3 大郷町中粕川地区の状況(2019年10月18日)



図4 丸森町竹谷地区の状況(2019年10月31日)。

流の中小河川が氾濫した結果、流域地区が水と土砂で埋もれてしまった「外水氾濫」が被害の要因であったとする¹。東日本台風に際しては、福島県内でも阿武隈川の氾濫による大きな被害が発生しているが、丸森町の場合、阿武隈川に流入する支川がバックウォーター現象を起こし、流域地区が排水機能を喪失した結果、大規模な被害が発生したということである。

2. 宮城資料ネットによる 被災資料救済・保全活動

① 発災直後の情報発信と情報収集

以上のように東日本台風に際しては、宮城県内でも広範な被害の発生が確認されたが、災害発生当初より、上記のような大郷町や丸森町をはじめ、県内各地での甚大な被害が予想されたことから、その被害は人命や家屋のみならず、歴史資料や文化財にまで及んでいることが想定された。そうしたことから、NPO法人宮城歴史資料保全ネットワーク(宮城資料ネット)や東北大学災害科学国際研究所では、発災直後よ



図5 丸森町五福谷地区の状況(2019年10月31日)。

1 『2019年台風第19号災害に関する東北学術調査団報告書』2019年台風第19号災害に関する東北学術合同調査団、2020年11月。

り被災地域に対して、歴史資料や文化財の被害に関わる情報提供の呼びかけや被災史料の応急処置マニュアルのウェブ公開、また復旧作業等による資料の誤廃棄防止の呼びかけなどをWebサイトやSNS (twitter や facebook)、メールニュース等を活用して呼びかけを行った。またそれと同時に、宮城県文化財課や東北歴史博物館、被災地自体の文化財担当部局、地元郷土史関係者等と連絡をとり、被害状況の把握に努めた。そうしたなかで、下記の自治体等からは実際に被災資料への対応の呼びかけがなされるなど、いくつかの被災地域では、発災直後の対応が行政との連携へとつながる事例が見られた。

- 10/16 石巻市公式サイトに被災史料への相談開始の告知掲載
- 10/16 松島町公式サイトに被災史料への相談開始の告知掲載
- 10/18 角田市において被災資料誤廃棄防止チラシを全戸配付、市公式サイトで掲示
- 10/19 丸森町・小斎まちづくりセンターにて誤廃棄防止の告知
- 11/2 丸森町・舘矢間地区で誤廃棄防止チラシ回覧

② 「文化遺産マップ」の作成と緊急被災状況調査

上記のような発災直後の情報発信・情報収集と並行して、歴史資料等の被害状況を予測し、実際の被災状況調査や救済活動へとつなげるため「文化遺産マップ」を作成し、関係各所との共有を行った。「文化遺産マップ」とは、歴史

資料等の所在情報と地図情報や災害情報を重ねあわせたもので、GoogleMap (および Google Earth) に文化財 (国および都道府県・市区町村指定) の所在情報を落とし込んだ上で、水害時に国土地理院が公開する「浸水段彩図」を重ねることで、歴史資料や文化財などの浸水被害の推測を行うためのツールである²。広範囲に被害が及んだ東日本台風では、この「文化遺産マップ」について宮城県の他に福島県、茨城県、千葉県、神奈川県、長野県についても作成し、それぞれ各地の資料ネットや博物館等と共有した。その結果、長野県ではこの「文化遺産マップ」を利用した被害状況調査が長野市立博物館によって実施され、それが後の「信州資料ネット」の設立および被災資料救済・保全活動の動きにつながっている。

宮城県内については、上記の「文化遺産マップ」をもとに、2003年以來、宮城資料ネットが実施していた宮城県内の個人所蔵の歴史資料所在データ (非公開データ) を重ね合わせることで、国および都道府県・市町村の指定文化財のみならず、民間所在の未指定文化財や歴史資料等についての情報も総覧することが可能となった (図6)。この「文化遺産マップ」による被害状況の推測をもとに、県内の被災自治体において緊急被災状況調査を下記の通り実施した。実施方法は、「文化遺産マップ」で推測した、被災が懸念される文化財や歴史資料等の所在する場所を訪問し、目視による被害の有無の確認、

2 蝦名裕一「令和元年台風における宮城資料ネットの対応—文化財マップの作成と活用—」『第六回全国史料ネット研究交流集会 in 神戸報告書』大学共同利用機関法人人間文化研究機構「歴史文化資料保全の大学・共同利用機関ネットワーク事業、2021年2月。

また可能であれば所蔵者や行政職員への聞き取りを実施した（図7）。上述のように、宮城県では広範な被害の発生が確認されたことから、緊急被害状況調査も県全域にまで及んだ。

- 10/18 大郷町、大崎市（旧鹿島台町）
- 10/20 丸森町
- 10/21 名取市、柴田町、角田市、丸森町
- 10/22 涌谷町、美里町（旧南郷町）、大崎市（旧鹿島台町、旧松山町）
- 10/24 岩沼市、亶理町、丸森町
- 10/25 登米市（旧東和町、旧津山町）
- 10/30 大郷町、大崎市（旧鹿島台町、旧松山町、旧岩出山町）



図6 文化遺産マップ（文化財等の位置情報＋浸水段彩図）



図7 緊急被災状況調査での聞き取り調査の様子（2019年10月30日、大郷町）

10/31 丸森町

11/1 角田市、白石市、柴田町

こうした緊急被害状況調査の過程で、被災地域では各地に大小の災害ごみ集積所が設置され、そこに被災家屋の片付け等で発生した災害ごみが多数廃棄されており、それら災害ごみ集積所についても、現場職員の許可を得ながら確認したところ、多数の歴史資料や文化財などが廃棄されている事例が確認された。廃棄されていた歴史資料や文化財などには、襖や屏風、扁額などの下張り文書のほか、什器類、唐箕や白、籠などの民具類などが確認された（図8）。多くの民具類については、保管場所の問題から保全を断念せざるを得なかったが、一部の文書資料については現場職員の下承を得て保全を実施した。こうした活動によって、一部の資料については廃棄寸前での保全をすることができたのであるが、近年、こうした災害ごみの廃棄が防災直後より比較的速いスピードで進行することになった結果、歴史資料等の廃棄スピードが速くなっている傾向が見られる。災害ごみの廃棄が素早く行われることは、生活復旧の面からすると歓迎されるべきことであるが、一方で本来保全されるべき歴史資料等が十分に確認されな



図8 災害ごみ集積所に廃棄された資料（2019年10月21日、丸森町）

いまま廃棄されてしまう速度も早まっていることを招く結果をもたらしていると感じられる。東日本台風時の宮城県内の場合、緊急被害調査を実施した約半月間、10月いっぱいぐらいの段階で災害ごみの廃棄がほぼ終了する状況となっており、その段階になると災害ごみ集積所の調査を行っても、そこから歴史資料等を探し出し、保全することは不可能なほど膨大な量の災害ごみが廃棄されている状況であった（図9）。所有者や災害ボランティア等に、いかに迅速かつ効果的に歴史資料等の誤廃棄防止を呼びかけていくかは、大きな課題となっている。

③ 巡回調査の実施

このような緊急調査の後、被災地域の状況が比較的落ち着いてきた段階で、地元の関係者の協力を得ながらより詳細な巡回調査を実施した。11月2日に角田市で実施した巡回調査の際には、地元郷土史団体である角田史談会の方と一緒に巡回調査を行った。丸森町や角田市については、災害発生の数年前より、宮城資料ネットの佐藤大介氏が地元での史料調査や講演会等を通じて、地元自治体や住民など関係者との関

係性を築いてきていたこともあり、災害直後より関係者と連携が比較的スムーズにいていたおり、この巡回調査についても角田史談会の加藤邦夫氏の案内のもと、市内の数件の旧家を巡回し、被害状況の調査および聞き取りを行うことができた。

そのうちの1つ、O家では実際に被災史料の存在が確認された。O家は近世に角田周辺の領主であった仙台藩一門筆頭・石川家の重臣の家である。角田市は前述のとおり大きな被害を受けた丸森町の北に隣接する自治体であるが、角田市内でも全・半壊748棟、床下浸水276棟の家屋被害が発生する被害を受けており、特にO家も含めた角田石川家の家臣層が居住した南町地区は被害が比較的大きな地域であった（図10）。O家を訪問してご当主にお話をうかがうと、お持ちの史料が被災し、現在、裏の納屋で乾かしているとのことであったので確認すると、近世～近代の古文書のほか（図11）、かつて同家の方が国鉄職員を務めていた際に収集した大量のマッチ箱の水損被害が確認された（図12）。水損資料はいずれもまだ濡れている状態であり、このまま置くと劣化やカビ



図9 約半月ほどで災害ごみ集積所はうず高く積まれた状況に（2019年10月30日、大崎市鹿島台地区）



図10 角田市南町地区の状況（2019年10月21日）

の繁殖が懸念されたことから、その場でホームセンターへ走ってエタノールやキッチンペーパーを購入して簡易的な応急処置を行ったあと、数日後に宮城資料ネット事務局のある東北大学災害科学国際研究所へ搬入し、冷凍保管を行った。

上述のように発災直後の緊急被害状況調査については、県全域の広い地域で実施することができたのであるが、この巡回調査については、ここで述べた角田市以外には、丸森町大内地区での調査にとどまった。その理由は、やはり巡回調査を行う際には地元関係者との十分な関係性ができていること、また短時間で十分な調査



図 11 O 家での応急処置 (2019 年 11 月 2 日)。発災より約 1 ヶ月後だが、資料はぐっしょり濡れており、カビの発生が懸念された。



図 12 O 家で確認された「被災マッチ」(2019 年 11 月 2 日)。だいたい昭和 40 年前後のものが多いと思われる。

を行うには多くのマンパワーが必要であるのであるが、結果的に巡回調査が 2 件にとどまったのは、いずれの点においても現在、宮城資料ネットでは不足しているという課題があったためである。この点については後述したい。

④ 被災資料のレスキュー

上述のような調査や、また所蔵者や地元自治体、関係者からの情報提供により、実際に被災した資料が確認された場合、その救済（レスキュー）が実施される。今回の東日本台風に際して、宮城資料ネットでは仙台市、白石市、角田市、丸森町、丸森町の 5 市町 9 件のレスキューを実施した（表 1）。このうち、ここでは丸森町南部での資料レスキュー（No. 8 および No. 9）について報告したい。

No. 8 および No. 9 のレスキューの発端は、地元関係者からの情報提供である。丸森町南部については、前述した五福谷地区を中心に、阿武隈川支川の内川や五福谷川などの氾濫で大きな被害が出ていたことは確認されていた。これにともなって丸森町の被害状況を把握するための巡回調査の計画をたてるため、丸森町の郷土史家である鈴木悦郎氏に町内の歴史資料の被災状況についての聞き取り調査を行ったところ、丸森町南部に位置する上林地区^{じょうりん}の F 家 (No. 8) にも被害があり、そこに所蔵されていた古文書類に被害が及んでいる可能性があるとの情報に接した。F 家は伊具郡丸森村の旧家であり、幕末維新期の当主は村年寄・村扱・戸長・村会議員・郡会議員などをつとめた、明治～大正期の地方名望家である。このお宅は宮城資料ネットによる所在調査一次リストにも資料所在情報が

掲載されており、実際に被災していた場合、所蔵資料にも被害が及んでいる可能性が非常に高いことが懸念された。

そうしたことから宮城資料ネット事務局メンバーで現地を訪問して状況を確認すると、内川と五福谷川の合流点に近く、両川の幅が最も狭まった場所にある上林地区では、両川からの氾濫水をまともに受ける形で大きく被災していた(図12)。F家についても母屋や蔵2棟を含む敷地全体が大きく被災していたことから、その

時点で宮城資料ネットとしては丸森町教育委員会と情報を共有した上で、レスキュー等の対応にあたる方針を確認した。そうしたところ、この方針を確認した翌日、丸森町教育委員会の荒井優作氏より宮城資料ネットへ連絡があり、東日本台風で被災したT神社(No.9)への支援要請が到来した。また同時に、被災した個人より避難所で預かった資料についての対応要請もあわせて問い合わせがあった。荒井氏のメールに添付された画像を確認すると、その資料はF

表1 2019年台風19号被災歴史資料の受け入れ状況(宮城資料ネット)

No.	資料名	受入日	受入状況	内容	処置の状況 (2021年12月現在)
1	角田市S氏資料	10月20日	角田市郷土資料館からの連絡	発掘調査関係の書類・図面等	冷凍保管中
2	涌谷町M家文書	10月22日	涌谷町教委からの連絡	近世～近代の武家関係古文書等	クリーニング・写真撮影完了、目録作成中
3	丸森町S家文書	10月31日	所蔵者より預かり	明治期の作事帳	返却済み
4	松島町S家文書	11月1日	松島町教委からの連絡	近世～近代の塩釜商人の経営帳簿等	返却済み
5	角田市O家文書	11月2日	巡回調査で確認	近世～近代の武家関係文書文書等	クリーニング・写真撮影継続中
6	仙台市F家資料	11月6日	所有者より連絡	現代の書籍、書画類	クリーニング作業中
7	白石市K家文書	11月22日	関係者を通じて打診	戦国期～近代の文書類など	地元で対応中
8	丸森町F家文書	12月1日	関係者からの情報&町教委からの支援要請	近世後期～近代の名望家資料、大量	クリーニング作業中
9	丸森町T神社	12月1日	関係者からの情報&町教委からの支援要請	F家と縁の深い神社、護符など数点	クリーニング作業中



図13 丸森町上林地区の状況(2020年2月28日)。



図14 F家での資料レスキュー活動(2019年12月1日)。

家に所蔵されていた明治期の戸長任命書であり、荒井氏に資料を託した方というのはF家のご当主であることが判明した。

この荒井氏からの要請にもとづき、12月1日にF家とT神社のレスキューを実施した(図14)。F家については前述のとおり、建物・敷地全体に大きな被害を蒙っており、居住不可能な状態となっていたが、一方、資料類については蔵の二階部分に保管されていたこともあり、ほとんどの資料は水損を免れており、災害ボランティア等によって母屋に運び出された状態で保管されていた。しかしながら一部の資料につ

いては水損が確認されたため(図15)、水損資料も含めた古文書や書書類などの紙資料は東北大災害研へ搬送した上で、水損資料については冷凍保存処置をすることにした。搬出した資料の量は、搬出用のハイエースバンが満杯になるほどの大量であった(図16)。

また、F家近傍にあるT神社についても、内川・五福谷川から土砂が入り、境内・社殿とも大量の土砂や流木が流入した状態であった(図17)。こちらについては、現地で合流した東北大ボランティアサークルの協力を得て、同神社の氏子の方々とともに泥出し作業を実施、社



図15 F家確認された水損資料(2019年12月1日)。所蔵者により乾燥がされていたが、まだぐっしり濡れていた。



図17 境内や本堂に土砂や流木が流入して被災したT神社(2019年12月1日)。



図16 F家より搬出した被災資料(2019年12月1日)。ハイエースバン1台にぎりぎり収まる量



図18 T神社からの泥出し作業(2019年12月1日)。

殿内の泥の除去を行った(図18)。先だって荒井氏より支援要請のあった仏像、絵馬、太鼓はいずれも水損していたが、破損等は確認されなかった。また太鼓の台座に一部カビの発生が確認された。また泥出し作業の過程で、本殿の中より水損した護符数点を確認。災害研へ搬出し、冷凍処置を行った。

⑤ 被災資料の応急処置

表1に掲げた9件のレスキュー資料のうち、No.7を除く8件の被災資料のうち、水損資料については東北大災害研へ搬入の上、資料の劣化の進行やカビの繁殖防止のため、メディカルフリーザーで -30°C で冷凍保管を行った(図19)。この冷凍保管した水損資料は順次、乾燥処置を実施した。吸水・乾燥方法としては「ス



図19 水損資料の冷凍保管処置。



図20 スクウェルチ・パッキング法。

クウェルチ・パッキング法(スクウェルチ・ドライイング法)」を採用した(図20)。スクウェルチ・パッキング法は、一九九〇年代にイギリスのコンサバターであるスチュアート・ウェルチによって考案された方法で、水損資料を吸水紙(新聞紙など)でくるみ、酸素バリアの袋に入れ、脱気して袋を熱圧着する脱水方法で、2002年のプラハ洪水での水損資料の吸水・乾燥法として知られる。日本へは東日本大震災に際して本格的な紹介がなされ、津波で被災した水損資料の吸水・乾燥処置法として広く用いられた。本方法は吸水紙の定期的な交換などに手間と人手を要するものの、ゆっくり脱水することで資料の劣化を防ぐことができるメリットがある³。この方法では、吸水紙については新聞紙、酸素バリア袋については布団圧縮袋、脱気シーラーについては家庭用真空パック器や家庭用掃除機など身近な機材を利用して行ったが、水損資料に含まれている汚水とともに汚損により発生していた悪臭もある程度除去することができ、成果は上々であった。デメリットである人手と



図21 市民ボランティアによる吸水作業。

3 小野寺裕子ほか「津波等で被災した文書等の救済法としてのスクウェルチ・ドライイング法の検討」『保存科学』51号、2012年。

手間については、宮城資料ネット市民ボランティアの方々に協力をいただき、人海戦術にて実施した（図 21）。スクウェルチ・パッキング法で取り切れなかった匂いについては別途水洗いを行った。

一方、塗工紙（コート紙）の書籍類については、ページ同士の固着が見られたため、スクウェルチ・パッキング法ではなく、東北大災害研が所有する真空凍結乾燥機を用いた乾燥処置を実施した。しかしながらページ固着は思うように解消せず、あまりいい成果が上がらなかった。この点については今後の課題としたい。

上記の方法を用いて資料の水分を除き、その後、アルミラックに置きつつ扇風機（サーキュレーター）で風をあてながら風乾させた資料については、刷毛やブラシなどを用いて塵や汚れを落とすドライクリーニングを実施した（図 22）。応急処置が終了した資料についてはデジタルカメラを用いて全点撮影を行い（図 23）、また目録の作成を行った上で、所蔵者へ返却する予定である。



図 22 市民ボランティアによるドライクリーニング作業。

3. 東日本台風被災資料救済・保全活動の成果と課題

この東日本台風への対応は、宮城資料ネットにとっては東日本大震災以来の本格的な被災資料の救済保全活動であった。また、これまで宮城資料ネットは創設以来、地震、そして東日本大震災での大津波を経験し、それへの対応を通して活動蓄積を重ねてきたが、台風や集中豪雨のような風水害での被災対応は初めてであった。筆者自身は、神戸の歴史資料ネットワークの運営委員・事務局を担当していた際に何度か風水害対応を経験していたが、宮城資料ネットとして初めて対応した東日本台風対応については、筆者自身の経験はさることながら、宮城資料ネットがこれまで組織として蓄積してきた経験が活かされた面があったと同時に、対応を通して明らかとなった課題もまた多かったと感じる。最後にその点について述べたい。

1 点目は初動対応についてである。風水害への対応というのは、いつ・どのタイミングで被災地へ連絡し、活動をするかというのが大変難



図 23 市民ボランティアによる歴史資料撮影作業。

しい災害である。神戸の歴史資料ネットワークでは、水害対応については「早すぎたら怒られる、遅すぎたら棄てられる」という標語が運営委員・事務局の中で言われていたが、実際に被災地域での人命救助や生活の様子を見極めつつ、かつ、いかに迅速に被災状況を把握して、その後の対応につなげていくかが重要となる。その際に、前述した「文化遺産マップ」のような、発災直後の混乱した被災地現地に赴かずとも、また、被災直後の生活や対応に忙しい現地関係者に何度も連絡をとらずとも、デジタル情報を用いて被災状況の事前把握を行い得るのは大変効果的である。また、その際にポイントとなるのが、特に民間・個人所蔵資料の被害状況をいかに的確に把握できるかということになるが、その点については、宮城資料ネットが2003年以来蓄積してきた、県内の個人資料所在情報データを効果的に活用できたのが非常に大きかった。この方法ももう少し今後、より洗練させていくことができれば、よりその後のレスキュー実施につなげることができる被害の事前把握につながるものとする。

2点目は国や自治体との関係について、特に市町村との関係がいかに構築できるかということである。東日本台風に際しては、日常的に関係性を有する地元関係者との連携は比較的スムーズに構築することができたが、関係の薄い方面とは災害時に関係を構築することが困難である場面が見られた。特に自治体の行政担当者とは、東日本大震災以来の関係性のもと、十分に協力ができた自治体があった一方、この10年間のうちに関係が切れてしまい、うまく協力関係が築けなかった自治体も存在した。宮城資

料ネットでは東日本大震災以来、いわゆる「災害対応」が継続していて、自治体との関係作りのような日常時の対応・活動が十分にできていなかった一方、自治体側についても人事異動などで担当者が変わり、資料ネットとの関係が十分に引き継がれなかったような事例も見られるなど、その要因は資料ネット側、自治体側双方の事情が関係しており様々であるが、災害から地域の歴史資料を救う上では、ゆるやかにでも日常時に関係性を構築しておくことが大変重要になってくる。

3点目は、上記のいかに災害時の連携体制をいかに築けるかという点とあわせて考えるべき点であるが、災害ごみの問題である。前述のとおり「文化遺産マップ」を活用を通して、発災直後より緊急被災状況調査を実施することができたが、そこで確認された災害ごみ集積所に歴史資料等が多数廃棄されていること、またその廃棄スピードが予想以上に速く、結果的に十分な保全対応ができなかった点については、今後その対応について検討する必要があるだろう。そのためには前述のように行政との連携に加え、社会福祉協議会などとの連携も模索し、被災資料の誤廃棄防止を広く呼び掛けてもらったり、また災害ごみの廃棄スピードが格段に速くなっていることを前提としながら、災害ボランティアの活動と連携した「水際作戦」という形で資料廃棄を食い止めたりなどの対応が必要になってくると考える。

4点目は被災資料の応急処置法についてである。今回の台風対応については、スクウェルチ・パッキング法が好成績を収めるなど、東日本大震災をはじめとする過去の大規模災害時の経験

を活かして、おおむね良好な成績を見ることができた。一方でこうした応急処置法の技術的研究をさらに深め、被災状態に応じた資料の応急処置法の確立を進めるとともに、歴史資料や文化財関係者、市民に対する応急処置法の普及をはかり、発災直後より適切な応急処置法を講じ、被災資料の迅速な保全につなげることが必要である。

5 点目は、COVID-19 の影響についてである。本報告の時点（2020 年 8 月 31 日）では、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の流行が未だ終息を見せず、そのことは今回の台風で被災した資料の処置作業に多大な影響を及ぼしている。COVID-19 の感染拡大が長く続くなか、感染症と共存した「with コロナ」の状況にいかに対応していくかというのが社会的に叫ばれているが、「with コロナ」時代の地域歴史資料の保全はいかに進められるべきであろうか。その事と関わって、ある研究会で、「with コロナ」のもとで、地域歴史資料をとりまく状況について相反する 2 つの状況が生まれていることが報告された。すなわち、まず資料の公開・活用についてのデジタル化が促進されたことである。「with コロナ」状況のもと、オンライン会議システムやテレワークの普及などにより人々がデジタル技術への親和性を高めた結果、地域歴史資料の公開や活用が、これまでに比べて格段に進んだという。その一方で、COVID-19 は資料保全に関わる「人」の動きを著しく制約している。実際に宮城資料ネットでも、COVID-19 の感染拡大の影響により、2020 年 2 月から 8 月までの約半年間、資料保全のボランティア作業自体を休止せざるを得ない状況に

なっている。要するに資料が保全される「現場」というのは、人が動き、あつまる場所にこそ存在するものであり、そこが現在停滞ないしはストップしているのが現状であると言える。このことは、現在進展を見せている資料のデジタル公開・活用についても、今後大きな影響が及んでくるものであると考える。すなわち、結局資料をデジタル化していくその前提には、現物の資料を処置し、保全する作業がどうしても必要となってくるものであり、それが進まない限り、今後もデジタル資料の公開・活用が一定程度進むとしても、それは先細りにならざるを得ないかということに危惧するものである。

また上記と関わって、人が実際に動かざるを得ない災害時の歴史資料救済・保全活動についても、「with コロナ」のもとでどのように実現していくかという問題も残されている。実際に 2020 年 7 月には熊本県を中心に九州での豪雨災害が発生しており、熊本史料ネットなどがその対応にあたっているが、その動きについては今後検証される必要があると考える。すなわち、たとえば被災した蔵の中から資料を搬出する際、ソーシャルディスタンスをとって蔵出しを行うというのが非常に困難である。また、災害ボランティアそのものが府県をまたいだ活動が制限されるなか、東日本大震災以来、全国の資料ネットや文化財等の関係者で構築してきた、災害時の広域支援のあり方をどのように考えていくのかなど、「with コロナ」状況のもとでこれまでの方法論が難しくなりつつある現在、災害から歴史資料を守る取り組みをいかに進めていくかについては、大変難しい時代に入ってきたと感じている。

おわりに

以上、宮城資料ネットにおける東日本台風時の活動の成果と課題について報告してきたが、現在において最も頭を悩ませているのは、前述の5点目のCOVID-19との関わりである。これまで通りの活動が難しいような状況が、果たして一体いつまで続くのか、その見通しは未だたっていない。筆者はこれまで述べてきた歴史資料保全活動とともに、歴史研究者として近代地域医療史を専門にしている観点より、このCOVID-19のもとで、1917年に発生した新型インフルエンザのパンデミックである「スペイン風邪」についての研究を進めている。コロナウイルス感染症であるCOVID-19と、インフルエンザウイルス感染症である「スペイン風邪」を同列に扱うのは難しいが、「スペイン風邪」の社会的影響は、少なく見ても約3年ほど様々な形で続いたことが見えてきている。COVID-19のもとでの「with コロナ」状況が、果たして1年程度で終熄するのか、それとも3年続くか5年続くか、はたまたそれ以上の影響を受けるのかはわからないが、「with コロナ」における資料保全活動をどのように組み立てていくのか、さしあたってそのことは考えざるを得ない状況に現状あるものと考えている。

報告からその後一年……

上記報告を行った2020年8月現在、上述のように「with コロナ」のもとでの資料保全をいかに進めていくかが課題となっていたが、

COVID-19の流行が長期化している現在、その点はますます重要な課題となっている。

まず、上記でも触れた宮城資料ネットボランティア作業の状況についてである。宮城資料ネットでは東日本大震災以来、週1回（月曜日）に高齢者や女性を中心とする市民ボランティアによる被災資料保全作業を継続的に実施していたが、上述のように日本国内での感染が拡大し始めた2020年2月以降、当面の間の作業休止を決めた。活動休止の間、宮城資料ネット事務局では、市民ボランティアへの意見聴取やコミュニケーションをメールやSNS（LINE）で行うとともに、月1回程度の宮城資料ネット運営委員会（現在はオンラインでの開催）の場で、活動再開の目安や再開時の作業マニュアルを盛り込んだガイドラインについて、東北大災害研に所属する感染症専門家の助言を仰ぎながら策定を進めた。その結果、ソーシャルディスタンスを保った作業場所の再編や、作業時間の短縮（作業終了時刻を17時から15時に短縮）などを定めた上で、作業場所である東北大学のBCPレベルが1以下（学内での課外活動が概ね自由に行えるレベル）に下がることを条件とする作業実施ガイドラインを策定した⁴。作業再開の目安とした東北大学BCPレベルは、2020年7月にはレベル1へと低下したため、お盆休み明けの同年8月17日より作業を再開しており、報告時点ではようやく約半年ぶりに作業を再開することができたという状況であった。

ところが、明けて2021年初頭より再び感染

4 安田容子「コロナ下の資料保全—宮城資料ネットの活動において」『第七回全国史料ネット研究交流会報告書』大学共同利用機関法人人間文化研究機構、2022年2月刊行予定。

流行が拡大、東北大学 BCP レベルも 2021 年 1 月 8 日よりレベル 2 へと引き上げとなり、せっかく再開された作業は 2020 年末をもって再び休止状態となった。流行拡大はその後断続的に続き、それにともない東北大学 BCP レベルも引き下げられることなく、3 月 18 日には宮城県・仙台市が独自の緊急事態宣言を発令するに及び、東北大学でも 4 月 1 日には BCP レベルを 3 に引き上げるなど、作業の再開はますます困難な状況であった。その後、ようやく作業を再開することができたのは 10 月 18 日であり、実に 10 ヶ月半の間の活動休止が余儀なくされる状況となっていた。だがそれもほんの束の間であり、2021 年暮れからのオミクロン株の急速な感染拡大を受け、2022 年 1 月 17 日より三度の作業休止に陥った。今のところ、作業再開の見通しはたっていない。

このように作業自体がほとんど行えない状況下においても、自然災害は待つてはくれない。2021 年 2 月 13 日に発生した福島県沖地震では、宮城県と福島県で最大震度 6 強を記録した。この地震に関して、2 月 20～21 日に開催した「第 7 回全国史料ネット研究交流会」の場において、全国の資料ネットや文化財関係者との間で緊急の被害状況共有の場が持たれた。本集会は当初は仙台を会場に開催される予定であったが、COVID-19 の影響を受ける形で、宮城資料ネットがホストとなるオンラインでの開催がなされたため、急遽プログラムの変更を行って対応することができた。また発災直後より、前述の「文化遺産マップ」による事前の被害推測、および国立文化財機構文化財防災センターと連携した緊急被災状況調査を実施したほ

か、震度 6 強を記録した福島県新地町（宮城県境に位置する）の旧家では、ふくしま史料ネットと合同の被災蔵からの被災資料レスキュー活動を実施した。活動に際しては事前に感染症対策のガイドラインを策定し、作業場所への移動を密にしない、また事前の検温を定め、少人数かつソーシャルディスタンスを意識した活動となったが、計 4 日間で蔵 3 棟からの資料レスキューを実施することができた。レスキュー活動が年度末にあたったこともあり、自治体からの協力を十分に得ることができなかつたなど、上述した課題が克服できたわけではなかったが、それでも「with コロナ」のもとでの資料レスキューが実施できたことは大変大きな経験となったと考える。

また、COVID-19 の感染拡大が顕著となり、「ステイホーム」による人々の在宅時間が多くなったこととともなって、この期に家庭の不要物の処分を進める、いわゆる「コロナ断捨離」がちょっとしたブームとなった結果、不要物とともに個人所蔵の歴史資料も廃棄される懸念が生じ、各地の資料ネットからは SNS やメディアを通じて、「コロナ断捨離」による歴史資料の誤廃棄防止の呼び掛けが相次いだ。宮城資料ネットでもメールニュースや SNS などで呼びかけを行った結果、個人資料の保管についての相談が何件か持ち込まれた結果、現在、COVID-19 の感染拡大以後、5～6 件程度の個人所蔵資料を新たにお預かりしている現状にある。前述の通り、東日本台風の際には多くの個人所蔵資料が災害ごみとして廃棄され、それを食い止めることができなかったことを考えると、僅かながらも「コロナ断捨離」で棄てられ

るはずであった資料を保全できたことは喜ばしいことではある。しかしながら、保全作業がストップし、お預かりした資料の処置を進めることができない現在、預かり資料は溜まっていく一方であり、保管場所としている災害研の容量もほぼ満杯に近づいている。こうした状況では、東日本大震災のような大規模自然災害が発生した場合、レスキュー資料を一時保管する場所を確保するのが大変困難な状況になることが予想

されている。その点については現在、宮城資料ネットでも別途保管場所の確保について検討するなど対策を考えているが、容易に解決が難しい問題でもある。

いずれにせよ COVID-19 は報告時点で考えていたよりも長期化の様相を見せており、上述した課題の克服に困難がともなっているのが現状である。

第2部 『震災資料』の現在

尼崎市立歴史博物館“あまがさきアーカイブズ” (旧尼崎市立地域研究史料館)における 阪神・淡路大震災資料の収集と公開についての報告

尼崎市立歴史博物館

河野 未央



はじめに

本報告では、旧尼崎市立地域研究史料館、現在の尼崎市立歴史博物館“あまがさきアーカイブズ”における阪神・淡路大震災時に作成された歴史的公文書、及び震災に係る民間で作成された記録・資料類（以下、震災資料）の収集・保存から整理・公開までの経過及び現状、さらに課題について述べる。あわせて尼崎市立歴史博物館がオープン以来影響を受けてきた新型コロナウイルス感染症拡大への対応や、記録化についても同時に紹介していく。

1. 尼崎市立歴史博物館と “あまがさきアーカイブズ”について —施設・機能・組織の紹介—

最初に筆者が勤務する尼崎市立歴史博物館（以下、歴史博物館）について紹介する。歴史博物館は、令和2年（2020）年10月10日にオープンした（写真1）。建物は、昭和13年

（1938）に建てられた旧学校施設で、歴史的建造物をリニューアルしたものである。もともと尼崎市には文化財収蔵庫という博物館施設と、地域研究史料館という公文書館施設があったが、この二つが統合して歴史博物館となった。旧文化財収蔵庫は埋蔵文化財センターの機能も併せ持っていたため、歴史博物館は博物館・埋蔵文化財センター・公文書館の3つの機能をもつ施設となっている。さらに尼崎市北部にある田能資料館も組織としては、歴史博物館に所



写真1 尼崎市立歴史博物館外観

属している。

尼崎市立地域研究史料館（以下、旧地域研究史料館、ただし阪神・淡路大震災当時のことを述べるときは旧をつけず、地域研究史料館と記す）から引き継いだ歴史博物館の公文書館機能は、正式名称ではないが、“あまがさきアーカイブズ”と名づけ、愛称として定着していくように努めているところである。以下、本報告でも公文書館機能については“あまがさきアーカイブズ”の名称を使用する。ちなみに歴史博物館の公文書館機能を担う博物館の一室は「地域研究史料室」という名称で、旧地域研究史料館の名称を引き継いでいる。

組織としては、旧地域研究史料館と旧文化財収蔵庫は課相当の組織で、旧地域研究史料館は首長部局である総務局、旧文化財収蔵庫は教育委員会事務局所属であった。現在の歴史博物館は、組織名を尼崎市教育委員会事務局社会教育部歴史博物館といい、課相当の組織である（図1）。上記のふたつの課相当の組織はそれぞれ史料担当・文化財担当という係となり、旧地域研究史料館の機能は史料担当が担っている。統合による人員の削減はなく、旧来の組織の機能は現状、そのまま引き継がれている。

なお、歴史博物館の公文書館機能である“あ



図1 尼崎市立歴史博物館組織図

まがさきアーカイブズ”は、歴史的公文書を扱い、市長の事務である文書事務の一環を担うことから、これに見合う体制をとるため、社会教育部長と歴史博物館の館長がそれぞれ総務局の部長・課長を併任し、文書事務を補助執行することとなっている。

さて、公文書館機能を担う史料担当の職員は10名、正規職員としては管理職の館長を除くと3名、庶務アルバイトを含めた会計年度任用職員が7名である。市町村の公文書館の中では贅沢な職員数と言われるが、所蔵史料の総数から導き出される業務量を考えると、感覚的にはそれほど贅沢には思われない。

地域研究史料室“あまがさきアーカイブズ”は令和2年10月の歴史博物館のオープン前後は旧施設からの移転業務、さらにコロナ禍もあって長らく閉館・閉室していた。開室後はありがたいことだが、待ちかねた来室者がどっと詰めかけるということがあった。写真2はそうした開室後のある日の状況を撮影したものである。

地域研究史料室は、旧地域研究史料館と同様、市民の方々が尼崎市域の歴史に関することで何か調べたいことがあったとき、自身の関心に沿って知識を深めたり、研究を進めたりすることができる「場」となっている。尼崎地域につ



写真2 歴史博物館開館後のあまがさきアーカイブズ

いてわかる刊行物・史料等を取りそろえ、来室者に専門職である職員がレファレンス対応をしてそのサポートを行う。

地域研究史料室で所蔵している史料は、古文書・近現代資料、歴史的公文書、それらを読み解く補助資料となる図書・雑誌、さらに地図、写真、絵はがき、ピラ・ポスター、音響・映像資料、マイクロフィルムなどで、あらゆる地域の史料を広く収集して、閲覧に供している。上記史料のうち震災資料について述べていくが、本報告では、収集の状況とともに現在その史料情報を掲載した目録、あるいは史料所蔵情報の「公開」をどのように行っているのか、という点について重点的に述べていきたい。

阪神・淡路大震災より25年以上経った現在では、一部のプライバシー情報を除き、震災資料を利用できる状態にすることが、震災の経験の継承という意味でも重要となってくるからである。しかしながら、結論を先に述べれば、“あまがさきアーカイブズ”では現状、震災資料の「公開」が十分に行えているとは言い難い。様々な問題を抱える中での「公開」をどのように実施しているのか、その悪戦苦闘の様子を報告してみたいと思う。悪戦苦闘の中で、“あまがさきアーカイブズ”でこだわったのは、文書群単位の公開である。目録の整備を完璧にすることよりも、利用者の求めに応じて史料が利用できる状態にすることを最優先とした結果である。

“あまがさきアーカイブズ”では、寄贈・寄託を受けた所蔵史料はその出所ごとに文書群として把握し、内部管理データベースに登録し、管理をしている。文書群には1,000点以上あるものから1点だけのものまで様々だが、後

述するように、少点数であれば出納に関わる管理もさほど難しいものではないため、文書群情報を公開することで、史料の閲覧提供は可能となる。

上記の立場より本報告では「公開」という言葉を、主に利用者に史料を閲覧に供するための、その前提である目録・所蔵情報の提供という意味で使用する。史料閲覧に係る公開について言及しなければならないときは、「内容の公開」「史料の公開」など、その都度意味を限定して示す。

2. 阪神・淡路大震災記録の 収集・保存について

(1) 阪神・淡路大震災関連の歴史的公文書・行政資料の収集

① 震災の記録化と歴史的公文書・行政資料

尼崎市は、兵庫県南部で大阪府と接する東の端にある。平成7年(1995)、阪神・淡路大震災では市域でも数々の被害があった。図2は、『図説尼崎の歴史』からの引用だが¹、建物被害も、人的被害も多くあったことがわかる。

写真3は、阪神・淡路大震災時の旧地域研究史料館の書庫を撮影したものである。旧地域研究史料館では、書庫・収蔵庫・閲覧室などの書架が倒れ、被害に遭った。被害からの復旧は、当時の全史料協(全国歴史資料保存利用機関連絡協議会)の有志のメンバーなど、ボランティアの方々に手伝っていただいた。

以下は旧地域研究史料館、現在の“あまがさ

1 <http://www.archives.city.amagasaki.hyogo.jp/chronicles/visual/index.html> (最終閲覧2021年12月6日)。

尼崎市域における阪神・淡路大震災の爪痕

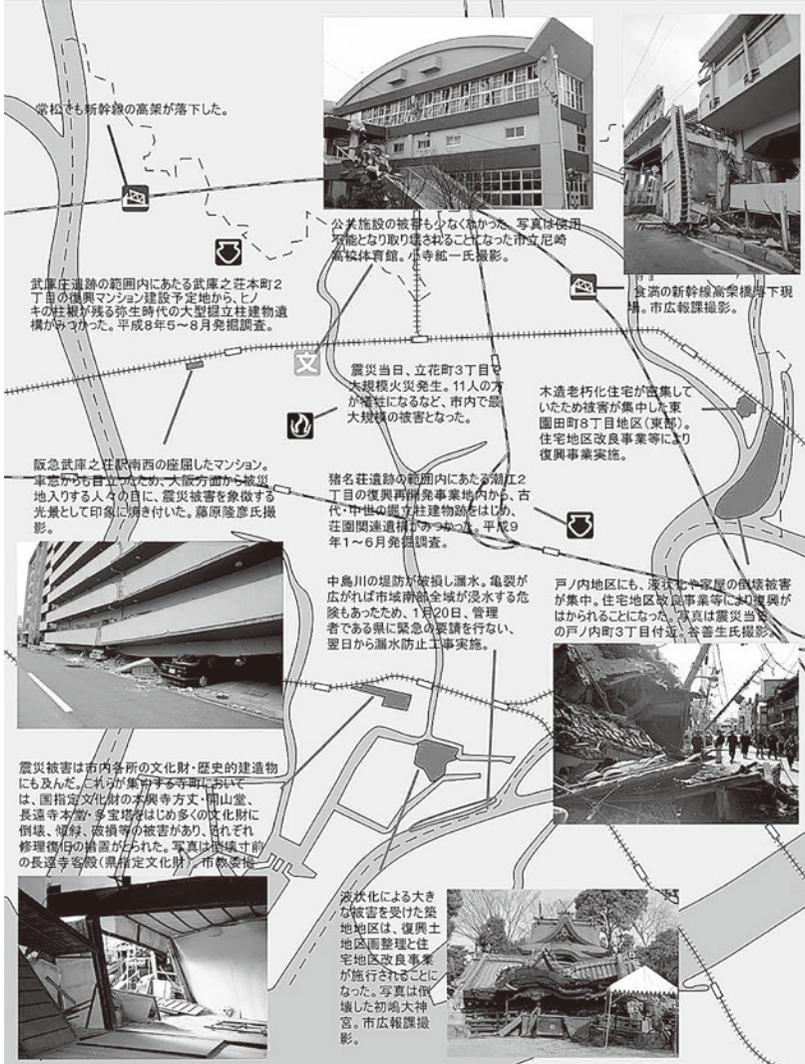


図2 尼崎市域における阪神・淡路大震災の爪痕



写真3 旧地域研究史料館書庫の被災状況



写真4 『阪神・淡路大震災 尼崎市の記録』

きアーカイブズ”の阪神・淡路大震災資料の収集・保存状況について紹介する。まず歴史的公文書についてである。

尼崎市の阪神・淡路大震災資料の収集は、国からの通達がきっかけであった。震災後、国から兵庫県を介して県下の各市町に、震災の記録化が求められる。その通達のもと、尼崎市企画局企画調整室は当時、本市の外郭団体であるあまがさき未来協会へ事業委託し、編集したのが、『阪神・淡路大震災－尼崎市の記録』である（写真4）。編集に先立ち、企画調整室は尼崎市の震災関連の公文書・行政資料をリスト化しその目録を提出するよう、市役所内の各局室へ通知した。通知に従い、市役所では震災関連の公文書・行政資料について目録（以下「リスト」）を作成、その「リスト」をもとに、各局室の資料が収集された。

同書の刊行後、収集した公文書・行政資料の散逸を防止するため一部は旧地域研究史料館に移管された。

ところで平成10年（1998）に刊行された『阪神・淡路大震災－尼崎市の記録』（以下、『記録』）は、できるだけ幅広い角度から被害の全体像を浮かび上がらせるように、客観的かつ正確に記述した記録性の高いものにするという、非常に高い目標を掲げて作られた記録であった。ゆえに、市役所の記録にとどまらないことを、当時相当に意識して編集されたものであった。しかし、市民ボランティアの活動の記述が不十分との批判のもと、市民ボランティアの立場から同年『市民版 尼崎の震災記録 阪神・淡路大震災市民版記録集』（写真5、以下『市民版記録』）という記録集が市民の手により刊行された。双

方の記録を読み比べると、確かに『記録』は市民の記録という側面はやや弱いと感じる。

たとえば、『市民版記録』では身体障害者の方々にスポットが当てられた。『市民版記録』を一部紹介すると、身体障害者の方が働く小規模な作業所の被災が取り上げられ、作業所で勤務する人々の姿や自宅の被災状況なども収められている。『記録』に全く無いわけではないが、中心となる記述ではないことから、上記批判は的を得たものとなっている。

ともあれ、『記録』『市民版記録』いずれも目を通した際に共通して感じるのは、震災について記録化し、後世に残していこうという意識の高さである。しかしながら、旧地域研究史料館では震災資料の移管の段階で、時の経過とともにいわゆる意識の面での“風化”を感じざるをえない状況を、経験することになる。

震災関連の公文書・行政資料は旧地域研究史料館に移管されたが、一部の文書は現用であることから原課－もともと文書を作成・保管していた課－に返却した。このような原課に対しては、「リスト」をもとに、旧地域研究史料館から毎年所蔵確認の連絡をしていた。しかし

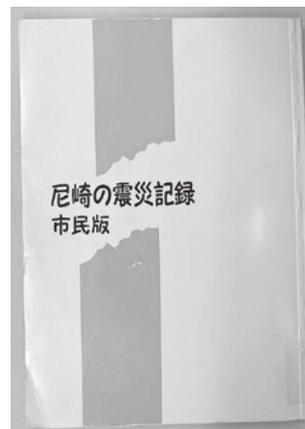


写真5 『市民版 尼崎の震災記録』

震災から10年ほど経ったあたりから、原課に返却した公文書・行政資料の所蔵確認の連絡をとると「所在不明」との回答が返ってくる場合も出てきた。

「所在不明」の震災関連公文書には重要なものも含まれており、後にその情報が必要となったこともある。旧地域研究史料館も“あまがさきアーカイブズ”でも、市役所の様々な部局・各課から阪神・淡路大震災に関する照会を受けることがある。かかる照会へは、回答したり、所蔵する歴史的公文書の該当部分をピックアップし、閲覧に供したりしている。ある課より、「阪神・淡路大震災当時の公費解体の記録はあるか」と照会があったときのことである。現在の業務における調査のため必要な情報とこのことだったが、関連する公文書は「リスト」には掲載されているものの、旧地域研究史料館に引き継がれていなかったため、「所在不明」と回答せざるを得なかった。文書の移管がスムーズにできなかったことが悔やまれるこうした事態は、後々も起こりうることは、容易に想像できる。

ところで、“あまがさきアーカイブズ”で歴史的公文書を担当している職員によると、移管された歴史的公文書そのものも、ある種の「不完全さ」があるものもあって、問題を感じたという。具体的には、何か方向性を決めたり、事業を開始することを記した決裁文書はあるものの、事業の完結、ないし事業の報告についての文書が残っていないことがあるそうだ。事業の開始から完結までをひとつの流れとして認識し、文書化されていない場合があるという。例えば、防災1号の解除の時期はいつだったのか。あるいは、動態的組織の解散はいつだったのか。

いずれも尼崎市の場合は、文書ではたどれないケースもあった。そのため、当時の指揮系統の変遷という基礎的な情報が、文書ではたどることができない状況に陥っている。

動態的組織は、コロナ禍でも設置されているので、文書が作成されなければ同様の問題は起こりうる。この問題を解決するには、後の検証のために必要な文書を必要に応じて作成するよう意識することが肝要であり、ゆえに文書を作成する公務員の側の意識が問われてくる。

個人的にショックを受けたのは、阪神・淡路大震災において尼崎市内で亡くなられた方のリストが完結していないということであった。判明したのは近年のことである。亡くなられた方は49名。うち、35名の方については、どういう方が亡くなられたか、やや不正確なものも含めて記録があった。しかし、残り14名の方々の記録はわからなかった。もしかしたらまだ市役所のどこかで記録が残っているかもしれないとの淡い望みは捨てられないが、後の検証、すなわち未来のために文書を作成するという意識が、いかに重要かということを認識させられた出来事であった。

② 阪神・淡路大震災関連の歴史的公文書の収集事業のその後

「リスト」にある公文書が所在不明となってしまうという上記のような苦い経験もあり、旧地域研究史料館では、必要に応じて歴史的に重要な公文書を移管するよう全庁的な働きかけを行ってきた。例えば、平成23年(2011)の東日本大震災以降、尼崎市は宮城県気仙沼市への支援に取り組んでいるが、文書については、東

日本大震災という歴史的な自然災害への対応ということで、市役所内に通知を出し、必ず旧地域研究史料館に移管するよう依頼している。こうした地道な働きかけは功を奏し、東日本大震災関連の公文書・行政資料は適宜移管を受けることができています。

移管された文書の中には、被災地に派遣された職員からのEメール報告なども残っている。被災地で過ごす時間により、Eメールの内容は、単なる業務報告にとどまらず被災地の「当事者」の声となっており、そうした職員の心情をも垣間見える内容となっている。このような文書も、未来においては東日本大震災の検証していくためには重要な資料になってくると思われる。

ところで、東日本大震災の支援開始時に作成された文書をまとめたファイル一式は、平成28年(2016)の熊本地震など、後の災害において関連部局からの要請があり、貸し出した。熊本地震でも実施された職員派遣の際の事務手続きや事業の進め方において参照できる文書として役立つと聞いている。東日本大震災でどの時点でどういう文書を発出し、どういうかたちで支援物資を準備したか、何を、どのように持っていったのか、などがわかる一連の文書が、余さずまとめられていたことが重要だったのではないかと思われる。

市役所内で完結してしまう話になるのかもしれないが、職員の異動があつて経験の引継ぎが難しいような場合には、記録で残しておくことは重要である。逆にかかる記録こそ、市役所の「未来の」仕事に役立つものである。そうしたことを目の当たりにした出来事であった。ただし、こうした「組織内文書」としての重要性は、

1年、3年、5年、10年といった公文書の保存年限よりはやや長いという程度のスパン、近未来の範疇にとどまるものであることは意識しておく必要がある。

さて、かかる経験に学び、このコロナ禍においても“あまがさきアーカイブズ”は、令和2年(2020)6月に歴史博物館長名で「新型コロナウイルス感染拡大への対応に関する文書・資料等について」と題し、市役所内の各所属に対して新型コロナの対応と関連して作成・取得及び保存している文書・資料等について、コロナの収束状況をみながら調査を行うことの予告と、またその調査への協力について依頼文を発出した。きたるべき未来にコロナ関連の文書について体系的に収集・保存する必要があることから、その前提として出した文書であった。

もっともコロナが長期化するとコロナに関連して作成された文書の量は増大することは必至で、次にそうした文書を、どこでどのように保存していくかということも同時に考えていかなければならない状況である。保存場所の問題は、建物、つまりハードの問題もあり、一般的に財政難に苦しむ行政にとっては一朝一夕で解決できる問題でないことが多く、その点においては、尼崎市も例外ではない。

さて、新型コロナウイルス感染症対策に関する文書・資料等についての全庁的な調査の実施を予告して、本来であれば令和3年(2021)1月から3月の間に文書の調査をする予定だったが、このたびの緊急事態宣言を受けて、また令和2年度内の調査は断念せざるをえない状況になっている。くわえて基本的にはコロナはまさに現在進行形であつて、直接対応をせまら

れている部署は「それどころじゃない」というのが実情であろう。

そういう中で、新しい動きもあった。令和2年度は“あまがさきアーカイブズ”に、新しく職員が1名入ったのだが、その職員との会話の中で、コロナ禍の記録写真を撮る必要があることを告げたところ、同期にLINEで呼びかけみるという。スマートフォンで写真を撮ってLINEで送る、というのは、さほど手間ではなくハードルが低かったこともあるのか、各職場、たとえば窓口の状況などの現状について、新規採用の職員たちは進んで協力してくれた。少なくとも市役所内の張り紙・窓口の状況などの写真は収集が進んだ。(写真6)

送られてきた写真データは、「記録写真」という目でみると、もう少し撮影する角度を調整してほしいなど、気になる点も無くはない。ただ記録化に向けた呼びかけの方法として、LINEなど日常親しんでいるツールを利用することは、記録化に向けて多くの人々へ参加を呼



写真6 市役所職員撮影、コロナ禍の窓口の様子

び掛けることができるし、またデータの集積もスムーズであることなどを改めて学ぶことができた出来事であった。

(2) 阪神・淡路大震災における民間で作成された震災記録・震災資料の収集について
次に、いわゆる民間で作成された震災記録・震災資料の収集について述べる。

震災資料は、第一に、旧地域研究史料館の職員による収集がある。被災直後に作成された張り紙、チラシ、ビラなどの類いはかなり積極的に収集している。

第二に、全史料協（全国歴史資料保存利用機関連絡協議会）や史料ネット関連の活動資料、尼崎市内でボランティア等震災時に活動していた市民団体、さらには市議会議員の方などから収集した資料などがある。これらは、当時の職員が持っていた「つながりの輪」を彷彿とさせる。つまり、「地域研究史料館で震災関連の史料を収集してる」ということを理解してもらっていて、そのうえで協力をしてもらっていることが、所蔵する一連の震災関連の文書群の出所情報から浮かび上がってくる。

旧地域研究史料館は書架が倒れるなどの被害はあったものの、建物じたいに大きな被害が無かったことから、歴史資料保全情報ネットワーク（現歴史資料ネットワーク）の事務所、あるいは文化財等救援委員会の現地本部となるなど、様々な活動の拠点となっていた。そのような大規模自然災害からの歴史資料救出・救済に関わる人々の集う場となったことも、震災資料の収集ということでは力になっていたと思われる。

このようにして収集された震災資料について、以下、具体的に紹介しよう。

ひとつは、市役所職員から寄贈があった避難所関係の記録類である（写真7）。旧地域研究史料館の館長経験者が、震災当時偶然にも武庫地区会館という公民館の館長を勤めていた。同館は避難所となっていたが、その避難所の記録は、避難所解体後、旧地域研究史料館に寄贈された。ただ、これは半分行政資料の性格を持つものになるのかもしれない。

いまひとつは復興まちづくりの記録である。尼崎市の築地地区は、市民の力で復興した地区であり、持ち家がある人から借家の人まで地区に暮らす住民すべてで在りたい街の姿を考え、



写真7 避難所関連資料

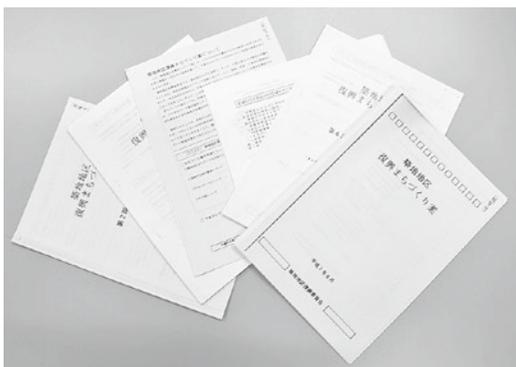


写真8 築地地区復興関係資料

話し合い、地区の人々の総意を示すことにより地域の復興を成し遂げていった。その記録は、同じく復興を成しえた後、旧地域研究史料館に寄贈された（写真8）。

かかる武庫地区の避難所の記録、築地地区の復興まちづくりの記録は、やはり何がしか当時地域研究史料館と関係があった人が収集に関わっていることが指摘できる。ほかに細かなものでは、当時、乗客への案内として阪神電車の駅構内に張られていた張り紙や、復興テレホンカードなどもある。こうした震災資料も収集、あるいは寄贈を受けたものである（写真9）。

あと、旧地域研究史料館の記録もある。貴重書庫に置いていた温湿度計が地震の被害にあった時間に停止した。その時の記録紙も災害記録として残している。

3. 阪神・淡路大震災記録・震災資料の公開

(1) 歴史的公文書の公開

次に、震災資料の公開について述べていき



写真9 震災資料

い。

最初に歴史的公文書の公開について。震災関連の歴史的公文書は、目録公開はできていない。もっとも、歴史的公文書を閲覧に供していないということではなく、先述のとおり、市役所内の照会に応じて“あまがさきアーカイブズ”の職員が該当の文書があるか検索し、随時簿冊の貸出・閲覧に応じるなどしている。市民利用が全くないわけではないが、かかる公開方法では利用までたどりつくのは難しいと言える。

とはいえ、ビジュアル資料については比較的照会・利用も多い。避難所、炊き出しの光景など広報課が撮影した写真、あるいは旧地域研究史料館の職員が同じく記録として撮影していた写真などを閲覧に供している。

平成21年(2009)、文部科学省科学研究費補助金・基礎研究(S)「大規模自然災害時の史料保全論を基礎とした地域歴史資料学の構築」を実施していた神戸大学文学部との連携により、研究会を開催し、震災関係文書の調査・整理については少し前に進んでいる。震災関連の歴史的公文書で11の局室から収集した簿冊245件305点、このうちの半数については概要調査を実施し簿冊目録を作成、さらにその一部は件名目録まで作成した。ただ、当時整理を主に担当していたが嘱託員で退職をしたことで、作業は実質的にストップしてしまっている。義捐物資に関する記録、あるいはその当時の本庁の被害の記録などは件名目録まで作成されており、それらの目録データの引継ぎもあった。しかし一部未完成のデータもあり、それらについては、簿冊原本との対照が難しいなどデータの再整理作業が必要である。もっとも、現状歴

史的公文書担当の職員は日々の業務に追われていることもあり、震災関連の歴史的公文書については、整理計画上の優先順位は下がってきていて、公開というところまではたどり着いていない。そもそも“あまがさきアーカイブズ”所蔵の歴史的公文書については、震災に関係する内容だけに限らず、歴史的公文書を広く公開するための法的整備ができていない。しかし、現在は、「(仮称) 尼崎市公文書管理条例」の制定及び施行に向けた動きがあるので(後述)、連動して公開できるよう、令和3年度は整理計画の優先順位を引き上げ、担当職員が時間を見つけて整理を行っているところである。

(2) 阪神・淡路大震災における震災記録の公開

寄託・寄贈を受けた震災資料は、寄贈者・寄託者から当面の間、内容の公開を控えるよう要請されたものも幾つかあった。もちろん、この場合はプライバシーの問題を考慮しての要請である。そうした震災資料は、現在一定期間経過したこともあって公開についての見直しを行う時期に入っていると考えられるが、震災資料原本について公開・非公開のための審査をする客観的基準・指針を持っていないため、審査に迷う、悩ましい状況が続いていた。こうした影響もあって、震災資料については、だんだん整理の優先順位は低下していった。もちろん、なかには利用者の求めに応じて閲覧に供する震災資料もあったが、震災関連の歴史的公文書と同様、目録など所蔵情報についての発信が十分にできていない状態は現在まで続き、ずっと課題として抱えたままであった。

しかし、阪神淡路大震災から 25 周年を迎えたということもあり、何かできることはないかと考えた。というのも尼崎市において、阪神・淡路大震災は、公害問題と同じく現代における特徴的かつ歴史的に重要な出来事であるからだ。そして何よりこの二つの出来事については、寄贈・寄託等の文書群の受け入れ、収集が進んでいる。繰り返しになるが、旧地域研究史料館を支えてきた職員の「つながり」によって、尼崎市の特徴的なトピックについて、このような文書群の収集は可能となった。とすれば、それらを引き継いだ次の世代の職員が担うべきことは、当然ながらその公開体制を整備することであろう。

こうした考えから、震災関係の歴史的公文書と同じく、震災資料について、整理計画の優先順位を引き上げることとし、整理に向けた方針を立てた。

ただし、日々の業務に追われている状況は古文書・近現代資料を担当する職員も同じであるため、対処療法的ではあるが、「できること」の範囲内での計画である。

それは、第一に、少点数で構成されている文書群の公開を先行させることである。

第二に、大規模文書群については、従来は文書群は目録が完成してから公開するという手順をとっていたが、目録は年次報告とし、完成した順にできたところから公開していく、というものである。なお、“あまがさきアーカイブズ”の専門委員会議で「共同研究等研究者からの研究協力を得て整理を進める方法もある」とアドバイスを受けたことから、その方向性を探っていくこととした。かつて阪神・淡路大震災に係

る歴史的公文書の整理を、神戸大学との連携の中で進めたが、そのパターンの模索である。ただ、そこにたどり着くためにも、所蔵史料情報の公開は必須である。ここでは、これまで実施した少点数で構成されている文書群情報の公開について紹介したい。

“あまがさきアーカイブズ”では、古文書・近現代は、たとえ 1 点だけの史料であっても出所ごとに「文書群」として内部管理データに登録している。そして現在、一般的な少点数で構成されている文書群は、文書群をリスト化して「仮目録」と銘打って公開している（写真 10）。本来、1 つの文書群に 10 点含まれているのであれば、その 10 点について 1 点ずつ目録情報を採取し目録を構成して、その目録を公開してはじめて文書群の「公開」ということになる。現在の「仮目録」は、文書群リストに相当し、そこには出所情報も無く、また史料 1 点ずつの目録もない不完全な状態である。また、すでに公開されている少点数の「仮目録」に、震災資料も含まれていた。

現在“あまがさきアーカイブズ”では、古文書・近現代資料は「フォント埋め込み」を指定した PDF で目録を公開している。かかる PDF での目録公開はメリットがひとつあり、Google や Yahoo 等の検索エンジンでの検索が可能となることだ。例えば「先祖の名前を検索していたら、目録 PDF が検索結果として出てきた」と、遠方から調査来館される方もいた。そのようなレファレンスでの経験から、不完全な粗い状態の「仮目録」でも少なからず情報発信できることから Web 上での公開を意識して取り組んだ。

文書群番号	文書群名称	西暦	点数	内容
060022	大覚寺古経書目録	1930	1	手書き。寶照房靜心氏による調査。昭和5年「発見」の古経書目録。
060026	琴浦育兒院月報 第1号	1901	1	琴浦育兒院収支精算報告、寄付報告等。
060033	旧城郭内居住尼崎藩士家禄奉還調査簿	(1877)	2	尼崎藩士族のうち家禄返還した家の住戸・構成員・生年月日等を記したもの。名簿。[ほか]に市役所保管時に使用されていたと思われる表紙一式。明治10年兵庫県布達に基いて作成されたと思われる。
060049	尼崎共立銀行営業報告書綴	1920～1928	1	第55, 56, 57, 59, 60, 61, 64, 71期分
060080	尼崎本興寺文庫聖教目録・妙蓮寺祖師記	1918	1	大正7年に書写したものを。
076010	尼崎城下絵図	1670頃	1	尼崎城・城下実測図 二間一分(1,200分の1) 彩色 195×126cm 測量・作成の監督の奉行として印南惣兵衛、飯尾惣大夫が携わっている
081008	尼崎町等商店引札	1910	4	東大手角山田薬館・別所町米穀商・大物油商 八幡浜
082010	尼崎町役所文書	1891～1892	1	大洲村所属海岸堤防工費地方税特別補助に関する書類
085012	大塚本家京印醬油引札(1)	-	1	大塚本家京印醬油醸造 大塚本家。「西洋風の馬車に醬油樽の図柄」
085017	大塚本家京印醬油引札(2)	-	1	大塚本家京印醬油醸造 大塚茂十郎 文面に「兵庫県尼崎町」とあるので大正5年以前、画中のメダルに「1909」とあるのが引札の西暦年だとすると明治42年ということになる。
085018	尼崎藩札(安永札)(2)	-	16	風呂辻町 銀一匁 尼崎引替役所
086007	拱州大物浦平家怨霊顕る図	-	2	木版画 36.8×24.8
087003	尼崎大塚醬油特約店商標	-	1	木製看板 60×90
088017	版面「尼崎大物」	1940	1	川瀬巴水画

尼崎市立歴史博物館「あまがさきアーカイブズ」

写真 10 文書群の「仮目録」

古文書・近現代文書類

利用について

文書群概要・文書目録

詳しくはフランス

歴史的公文書

図書・雑誌

地図

写真

絵はがき

ビデオ・ポスター

音響・映像資料

マイクロフィルム

検索システム

文書群一覧 尼崎市（その他）

[尼崎市]	中央	小豆	大庄	立花	並津	墨田	その他	[海外]	摂津	その他	[内訳]
-------	----	----	----	----	----	----	-----	------	----	-----	------

記録号	文書群名	点数	年代	目録
阪神・淡路大震災関係資料				
-	阪神・淡路大震災関係資料 [PDF]	-	-	[PDF]
公害関係資料				
101013	尼崎大気汚染公害訴訟関係資料 [PDF]	44	平成11～12	[PDF]
103029	国道43号線公害対策懇話会重り込み日誌(コピーほか) [PDF]	16	昭和47～54、平成15	[PDF]
事業所・労働関係資料				
060055	尼崎市域社会・労働運動関係紙 [PDF]	24	昭和29～31	[PDF]
107049	尼崎市内事業所要覧(1) [PDF]	357	昭和38～平成13	[PDF]
112019	尼崎市内事業所要覧(3) [PDF]	176	昭和30年代～昭和60	[PDF]
103002	尼崎製鉄所・尼崎製鉄・神戸製鉄尼崎工場関係資料 [PDF]	39	昭和30～平成15	[PDF]
080013	尼崎製鋼所争議関係史料 [PDF]	94	昭和24～44	[PDF]
101018	尼崎製鉄・神戸製鉄所尼崎工場関係資料 [PDF]	105	昭和32～平成11	[PDF]
084002	尼崎不当解雇反対同盟関係史料 [PDF]	41	昭和25～37	[PDF]
102005	株式会社尼崎製鋼所工具舞集案内 [PDF]	1	昭和11頃	[PDF]
085008	短評尼崎地万評議会関係資料 [PDF]	19	昭和27～35	[PDF]
060008-2	杉本福典氏収集労働組合関係資料 [PDF]	332	昭和22～43	[PDF]
093024	東証セメント株式会社営業報告書 [PDF]	37	大正9～昭和16	[PDF]
109029	村松一虎文書(1) [PDF]	59	昭和13～平成9	[PDF]
戦時資料				
087016	尼崎精工動力動員生徒会関係 [PDF]	62	昭和19～63	[PDF]

写真 11 震災資料に特化した「仮目録」の Web での公開状況（表の最上段に仮目録を掲載）

まず一般的な「仮目録」に掲載されている震災資料を抽出した。さらに同じく震災資料で未整理ゆえに未公開となっていた少点数文書群、あるいは公開をしばらく控えてほしいと寄贈者・寄託者から要請があった少点数文書群を加えて一覧化し、震災資料に特化した「仮目録」を作成、「阪神・淡路大震災関係資料」としてWeb上で目録公開をした（写真11）。

もともと、少点数といえどプライバシー情報が記載されている震災資料も含まれており、内容についての公開・非公開の判断は必要であった。この場合はいわゆるOJTで問題解決するよりほかに、古文書・近現代資料担当の職員は、公開審査の経験のある歴史的公文書の担当職員に助力を願い、協議しながら作業を進めた。また、細かな問題だが、おそらく全史料ないし史料ネット等で集った方々、つまり個人的なつ

ながりから寄贈されたと推測される震災資料には、登録の名義が機関名となっているものがあった。大半は当時の状況がほとんどわからないため、ひとまず公開を保留としていた文書群であった。寄贈に関わった方がまだその機関に在籍しているかどうか不明であり、また、そもそもその機関じたいが組織変更があったりしたため、時間がかかったが、ひとつひとつ機関に連絡を取り、公開の可否を確認した。上記のような経過を経て、ようやく公開にたどり着いた（写真12）。阪神・淡路大震災から25周年を過ぎてしまったが、令和2年4月13日、文書群一覧をwebで公開した。震災資料全91件の文書群のうち85件435点の情報を公開することができ、震災資料の文書群についての公開率は93%となった。

とはいえ、仮設住宅の運営であったり、復興

文書群番号	文書群名称	西暦	点数	内容
094202	阪神大震災後鉄道・バス関係史料	1995～1998	1	1995年阪神大震災後の鉄道再開区間、代行バスルートに関するメモ・図
095201	神戸・阪神復興激励ステッカー	1995	17	白黒、カラー、神戸、阪神七青年会議所合同支援事業
095202	甲南学園被災関係資料	1995	6	甲南広報、父母の会、新聞ダイジェスト
095203	阪神・淡路大震災復興奨学金テレホンカード	1995	3	絵柄は被災地の画家が「郷土の再生」をイメージして描いたもの。(1)中西勝「復興をめざして」(2)右坂春生「春を呼ぶ(女のいる風景)」(3)納健「こども」
095204	切手趣味週間阪神・淡路大震災寄付金付切手	1995	1	金島桂華画「西室の客」、80円+20円寄付切手10枚1シート
095205	防災と環境創造による復興まちづくり第1回シンポジウム関係資料	1995	12	震災復興関西西境NGOネットワークが、1995/5/21、尼崎市総合文化センター7階にて開催。シンポジウムの資料集のほか、震災復興とまちづくりに関する資料や小冊子「西須磨のまちづくり」が添付。
095207	阪急電鉄震災復興神戸本線開通記念ラガールカード	1995	2	開通日は1995/6/12。デザインが相違。全線開通までの「復興の足跡」が添付。
095208	阪神・淡路大震災武庫地区会館避難所関係資料綴	1995	1	尼崎市対策本部等が作成、避難所に配布されたチラシ、新聞切り抜き、武庫地区会館の避難所運営に関するメモ書き等。ファイルに綴られている。
095209	阪神電鉄全線開通記念ハープカード	1995	1	開通日は1995/6/26。「阪神大震災復興田への足どり」が添付。
095210	阪神電鉄駅掲出用貼り紙原紙	1995	10	阪急線(御影～三宮間)への振替輸送に関する貼り紙原紙。4種類10枚。
095211	阪神・淡路大震災復興宝くじ	1995	1	はずれ券
095212	WE LOVE KOBE元気復興委員会ステッカー	1995	1	WE LOVE KOBE元気復興委員会(神戸市・神戸商工会議所)が発行。

尼崎市立地域研究史料館

写真12 震災資料に特化した「仮目録」

計画であったり、まとまった情報が得られる重要な文書群は、非公開のままである。実は、先ほどは件数で計上した公開率も、史料点数で出すと25%ぐらいまで下がる。これらの文書群も、整理はある程度完了しているのだが、資料の性質上、個人情報が多く含まれているだけでなく、センシティブな内容が多いため、少数論文群での審査よりもさらに丁寧に内容を精査しながら審査する作業が必要になる。やはり、公開・非公開の審査基準が必要である（後述）。

さて、史料の所蔵情報の公開についてこれまで縷々述べてきたが、最後に歴史博物館への統合という状況を受けて、違う角度からの公開が可能となったことを述べておきたい。それは、「モノ」として所蔵情報を公開する方法、すなわち震災資料展示である。公文書館でも展示設備を持つところは少なくないため、実はポピュラーなPR方法である。旧地域研究史料館は展示設備が無かったため、恥ずかしながらその発想が無かった。

開館当初、近現代の担当学芸員より、通史展示の中に阪神・淡路大震災のコーナーを設けたので（写真13）、上記の武庫地区会館の避難所日誌を展示したいと相談があった。避難所日誌



写真13 近現代通史展示の中の震災資料展示

は名簿等も含まれるため閲覧等の内容の公開は難しいが、「モノ」としては来館者に見てもらえるのだということを改めて感じた。組織統合を積極的にとらえ、博物館（Museum）の強みと公文書館（Archives）の強み、双方を活かしつつ、史料公開の在り方を戦略的に考えていく必要があると感じた出来事であった。

むすびにかえて

理想的な形で阪神・淡路大震災の資料の公開ができているか、と問われれば、まだまだ課題は多く、その道のりも遠い。最後に、この間“あまがさきアーカイブズ”の最も大きな動きであった「(仮称) 尼崎市公文書管理条例」の制定・施行に向けた流れと、それと関わる範囲での震災資料の公開について、今後の方向性について述べていきたい。

「(仮称) 尼崎市公文書管理条例」の令和4年(2022)4月の制定・施行に向けて、令和2年度より令和3年度にかけて公文書管理制度審議会を設置、令和3年10月に審議会からの答申を受けたところである。尼崎市の場合、公文書館機能を担う“あまがさきアーカイブズ”があることから、当初より将来の検証に備える歴史的公文書の保存・利用という公文書のライフサイクルの最後の段階までが視野に入られていた。そうした尼崎市の姿勢を受け、審議会の答申も付帯意見として歴史的博物館（公文書館機能）の人的体制の整備と、歴史的公文書の適切な保存場所の確保について取り組むよう指摘したものとなっている。そして、前者については、令和4年度より歴史的公文書を担当

する職員の1名増員を予定している。また、後者についても、保管場所の確保のため検討と協議を続けている。

ともあれ、上記の流れの中で、今後は、① 歴史的公文書の簿冊目録の公開、また② 時の経過を考慮した公開・非公開の審査基準の策定を予定している。①との関連から、震災関連の歴史的公文書についても、今後早期の公開が必要となるが、前段で問題とした人的体制は改善される予定であることから、現状よりは早く対応できるようになるだろう。また②は、歴史的公文書の公開・非公開の審査基準を寄贈・寄託の震災資料に対しても準用すれば、震災資料の公開・非公開の審査もよりクリアな基準のもと実施することができる。それゆえに、基準の無い現在は公開前の事前審査にこだわってい

たが、歴史的公文書に準じ、例えば目録に「要審査」と示すことで、目録の公開を先行して実施することができるようになるだろう。

阪神・淡路大震災より経た年月を考えるとその資料に対して「保存なくして活用なし」との考えのもと対応する時期はすでに終わりつつあるように思う。少なくとも、“あまがさきアーカイブズ”では、現在は次のステップ、「活用」の中での「保存」という段階に入っているのではないか。恒久的に保存を実現するためには、資料の眼前の「活用」（市民・研究者及び市役所職員等による利用）について、真摯に考え、体制を整えていく必要があると考えている。そしてそれは、震災資料を、かつ“旧地域研究史料館”を機能として引き継いだ、“あまがさきアーカイブズ”が担うべき課題である。

新潟県中越地震・東日本大震災と長岡市災害復興文庫

長岡市立中央図書館文書資料室

田中 洋史



はじめに

新潟県長岡市は、人口約 267,000 人、世帯数約 109,000 世帯の中核都市である。私が勤務する長岡市立中央図書館文書資料室（もんじょしりょうしつ）（以下、文書資料室）は、平成 10 年（1998）4 月に長岡市史編さん室の業務と所蔵資料を継承して開室した。主な業務は、古文書等・歴史公文書の収集・保存、長岡市史双書の刊行、普及活動などである。

本報告では、本ワークショップの趣旨に基づいて、「災害資料」を中心に、長岡市災害復興文庫（以下、「文庫」）を構築・発信する取り組みを紹介する。「文庫」は、平成 16 年 10 月 23 日の新潟県中越地震以降の災害対応により集積した文書資料群である。中越地震から 10 年目の平成 26 年 10 月 21 日に開設した。被災歴史資料約 29,000 点、災害復興関連資料約 21,000 点（表 1）、災害復興関連歴史公文書（整理中）で構成する。災害・復興に関わる文書資料を集積し、市民ボランティアと協働で整理・保存の活動を進め、広く活用する試みである。

本ワークショップが主題とする「災害資料」は、「文庫」の災害復興関連資料にあたる。以下、

① 中越地震発生当初の 3 年間、② 3 年目から 6 年目、③ 7 年目から 10 年目、④ 11 年目以降、と 16 年間の活動内容を 4 段階に区分して、「文庫」の災害復興関連資料を構築する取り組みの概要を紹介してみたい。

1. 長岡市立中央図書館避難所資料の収集

まず、中越地震発生当初の 3 年間である。文書資料室の「災害資料」の収集は、避難所となった長岡市立中央図書館（本館）における掲示物・配布物にはじまる。この収集は、全史料協近畿部会『阪神淡路大震災にかかわる資料保存活動の記録』（1997 年）と、稲葉洋子『阪神・淡路大震災と図書館活動 — 神戸大学「震災文庫」の挑戦 —』（2005 年）を参考にした。前者には、避難所の掲示物や配布物の保存を勧める執筆者の体験談があった。後者には、図書館活動としての「災害資料」の収集方法はもちろん、収集後の公開・活用に至るまでの流れが明解に記されていた。

当初 3 年間で行ったことは、「長岡市復興計画」（平成 17 年 8 月、長岡市策定）への活動の位置付けと、関係部署・市有施設への資料提

供の呼びかけである。「長岡市復興計画」には、「重点プロジェクト—プロジェクト3. 災害メモリアル拠点の整備」として、「「水害及び震災の記憶を消滅させずに貴重な体験として次世代に伝え、学習・研究などの地域振興のために有効に活用する」—【主な事業】災害アーカイブスの新設（平成17年度～平成20年度）」を記載した。「長岡市復興計画」に活動を位置付けたことは、文書資料室が業務として「災害資料」の収集・保存を行っていく根拠になり、その後の予算事業化や補助金申請につながっていった。なお、「災害メモリアル拠点の整備」は現在の長岡震災アーカイブセンターきおくみらいをはじめとする「中越メモリアル回廊」の整備に結実した。

しかし、当初3年間は受動的な取り組みに徹したため、能動的な「災害資料」の収集を行うには至らなかった。被災歴史資料への対応、いわゆる文化財レスキューの活動で手一杯であったということも理由である。ところが、3年を過ぎて感じたことがあった。それは、報道機関の取材に関して、当初はどういう歴史資料を救出したのかという問い合わせが多かったが、このころから、「風化」とか「震災の教訓を忘れない」という言葉がキーワードになり、「災害資料」に関する問い合わせを増えてきた。被災歴史資料への対応が落ち着いてきたこともあって、「災害資料」の収集を進めることにした。

表1 長岡市災害復興文庫—災害復興関連資料の概要

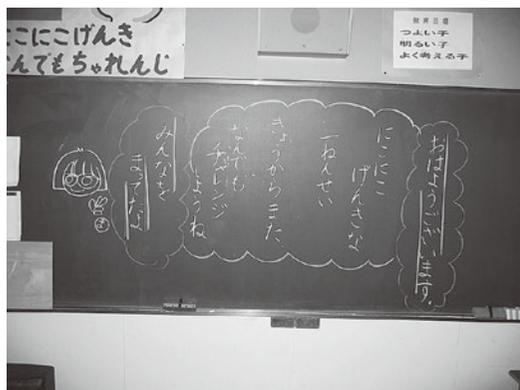
分類	資料群名	概要	点数
01	長岡市立中央図書館文書資料室収集資料	行事のチラシ・ポスター等、個人・企業より寄贈され他に分類できないもの	328
02	長岡市内避難所資料	避難所で掲示・配布・作成されたもの	513
03	長岡市役所資料	市役所各課・施設から提供された災害対応業務に関するもの	2,521
04	長岡市内小・中・高等学校・特別支援学校資料	市内の学校から提供された写真・文書・刊行物等	4,017
05	新聞資料	全国紙・地方紙（全紙・新潟版）、折込チラシ、スポーツ紙、専門紙など	1,023
06	行政刊行資料	自治体の刊行物・チラシ・ポスター等	0
07	図書資料	図書・雑誌・広報誌・体験談・報告集等	1,352
08	地図資料	災害に関する地図	11
09	写真資料	被害状況・復旧作業等写真（個人撮影）	6
10	長岡市内コミュニティセンター資料	市内のコミュニティセンターから提供された写真・文書・刊行物等	2,710
11	長岡市内東日本大震災避難所資料	避難所で掲示・配布・作成されたもの、避難所写真	8,374
12	個人収集資料	個人収集の災害復興関連資料	286
13	団体・事業所資料	団体・事業所の活動に関する災害復興関連資料	整理中
		合計	21,141

2. 学校・コミュニティセンター資料 の収集

3年目から6年目に行ったことは、学校・コミュニティセンター資料の収集である。これらは、災害メモリアル施設を整備中だった(社)中越防災安全推進機構(現在は公益社団法人)と連携した。収集方法は、事前に「災害資料」の所在確認アンケートを実施し、学校・コミュニティセンターを訪問して資料収集・聞き取り調査を行い、目録化した。「文庫」の「04 長岡市内小・中・高等学校・特別支援学校資料」、「10 長岡市内コミュニティセンター資料」がこれにあたる。学校とコミュニティセンターに共通する点は、避難所になったということである。そのため、施設の被害状況の記録とあわせて、職員が災害対応に奮闘するすがたもうかがえる資料が集まった。例えば、学校の記録写真は約4,000枚にのぼったが、その中心的なものは教職員が施設修繕のために撮影した被害状況の写真だった。収集を始めたのは3年目だったの

で管理職の異動は進んでいたが、地震当時の教職員も残っていて聞き取り調査に応じてくれた。記録写真自体がパソコンのフォルダーに引き継がれていた学校もあり、多くの枚数を収集することができた。

また、児童・生徒と教職員の動きも垣間見ることができた。長岡市立六日市小学校(現在は統合して長岡市立岡南小学校)の学校再開時の朝に撮影された記録写真は、1年生の学級担任が久しぶりに登校してくる子供たちに向けて、「おはようございます」という挨拶と、「にこにこげんきな一ねんせい きょうからまたなんでもチャレンジしようね みんなをまっけたよ」と色チョークも使って板書している。板書は授業が始まればすぐ消されてしまうものである。復興に向けた第一歩ともいえる教育活動の一コマが記録写真として保存できたことは大変有意義だった。なお、記録写真は目録をExcelで作成して、宛名シールに印刷し、紙焼きプリントの裏書として貼り付けている。整理担当の職員が目録と裏書を連動させることを思い付いたアイデアである。



▲長岡市立六日市小学校の記録写真
(右) 記録写真の裏書(写真データ)

災害復興関連資料 04 市内小・中・高等学校資料
[04-327] 中越大震災 六日市小②

[75] 授業再開の日に教室の黒板に書かれた児童へのメッセージ

撮影場所：六日市小学校 教室

撮影者：六日市小学校職員

撮影年月日：2004年11月4日

CD：[04-329] 2004_11_04 地震13日目

- 141_4170.JPG

備考：

寄贈元：長岡市立六日市小学校

平成 20 年度から平成 22 年度は、「災害資料」を活用した展示会を中越防災安全推進機構と連携して開催した。平成 20 年 10 月の災害アーカイブ展「避難所の記録と記憶」、平成 21 年 10 月の中越大震災 5 周年特別企画「復興の軌跡」、中越大震災 5 周年復興祈念事業 震災アーカイブ展「中越大震災の記録と記憶」、平成 22 年 10 月の震災アーカイブ展「中越大震災の記録と記憶」である。当時の担当者は、震災という辛い記憶を展示で表現することによりがあった。しかし、実際には観覧者が熱心に展示を見学し、「災害資料」を収集・保存する意義を感じ取ることができた。

3. 長岡市災害復興文庫の開設

7 年目から 10 年目に行ったことは、東日本大震災避難所資料の収集と、中越大震災 10 周年事業である。

東日本大震災避難所資料の収集・整理は、平成 23 年 3 月 11 日の震災発生直後に、被災地ではない地域にできることは何か、と文書資料室内で検討した結果、中越地震の経験を活かして市内に開設された避難所の資料収集を開始した。平成 23 年 3 月から 6 月までの間、市内には一般避難所、南相馬市避難者避難所、福祉避難所が開設された。原発事故による福島県南相馬市からの避難者は、二つの体育館に最大時で 539 人を受け入れた。福祉避難所は、妊婦や介護が必要な人を支える家族など、いわゆる災害弱者に特化した避難所で、中越地震の教訓から設置した。毎日訪問することはできなかったが、8 か所の避難所の資料収集・写真撮影をのべ

27 回実施。掲示物、配布物、運営事務文書などを収集した。避難所を所管する福祉保健部の職員から随時連絡を受けて、特に 6 月の避難所閉鎖時に資料を数多く集めることができた。整理は、長岡市資料整理ボランティア及び新潟歴史資料救済ネットワークと連携して資料目録を作成した。令和 2 年 6 月現在で、総計 8,374 点（資料 7,981 点、写真 393 点）を数えている（表 2）。

平成 26 年度は、長岡市全体で中越大震災 10 周年「震災復興フェニックスプロジェクト」を展開した。文書資料室は、「災害と復興をかたりつぐ」事業を実施。開催趣旨は、所蔵する被災歴史資料と災害復興関連資料を活用した講演会・企画展・出版物をととして、長岡市の災害と復興の経験・教訓を全国発信することである。三本柱の主要事業として、リレー講演会「災害史に学ぶ」（平成 26 年 6 月～12 月、全 15 回）、「文庫」の開設（平成 26 年 10 月 21 日）、企画展「災害と復興をかたりつぐ」（平成 26 年 10

表 2 東日本大震災避難所資料の収集概要（点数）

一般避難所	資料	写真
高齢者センターみやうち	601	49
皆楽荘	156	49
夕映荘	58	0
志保の里荘	98	0
新産体育館	478	81
南相馬市避難者避難所	資料	写真
南部体育館	1,048	102
北部体育館	4,236	64
福祉避難所	資料	写真
長岡ロングライフセンター	1,306	48
合計	7,981	393

月 21 日～ 10 月 30 日、会期 9 日間、於長岡
 市立中央図書館) を行った。阪神・淡路大震災、
 東日本大震災の被災地で活動する皆さんにもご
 協力をいただき、10 年間の取り組みの成果を
 市民の皆さんに知っていただく機会となった。

4. 「災害資料」の活用と連携

現在は、11 年目以降の段階を迎えている。
 11 年目以降は、「文庫」として集積した「災害

表 3 長岡市災害復興文庫 — 災害復興関連資料に関する主な文献

○単行本

発行年	編著者	タイトル	発行者
2009	文書資料室	長岡市史双書No.48 新潟県中越大地震と史料保存 (1) 長岡市立中央図書館文書資料室の試み	長岡市
2013	矢田俊文・ 文書資料室	震災避難所の史料 新潟県中越地震・東日本大震災	新潟大学災害・復興科学研究所危機 管理・災害復興分野 (2014 年 長岡市再版)
2015	文書資料室	リレー講演会「災害史に学ぶ」記録誌	長岡市
2016	矢田俊文・ 文書資料室	新潟県中越地震・東日本大震災と災害史研究・史料保存 — 長岡市災害復興文庫を中心に —	新潟大学・災害復興科学研究所被 災者支援研究グループ
2019	矢田俊文・ 文書資料室	現代災害史研究と史料保存 — 長岡市災害復興文庫・写真帳『災害記録 長岡市』を 中心に —	新潟大学人文学部附置地域文化連 携センター

○論文

発行年	執筆者	タイトル	掲載誌	発行者
2005	田中洋史	長岡市立中央図書館文書資料室の取り組み	矢田俊文編『新潟県 中越地震 文化遺産 を救え』	高志書院
2007	金垣孝二・ 田中洋史	長岡市立中央図書館文書資料室の取り組み — 災害後の歴史資料の保存と活用 —	『災害と資料』 第 1 号	新潟大学災害復興 科学センターアー カイブズ分野
2008	星純子	長岡市立中央図書館文書資料室の震災資料の保 存と活用の取り組み	『災害と資料』 第 2 号	
2010	金垣孝二	長岡市立中央図書館文書資料室の 5 年間の取り 組み — 「長岡市・文書資料室型」の成果と課題 —	『災害と資料』 第 4 号	
2012	田中洋史	東日本大震災時の避難所における資料保全の取 り組み — 長岡市の場合 —	『災害・復興と資料』 第 1 号	新潟大学災害・復 興科学研究所危機 管理・災害復興分 野
2014	田中洋史・ 田中祐子	新潟県長岡市における東日本大震災避難所史料 の整理と研究 — 長岡ロングライフセンター福祉避難所を中心 に —	『災害・復興と資料』 第 3 号	
2015	田中洋史	新潟県長岡市における中越大地震 10 周年「災害 と復興をかたりつぐ」事業の実施 — リレー講演会・災害復興文庫・企画展の成果 と課題 —	『災害・復興と資料』 第 5 号	
2016	田中洋史	長岡市災害復興文庫の構築と発信 — 新潟県中越大地震・東日本大震災の経験を越 えて —	『災害・復興と資料』 第 7 号	

資料」の資料群をどのように活用していくかが第一の課題になっている。文書資料室が連携する新潟歴史資料救済ネットワークの事務局は、新潟大学人文学部日本史研究室に置かれており、同大人文学部教授で事務局長（当時）の矢田俊文氏からは、大学主催のシンポジウムで報告する機会を与えられ、報告集・刊行物等で「文庫」の取り組みを発信させていただいていた（表3）。

例えば、矢田俊文・文書資料室編『震災避難

所の史料 新潟県中越地震・東日本大震災』（2013年、2014年長岡市再版）は、災害対応の経験・教訓を避難所資料（掲示物・配布物・事務文書と記録写真）から分析する。市内に開設された東日本大震災避難所から収集した資料群（収集日・避難所ごと）の特徴を抽出し、開設初期の状況を伝える資料（4月5日収集）、長岡市民の避難者支援の広がりを感じる資料（4月25日・5月10日収集）、避難者の帰宅や二次避難所への移行に向けた資料（6月3日・

表4 長岡市災害復興文庫 ― 災害復興関連資料の主な展示会・講演会

開催年月	主催者	タイトル	会場
2008.10	文書資料室	災害アーカイブス展「避難所の記録と記憶」	長岡市立中央図書館
2009.10	文書資料室、中越防災安全推進機構	中越大震災5周年特別企画「復興の軌跡」	長岡市立中央図書館
2010.10	文書資料室	震災アーカイブ展「中越大震災の記録と記憶」	長岡市立中央図書館
2014.8	国立国会図書館	東日本大震災に関する書類・写真・動画の整理・保存講習会	岩手県庁
2014.10	文書資料室	中越大震災10周年企画展・シンポジウム「災害と復興をかたりつぐ」	長岡市立中央図書館
2015.1	神戸大学大学院人文学研究科他	第4回被災地の図書館と震災資料の収集・公開に係る情報交換会	神戸大学附属図書館
2015.2	ふくしま震災遺産保全プロジェクト	アウトリーチ事業「震災遺産を考えるⅠセッション「南相馬市・双葉郡の震災遺構」	南相馬市博物館
2015.8	国立国会図書館	東日本大震災に関する書類・写真・動画の整理・保存講習会	仙台市情報・産業プラザ
2015.10	文書資料室	長岡市災害復興展2015「長岡市資料整理ボランティア10年のあゆみ」	長岡市立中央図書館
2015.11	文書資料室	祝10周年！長岡市資料整理ボランティア活動報告会	長岡市立中央図書館
2016.2	南相馬市立中央図書館	長岡市災害復興文庫連携展示「南相馬と長岡～絆の記憶と記録」	南相馬市立中央図書館
2016.6	国立国会図書館	東日本大震災に関する書類・写真の整理・保存講習会	コラッセふくしま
2016.10	文書資料室	長岡市災害復興文庫展2016「長岡と福島・南相馬～絆の記憶と記録～」	長岡市立中央図書館
2016.11	図書館総合展運営委員会	第18回図書館総合展（ブース展示）	パシフィコ横浜
2017.10	文書資料室	長岡市災害復興展2017「震災避難所の記録と記憶」	長岡市立中央図書館
2017.10	文書資料室	シンポジウム「あつめる・整理する・つたえる～震災復興と図書館のアーカイブ機能～」	長岡市立中央図書館

5日収集)と、開設期間中の各段階を迫った資料群に分類した。なお、同書は初版を新潟大学の予算で刊行した後、翌年の再版は長岡市予算で行った。

また、国立国会図書館や自然災害の被災地の関係機関・関係者とも連携している。国立国会図書館のポータルサイト・東日本大震災アーカイブ「ひなぎく」には、「文庫」の資料を毎年追加掲載している。令和元年度は長岡市太田コミュニティセンター資料(記録写真)、令和2年度は活動開始10周年にあわせて長岡市資料整理ボランティアの活動記録(記録写真、機関紙など)を追加掲載した。国立国会図書館主催の「災害資料」に関する整理・保存講習会(盛岡市、仙台市、福島市)、神戸大学附属図書館での情報交換会(神戸市)、南相馬市立中央図書館との連携展示(南相馬市、長岡市)なども行われた。今後も取り組みの記録化と情報発信を進めていきたいと考えている(表4)。

「災害資料」の整理は、長岡市資料整理ボランティアと新潟歴史資料救済ネットワークの皆さんの協力を得て今も続いている。長岡市資料整理ボランティア(事務局:文書資料室)は主に長岡市民(令和2年12月現在で67名登録)で構成され、平成17年9月の発足後、被災した古文書等の整理を継続するとともに、東日本大震災避難所資料の目録作成作業を行った。平成24年6月から災害・復興の記録を保存するため新聞資料の整理も行っている。新潟歴史資料救済ネットワークは、主に新潟大学の教員・学生、県内の博物館・文書館等の職員から構成され、平成16年11月の発足以降、長岡市とは山古志地域の歴史資料の救済活動等で連携し

ているが、平成24年7月からは東日本大震災避難所資料の整理にも協力いただいた。

「文庫」の構築と市民協働での資料整理は、文書資料室の災害対応の両輪である。様々な協力を得ながら今後も継続させていきたい。

おわりに

文書資料室の16年間の活動を駆け足で振り返ってきた。「文庫」の構築・発信は、いわば「長岡市・文書資料室型」の取り組みで、被災した自治体が市民・関係機関と連携・協働して、自ら取り組みを行うものである。収集・整理の取り組みをどのように継続していくか、資料のデジタル化、災害復興関連歴史公文書の目録化、そして、市民への更なる周知など課題も多い。今後も自然災害の被災地の自治体及び関係機関・団体との連携と情報交換を行いながら「文庫」を構築していきたい。

(付記) 「報告からその後一年」

本ワークショップで話題になったコロナ禍における取り組みの模索を中心に、付記として令和3年度の関連する活動の状況を報告する。

令和3年度は、古文書解読講座(日程・会場を一部変更)、長岡市史双書を読む会の定例の普及活動を実施。長岡市資料整理ボランティアの活動も申込制・定員制で開催した。「新しい生活様式」に基づき、担当者が工夫をしながら実施している。

新型コロナウイルス感染症に関する資料の収集・保存については、令和3年12月6日に長

岡市立中央図書館長名で各部局の所属長あての提供依頼文書を発信した。目的は、「長岡市の新型コロナウイルス感染症対応に関する記録を収集し、ウイルス禍の長岡市政と市民生活を語り継ぐための歴史的資料として保存するとともに、ポストコロナに向けた経験・教訓として広く情報発信する」(同文書)ためである。

この取り組みを始めるにあたっては、本ワークショップが大変参考になった。尼崎市立歴史博物館あまがさきアーカイブズの河野美央氏の報告には、各施設に依頼して掲示物を撮影してもらうというお話があった。写真によって資料を収集・保存するという発想はとても新鮮だった。また、小樽市総合博物館の菅原慶郎氏の報告には、非日常的な生活のなかで、日常存在する、身近な資料を収集するという手法が紹介されていた。

文書資料室では、両氏の報告もふまえて、職員間で分担して資料収集を年度当初から始め

た。具体的には長岡市のホームページに掲載される文書や掲示物・配布物の保存などである。また、感染状況の落ち着きを見計らって記録写真の撮影も開始した。

令和3年12月6日付文書は、この取り組みを全庁的に行うためのもので、来年度以降も各課が作成した文書等を保存し、あわせて関係者への聞き取り調査も行う予定である。今後ぜひ情報交換をお願いしたい。



▲感染拡大防止のため臨時休館中の市立互尊文庫（正面玄関）の掲示（令和3年5月30日撮影）

第3部 COVID-19を記録する

地域博物館におけるコロナ関係資料の収集

浦幌町立博物館

持田 誠



浦幌町立博物館は、北海道の東部十勝地方の、さらに一番東端に位置する人口4,400人ほどの浦幌町が設置している公立博物館である(図1)。学芸員は1名で、館種としては郷土資料館にあたる。博物館法上は無登録の博物館類似施設である(2022年3月に条例を改正のうえ、登録博物館化をおこなう方向で準備中)。

浦幌町立博物館では、新型コロナウイルス感染症が社会問題化したことで、地域の生活にどのような変化が起こっているのかという記録になるような資料を「コロナ関係資料」と呼び、継続的に収集を行っている(持田2020、

2021)。いま、全国各地で、こうした新型コロナウイルスに関係するさまざまな資料の収集が、さまざまな課題を乗り越えつつ試みられている(たとえば菊地2021、後藤2020、五月女2021b、堀井ほか2021)。

本稿では、地域博物館がおこなうコロナ関係資料の収集活動について、資料の中身や収集の経緯、課題などについて報告したい。

1. コロナ関係資料とは どのようなものか？

図2は、スーパーマーケット「フクハラ」のチラシである。町内にスーパーはこれ1軒しかないのだが、そのスーパーが新聞の折り込みチラシとして配付した「チラシの配布を今後や



図1 浦幌町立博物館の位置する北海道十勝郡浦幌町

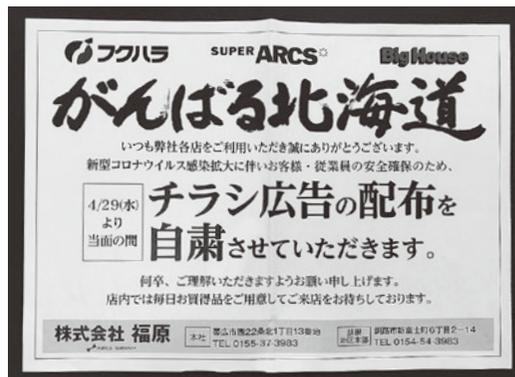


図2 チラシ配付の自粛を告げるチラシ

めますというチラシ」である。

こういった新聞の折込チラシが少しずつなくなったり、いろんなイベントや行事が中止になっていく。「どうもこれは従来のいろんな生活の様式といろんな部分で大きな変化が起きている時代だな」ということから、これは重点的に資料として残したほうがいいのかと考えたのが、コロナ関係資料を集め始めたきっかけである。

最初は博物館のロビーで、「どんな資料を集めているのか？」を知っていただくために、小さなガラスケース2台で見本展示をした(図3)。「こういう資料を集めていますよ。収集にご協力ください」という、見本である。内容物としては、行事中止の、いろんなイベントの中止のお知らせ、新聞の折込チラシ、新聞や雑誌などの紙ものの資料が中心である。特に一過性のお知らせやポスターなどは、まさに感染症が拡大している渦中にある「いま」集めておかないと、すぐ捨てられてしまう危険がある。このため、いままさに目の前にあるものを次から次に集めていく必要があると考え、アンテナをはって学芸員自身が収集しているほか、博物館



図3 博物館ロビーでの「見本展示」のようす

ボランティアや地域の方に呼びかけを行って、なるべく広く集めるようにしている。

2. どういった資料があるのか？

図4は、参議院議員の国政報告会が行われる予定だったのが、道内でも感染者が増えてきたのでやめますというお知らせである。こうしたものが、北海道が独自の緊急事態宣言を発出した2020年2月ぐらいから、町内だけではなく全道的に見られるようになった。毎年行われていたような行事が、この年、こういう原因で次々に中止になっていくという現象は、かなり特殊なことだろうと考えて、当初はこういった「中止のお知らせ」を中心に集めていた。

配布物のほかに掲示物もなるべく集めている。浦幌町は、国道38号線のちょうど帯広と釧路の真ん中に位置しており、峠の手前に「道の駅うらほろ」がある。感染予防のために飲食が禁止されている(図5)。この時期、マジッ

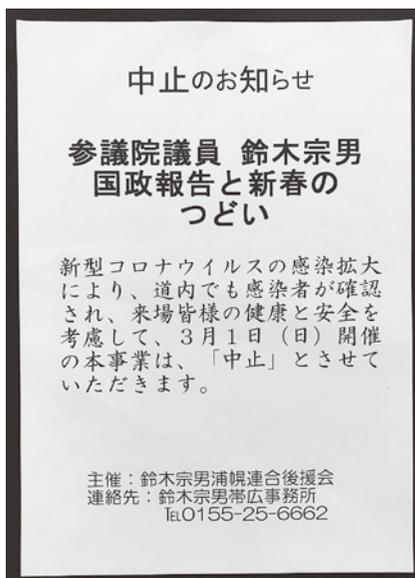


図4 政治家の国政報告会中止のお知らせ

クで走り書きした張り紙をあちこちで目にした。こうしたものが、まさしく時代をあらわす資料となる。

また、お寺や神社やキリスト教会などで、例えばご葬儀に人々が集まれない状況になってきている。お通夜や告別式にも非常に大きな影響があらわれており、これに対処するお寺や神社に関する文書類なども、各寺院のご協力を得て集めている。

図6は、カトリック教会が全国共通でミサ

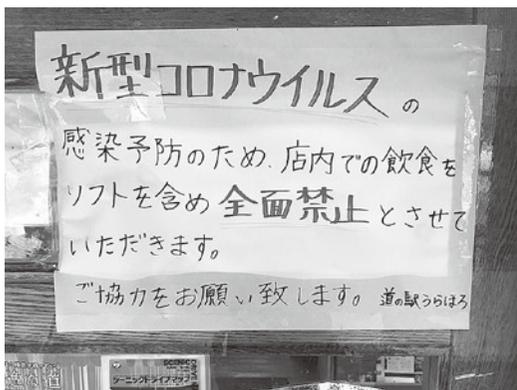


図5 道の駅の飲食禁止の貼り紙

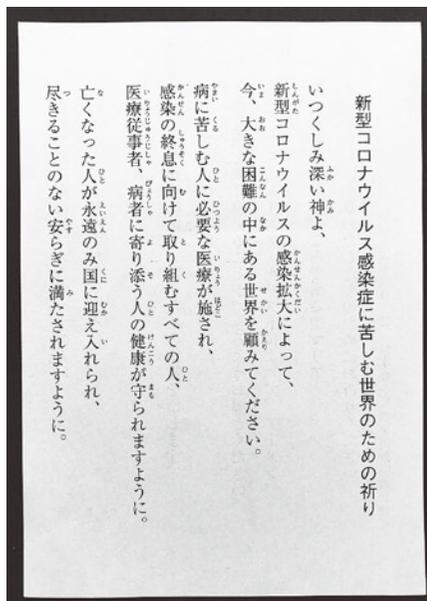


図6 カトリック教会の「新型コロナウイルス感染症に苦しむ世界のための祈り」

のときに唱えている「新型コロナウイルス感染症に苦しむ世界のための祈り」という祈祷文だが、宗教界でもコロナに対応したものが行われるようになってきている。戒能（2020）は、100年前のスペイン風邪流行の時代、日本のキリスト教会が、死者をも出しているスペイン風邪の大流行にほとんど関心を持っていなかったことを指摘している。しかし、現代のキリスト教会は、この問題に宗教として向き合っていることを示す資料といえるだろう。

図7は春の選抜高校野球の資料である。実は北海道の十勝地方は、2020年は2校が春の選抜に出場する予定で、非常に盛り上がりを見せていた。結局中止になってしまったが、これはその大会で配布される予定だった公式のタオルである。帯広農業高校の甲子園出場に際して、甲子園に行くための募金を集めていたのが、大会が中止になり、募金をされた支援者へお礼状とともに配布された。こういった全国レベルでの国民的なイベントもどんどんなくなっていたのだという資料として集めたものである。

国民1人ひとりに、いわゆる「給付金」が配られた。給付金に関する資料も、通知文や手続きのお知らせを集めている（図8）。給付

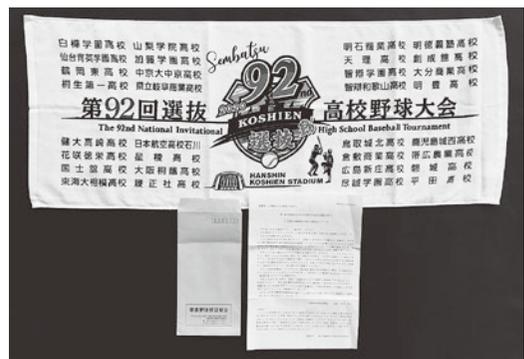


図7 2020年春の選抜高校野球大会の公式タオルと礼状

金の支給は当初、マイナンバーと連動して配布をする予定だったが、マイナンバーのシステムがうまくいかず、結局郵送となった。この資料には、「給付金」という制度ができたことにより「給付金詐欺」という新しい犯罪が社会問題化していることを示す資料も含まれている。

3. マスク騒動関係資料

新型コロナウイルスの流行以後、マスクをするということが、公衆衛生上ほぼ必須のような形になってきて、マスクを求める人のいろんな混乱が起きた。いわゆる「マスク騒動」である。

お店のマスクに人が殺到し、やがて品切れとなくなってしまって手に入らない(図9)。「マスクを緊急入荷しました」というチラシが出回るほどの混乱ぶりであった(図10)。そこで、お店でマスクが品切れになっていくような状況を伝える広報物であるとか、マスクを実際に手づくりする人の資料とか、そういったものも収集し

た。

このような事態を受けて、政府がマスクを全世帯に配布するということを発表する。だが、浦幌などの地方過疎地には、これがなかなか届かない。みんな「本当にマスクが届くのかな?」という雰囲気になってくる中で、町が独自で町民全世帯にマスクを配布するようなこともした(図11)。

図12は、町の方がつくった「マスクのつく



図8 給付金の手続き書類と「給付金詐欺」への注意よびかけ

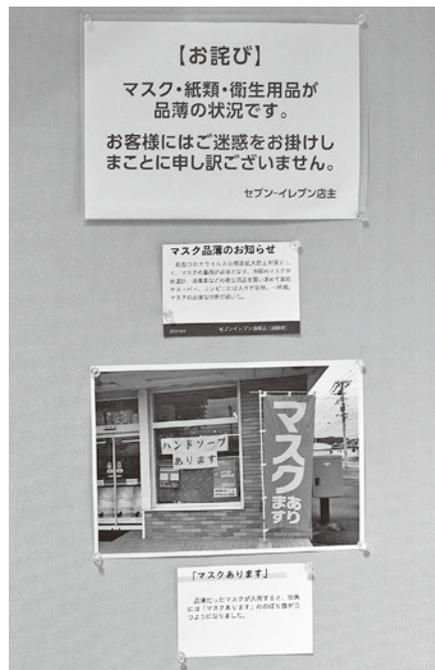


図9 マスクが品薄であることを告げる貼り紙



図10 マスク緊急入荷のチラシ

り方」が書かれたビラである。マスクがお店からなくなったあと、人々は手近にある材料でマスクをつくろうとした。しかし、自分でマスクをつくった経験がない。「いったいどうやったらうまくつくれるんだろうか?」と手探りでやっていく中で、町の中の有志が「こういうふうにつくるといいよ」という「マスクのつくり方」を、自分で印刷をして、例えば郵便局のATMの脇だとか、駅の待合室とかに積んでおく。それをみんながとって行って、各家庭で使う。そういったことが一時期かなり広まっていた。マスクそのものとともに、「マスクをみんなで作るぞ」という情報の共有が、こうした形で行われていくというのも、ひとつの時代的



図 11 浦幌町が独自に配付したマスク

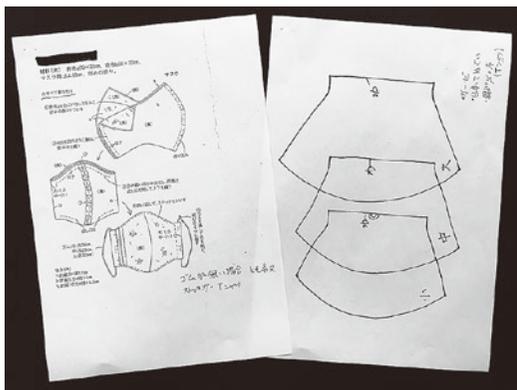


図 12 「マスクのつくりかた」を記したビラ

な現象と思い、収集したものである。

なお、結局政府からマスクが届いたのは、新聞などで「厚生労働省が配布を終える」という報道がされたあとだった(図 13)。時の首相の名をとって人々から「アベノマスク」と呼ばれたマスクが浦幌町に届いたのは、本当に最後の最後であった。

4. コロナ関係資料の収集に つながる活動

浦幌町はいま人口が4,400人くらい。私が6年前に赴任したときは5,000人をちょっと超えるくらいの人数がいたので、毎年100人ペースで人口が減っている過疎の町である。いろいろな産業が、言い方は悪いが衰退の方向で変化している。そういった動きをあらゆる産業資料としての観点から、当館では従来から、新聞折込チラシの収集を行ってきた。今回のコロナ関係資料の収集は、もともと日常的に行っていた折込チラシ収集等の延長線上にあるもので、実は当館としては新しいことを始めたという意識



図 13 政府配付布マスク通称「アベノマスク」

があまりない。

ただ、北海道が独自の緊急事態宣言を出した2020年2月ころから、チラシそのものがまず減っていく。その内容が、世の中の閉塞感をあらわすようなものに特化していく。そういった傾向が見られるようになって、これは意識的に集めたほうがいいかなと考え、従来の資料分類とは別な枠組みで意識的な収集をはじめようになったものである。

また、こうしたリアルタイムな資料を集めるきっかけとして、以前に小樽市総合博物館の石川直章学芸員（館長）を講師として開催した講座の影響がある。そのときのテーマは、「いまを集める博物館」で、いわゆる「考現学」の内容であった（石川2012）。

「学校の卒業式にどんな歌を歌っているか？」を、会場に貼り出された次第を集めることで記録し年変化を考察する。「お祭りの露店にどんなメニューがあるか？」を毎年お祭りをまわって屋台を見ながら記録していく。時代の変化というのは昔のことだけではなく、いま現在変化として起こっているのも、これを記録していくということも地域博物館の大きな役割だということを、この石川学芸員の講座から学んだのである。講演を聞き、博物館の役割について自分の中でも意識を変える大きなきっかけとなった。

「いま」を記録して、それを歴史化していく取り組みというのは、博物館としては決して目新しいものではない。むしろいま考えなくてはいけないのは、こうして集まってきた資料、歴史的な評価がまだ定まっていないような資料を、どのように整理し、今後公開・活用してい

くかという問題だろうと考えている。

5. 資料収集の実際

コロナ関係収集は、分類をしない。集めた順に通し番号をふっていただけで、これは「生活」これは「産業」といった、資料への性格付けをしないよう心がけている。

コロナ関係資料は、将来どのような分野で役立つかまったくわからない資料で、とにかくいま残しておけばいつか役に立つ可能性があるという考え方で集めている。いまの段階で資料を分類してしまうと、むしろその資料の活用の方向性を現段階で決めてしまう、その資料が将来いろんな分野で活用されていくという可能性をむしろ閉じてしまう恐れがあると考えているのである。

当館では、日頃の資料登録は、受け入れ後に4桁の分類番号に沿って「生活」や「産業」などに仕分けし、資料を収納、整理していく。しかし、コロナ関係資料に関しては一切分類をせず、とにかく手当たり次第集めているということがひとつの特徴となっている。

また、コロナ関係資料は展示が主目的ではないということも特徴的である。あくまでも「いつか役に立つための保存」が目的で、一過性の企画展を目的に集めているものではない。そもそも、展示映える資料ではない。

一方で、どのような資料が役に立つかというイメージが沸かない。町の方に「コロナで閉塞した世の中をあらわすような資料があったら博物館にお寄せください」と呼びかけても、町民はみんなイメージが沸かず、ピンとこない。

そこで、冒頭で述べたような形で、あくまでも資料を集めるための見本としての展示をまず開催した。その後、大阪の吹田市立博物館や愛知県の蒲原市博物館など、2020年8月ころからコロナ関係資料の本格的な企画展を開催している博物館が出てきた。浦幌町立博物館の場合は、北海道が緊急事態宣言を発出して、ちょうど1年が経つ2021年の2月下旬から、企画展を開催した。

6. なんのための保存なのか？

「展示が目的ではないものを、町村の博物館が集めて保存する意義はあるんですか？」という声をいただくことがある。これについては、公式の町史に載るような「こういった出来事があったって行政としてこういう対策をとりました」というようなものではなくて、市井の人々の実際生活そのものを、後世、客観的に振り返るための資料を、地域博物館は残す責任があると説明をしている。

浦幌町にも町史はあるが、そうした公式の記録になかなか残りづらい人々の生活の実際の姿というのは、いったいどれくらい記録として残っているだろうかと考えると、文献や資料としてはなかなか難しいのが実際である。そこで、「買い物行くときにこういうことに困った」とか「病院に行くときにこういうことが大変だった」というような、当時の出来事を振り返るヒントになるものという意味で、博物館ではコロナ関係資料を集め残しているのである。

いっぽう、五月女(2021a)は「新型コロナ関係の資料や経験・証言の収集は、後世の人々

に私たちの教訓を伝えるだけでなく、現在の私たちにも示唆を与えるものである」と述べている。たしかにこの間の急速な生活様式の変化は、いまを生きる私たち自身にも、さまざまな示唆・教訓を与えるものと予想できる。そう考えると、当初は展示が主目的ではないとしてきた当館ではあるが、収集した資料からみえてくる社会の姿というものを、同時代的に展示・公開する責任が、公立の地域博物館の使命として存在すると考えることもできるだろう。

7. 「コロナ関係資料」を知った人々の声

当館で実際にコロナ関係資料の見本展示を見た方の声で一番多いのは、「こんなものをわざわざ残すのか？」というものである。博物館は、古いもの、それも土器とか石器だとか刀とか、一見して歴史が感じられるようなものを集めるという意識が、人々の間にはある。そのため、つい先日配られていたようなチラシなどが、資料としてケースに展示されているのを見ると、つい「こんなものを残すんですね」と言いたくなるのだろう。

これは逆にいうと、博物館が「資料を提供してください」と言っているだけでは、やっぱり資料は集まらないということである。人々には、これが資料になるという意識がないので、こちら側が意識的に集めないと、資料が博物館になかなか集まっては来ない。

また、「どちらかという辛い歴史、嫌なことがあったので早く忘れてしまいたいような出来事なのに、それをあえて町の博物館で記録を

するっていうのが、考え方としてわからない。そんなのは早く忘れてしまったほうがいい」という声も、来館者からいただいた。

この声に関連して、2020年に神奈川県横浜市で開催された第68回全国博物館大会において、山梨県立博物館の森原明廣学芸員が次のような興味深い指摘をしている。

『「スペイン風邪」に代表される感染症に関する資料や情報は風化しやすい。特に生活に密着した情報はそれが顕著である。好ましい出来事ではないため、『忘れたい』意識が働くこともその一因か?』（森原 2020）

これらのことからいえるのは、この段階ですでに生活の伝承・記録が、意識的に人々の中から失われつつあるということである。「嫌なことはなるべく忘れてしまいたい」というのが人々の心の中にあるということに、博物館としては、むしろ危惧を感じる。逆に私たち博物館人は、そうしたものをしつこく記録しなければならないと感じているところである。

「どんなことに役立つと考えていますか?」という質問も多い。特に報道機関からは、こういう質問が多かった。

実は、はじめた当初はいろいろ自分でも活用の可能性をいくつか考えて回答していた。しかし、途中からは「正直自分でもわかりません」と答えるようにした。その理由は先述のとおりで、いまの段階でこういうことに役立つと思うというようなことというと、資料にある種の方向づけをしてしまうことになり、それは良くないと考えているからである。

いつか誰かが必要と感じたときに役に立つように。それがいつで、どういうものかは、現段

階ではわからない。例えば、戦争中の暮らしのことを知るのに、社会科の資料集などを見ると、当時の町中のビラや貼り紙がが図版で載っていたりする。ああいう活用のされ方が将来されるかもしれないし、それ以外にもいろんな可能性がある。将来どういうふうに使えるかというのはいまの段階ではちょっとわからないという答え方をするように、意識的に心がけている。

8. なかなか集められていないもの

当館が集めきれしていない資料として、学校が休校している間の子どもたちの勉強とか暮らしに関する資料がある。学校の先生方に個別に協力要請をしたり、教育委員会の校長会を通じて要請もしたが、うまく収集に至っていない。どうも、子どもたちの情報が残るということを学校はむしろ危惧しているようである。

学校は、子どもたちの名前が載っているものとか個人が特定できるものは提供したがいらない。一方で博物館としては、子どもの名前が載っている作文だとか日記だとか、個人の特定ができるもののほうが具体性があるって資料性が高いと考える。

これについては、博物館として、あえてどういう活用をするかということを決めていない点で、完全に裏目に出ている。子ども達に関する資料を、「何に使うのかわからない」といわれて、黙って渡すことは、当然学校としてはできないだろう。この資料の意義について、活用可能性を含めていかに丁寧に説明し理解を得ていくかがポイントなのだろうと思う。

また、なかなか集まらないものとして差別に

関する資料がある。コロナ禍のもと、「コロナ差別」ともいべき現象が各地で起きている。だが、浦幌という小さな町では、なかなか「モノ」としてそうした資料が集まってこない。

ただし、これは考えてみるとこういった差別とか偏見に関する資料には、もともと形がないものが多いという事情もある。差別を経験した人々の辛い思いや言葉というものは、昔ならば日記や手紙のような紙媒体に記されて、後世に日記帳とか手紙という物理的な形態で残ることがあった。しかし、いまの時代はメールやSNSといったデジタル媒体で思いが発信される。人々の思いというものを固定化するのが、たいへん難しい時代になったということ、あらためて痛感している。

こうなると、学芸員が直接出かけて行って、そういった経験をした方には聞き取りをするしかない。全国には、Twitter上にあらわれた差別的な言動をスクリーンショットで画面保存するといったことを細々とやっている方もいると聞かすが、こうした新しい形の言葉の残し方を併用していかないと、なかなかモノだけでは記録に残しづらい。

9. コロナ関係資料ネットワークの重要性

地方と都心では、同じ時代のコロナに対する世の中の変化といっても、だいぶ違うものがあるなど思っている。資料を集めるとき、「なんで浦幌みたいところでこういうことをやるんですか」と聞かれることがある。

たとえば浦幌では、テイクアウトという文化

がそれほど発達していなかった。それが、感染拡大防止のために外食はよくないという風潮になり、対策として、町内のほぼすべての食堂や居酒屋でテイクアウトがされるようになった。都心だと、もともと当たり前だったと思うが、地方では今回のコロナウイルスがきっかけで、こうした現象が起こっている。

こう考えると、市町村立レベルの博物館と都道府県立レベルの博物館では、同じコロナの時代でも、おそらく見ている風景や感じている空気が異なる。それは多分土地ごとに違いうだろう。

これを今後いかに体系化していくか。都心なら都心、地方なら地方で、どのように記録化をはかっていくべきなのかということ、もう少し整理していかないといけない。ひょっとしたら時期的には遅いかもしれないのだが、今後留意すべき点と考えている。

いま全国、もしくは全道で、どれくらいの博物館や図書館がこの資料を集めているのかわかすが、この段階では正直よくわかっていなかった。道内でも、断片的に「うちでこういうのを集めていますよ」という情報は入ってはいるが、全容がまだよくわかっていない。

当館は、最初は浦幌の資料だけを集めようと思っていたのだが、いまは全国どこの資料でも送られてきたものは受け入れるようにしている。いまはあえて地域を限定せず、今後、ひととおり集まった段階で、適切な資料の保存先については個別に各地方の博物館と交渉して、振り分けを行っていかうと考えている。

10. 博物館はこの間 なにをしてきたか？の記録

最後の課題は、博物館自身がこの間、どう行動してきたかという記録である。後藤（2021）は「博物館自身もこの『災害』をいかに乗り越え、歴史と文化と資料を未来に継承していくか、そしてどのように乗り越えたかということ自体まで含めて未来に継承していくかが、改めて問われている」と述べている。

図 14 は当館で臨時休館から再開したときに用いていた来館者記録票というものである。当館は入館料もなく、全く入館者記録というものをとっていなかった。だが、いざ当館を媒介にして感染者が出た場合ということを考え、お名前と緊急連絡先を書いてもらう、もしくは博物

来館者記録票

当館にお立ち寄り下さった方から新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合、すみやかにご連絡するために、来館者記録票への記入をお願いします。必要に応じて、保健所等への公的機関へ情報が提供される可能性があります。新型コロナウイルス感染症に関する上記の目的以外には、この情報は使用いたしません。

ご了解いただける方は、ご記入をお願いします。

お名前 _____

緊急連絡先: _____

恐れ入りますが、下記をご確認の上、あてはまる方へ○をつけてください。

1. 昨日から37.5℃以上の発熱があった。 _____ はい・いいえ
2. 喉や喉の痛みなどの症状がある。 _____ はい・いいえ
3. 過去、2週間以内に、感染が引き続き拡大している国、地域への _____ はい・いいえ
訪問歴がある。

※電子体温計での体温計測後ご希望の方は、お申し出ください。

以下は、新型コロナウイルスとは無関係に、当館の業務調査のひとつとしてお願ひしています。
よろしければあてはまる姓・名に○をおつけください。
（この欄については記入を希望しない方も構いません）

居住地域: 浦幌町内 十勝管内 その他 ()

来館者記録票へのご協力ありがとうございました。

- ・ご入館にはマスクの着用をお願いします。
- ・ご入館に際し、手指の消毒をお願いします。
- ・おひとりおひとり、離れてご覧ください（最低1m）

あなたが浦幌町立博物館を訪れたのは、
右の年月日です。

お気づきのことがございましたら、当館
までご連絡ください。

浦幌町立博物館
電話：015-576-2009
E-mail: museum@urahoro.jp

図 14 浦幌町立博物館が使用していた「来館者記録票」

館協会のガイドラインに従って、体温は今朝どのくらいだったか？をアンケートで答えてもらう。

こういった「来館者記録票」をとったりするいっぽう、再開してもしばらくの間は町の方針で十勝地方以外からの方は入館を遠慮いただくとか、あまり根拠のない入館規制をやっていた時期がある。

戦後われわれ博物館の人間というのは、戦前の博物館の反省にたつて、なるべくこういった規制を取り払う、誰でもが自由にいつでも使える施設として博物館を育ててきたはずである。だが、感染症の流行を目の前にして、私たち自身がいろんな行動を、根拠が不明なまま規制してしまうということ、この間ずっとやってきてしまっている。

これが正しかったのか間違っているのかは、それこそいま判断ができなくて、将来の博物館人たちが振り返って評価をするべきことだと思う。そのとき、いまわれわれのやっていることがどうだったのかということ、客観的に判断できるために、この間の自分の行動をどう記録していくか。重要な課題に考えている。

11. 3回目の冬を迎えての状況

新型コロナウイルスの影響が国民全体にはつきりとした姿として見えてきて、2年が経過することになる。コロナ関係資料の収集も、2022年2月で丸二年を迎えることになる。冬としては3回目の冬に入っているところである。

当初は、コロナ関係資料というと、即席の貼

り紙やチラシなどのようなものが多かった。これらは、いかにも混乱した世の中を示す資料として説得力があり、ある意味で特徴的な資料として収集の対象となった。

しかし、一年もすると、「新生活様式」が政府や自治体によってさまざまな形で様式化されるようになった。これもまたある意味で、「コロナな時代」が市民生活に完全に定着してしまった世相と言える。このため、コロナ関係資料についても、あまり特徴的なものが無くなり、市民からの提供もほぼ無くなっているのが現状である。

また、これには「飽き」もあると思う。長引くコロナな時代に、人々はすっかり飽きてしまい、いまさら「コロナ関係資料の提供を」と呼び掛けても、あまり反応が無くなってしまっているのが実情だ。

そうしたなか、当初は想定していなかった資料も入って来ている。たとえば、初期にコロナに感染し、病院へ入院された方の資料である。2021年2月から2ヵ月間ほど、当館ではコロナ関係資料に関する企画展を開催したが、それを知った帯広市在住のある方から、「実は初期に感染し、入院していた。そのときの資料が何かの役に立つようなら提供したい」という申し出をいただいた。

こうした資料は、コロナ感染に対する差別や偏見、その他さまざまな社会状況を考えると、取扱いに非常に留意が必要である。この資料に関しては、情報の拡散を防ぐため、たとえば資料の受入手続きも寄贈者名空欄のまま決裁をとった。また、資料整理をお手伝いいただく博物館ボランティアの目にも触れないよう、他の

資料とは隔離した状態で収蔵することにした。コロナ関係資料については、こうした個人情報への配慮が必要なケースが、今後ますます出てくるのではないかと考えている。

新規性に乏しい資料が多いなか、いま重視しているのは、聞き取りによる活字化と、やはり学校関係、こども関係の資料である。先述のコロナ感染者の資料と同様に、時間を経たことによって語れること、提供しやすい資料というものがあると考えている。

コロナ関係資料を収集している博物館同士のネットワークについては、アード・ドキュメンテーション学会の勉強会などを通じ、メーリングリストやFacebookでのつながりができた。ただ、情報交換はあまり活発ではないのが実情である。こうしたネットワークを活かし、いま収集できている資料群の情報を共有することから、そろそろ具体的な活動を始めるべきときだろうかと感じているものである。

引用文献

- 石川直章, 2012. 「今」を記録する地域博物館. 博物館研究, 47(9): 71-77.
- 戒能信生, 2020. スペイン風邪と日本の教会: 一〇〇年前の教会はどう対応したのか. 福音と世界, 75(11): 30-35.
- 菊地信彦, 2021. コロナ禍の記憶と記録を収集する「コロナアーカイブ@関西大学」の諸実践. 阡陵 (関西大学博物館彙報), 82: 8-9.
- 後藤真, 2021. コロナ禍と博物館②新型コロナウイルス蔓延下における博物館の諸活動と今後—オンライン・現代資料・パブリック—. 日本史研究, 706: 60-73.
- 後藤隆基, 2020. 演劇が失われた時間—コロナ禍による中止・延期公演の調査と資料収集. 博

- 博物館研究, 55(11): 28-31.
- 五月女賢治, 2021a. コロナ禍と博物館① コロナの記憶を残す—吹田市立博物館の取り組みとその課題・展望—. 日本史研究, 705: 71-81.
- 五月女賢治, 2021b. 吹田市立博物館における新型コロナウイルス資料の収集と展示. デジタルアーカイブ学会誌, 5(1): 53-55.
- 堀井美里・小川歩美・寺尾承子・堀井洋・高橋和孝・野坂昇平・川邊咲子・後藤真, 2021. コロナ禍における地域資料の調査と情報共有・公開—岩手県奥州市を事例として—. 情報知識学会誌, 30(4): 477-480.
- 持田誠, 2020. コロナ関係資料収集の意義と必要性. 博物館研究, 55(11): 21-24.
- 持田誠, 2021. コロナ関係資料からみえてくるもの. デジタルアーカイブ学会誌, 5(1): 47-52.
- 森原明廣, 2020. 博物館は新型コロナウイルスの何を伝えるか: 関連資料の収集・保存・活用. 第六十八回全国博物館大会資料Ⅱレジュメ, p20.

「日常」の記録を模索する コロナ禍という「非日常」を通して

小樽市総合博物館
菅原 慶郎



緒言

本稿は、「地域博物館」に勤務する一人の学芸員の視座から、「非日常」と仮定した新型コロナウイルス感染症〈COVID-19〉の世界的流行（以下：コロナ禍）を通して、現代における同時代的な「日常」¹の記録・保存の方法を模索する細やかな試論である。

筆者が勤務する北海道小樽市は、人口11万410人（令和3〈2021〉年12月31日現在）で、平成20（2008）年に「観光都市宣言」をしたことに象徴される北海道を代表する観光都市であった。「あった」と過去形にする理由は、コロナ禍によって観光客数が2019年に699万1,800人であったものが、翌年に259万5,400人と前年比37.1%にまで激減したことで、先の見通しが立たないためである²。右に掲出する

1 本稿における「日常」とは、明確な定義が難しいものの、コロナ禍になる直前の社会を想定したい。例えば、マスクを必要とせず人数制限のない宴会が開催できる社会、気軽に飛行機でハワイ旅行ができる社会などである。

2 観光客数は小樽市産業港湾部観光振興室の調査を参照。
<https://www.city.otaru.lg.jp/>



2020年3月14日



2021年1月10日

2枚の写真（筆者撮影）は、小樽の代表的な観光スポットである浅草橋から眺める小樽運河である。ともに観光客はおろか、人の姿すらカメラに収めることができない。こうした事態が、ほんの一時的なもので終わることを強く祈念す

[docs/2020101000134/file_contents/R2gaiyousiryu.pdf](https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2020101000134/file_contents/R2gaiyousiryu.pdf)

る。

最初に、小樽を中心とするこれまでのコロナ禍の経過をまとめておきたい³。事の発端は、2020年1月31日の小樽市長による緊急記者会見⁴とする。そのあと、北海道内在住者では2月14日に札幌市で、3月14日に小樽市で最初の感染者が確認される。のちに増えかけたものの、5月には一旦の落ち着きをみせる。ところが、6月に昼間に行われたカラオケサークルで、8月に小樽市立病院で、それぞれ大規模なクラスターが発生し、感染者総数が一挙に100名を超える。そして11月に入ると、さらなるクラスターの発生も伴いながら感染者が急増し、年が明けた2021年1月26日に現時点での1日の最高記録となる35名が罹患する深刻な事態となる。この波は、2月後半に再び落ち着きをみせはじめる。そして、5月のゴールデンウィーク直後と8月にも感染者数が再び増加する。以後、ワクチン接種の効果もあってか、9月の後半から現在までは落ち着いた状態を保ちつつある（小樽市内の2021年12月31日現在の感染者数〈死者数〉：1,478名〈56名〉）。この間、北海道における「緊急事態」は、北海道が独自で発出したものが、2020年2月28日から3月19日まで、国が発出したものが、

3 「小樽ジャーナル」を主体として、「北海道新聞」の記事も補完的に参照。

小樽ジャーナルとは小樽地域に根差したインターネット新聞。ホームページは以下の通り。
<https://www.otaru-journal.com>

4 会見までの経緯を端的にまとめる。国内では、2020年1月27日に厚生労働省から指定感染症施行の通知を受ける。世界的には、30日に世界保健機関(WHO)による緊急会合で「緊急事態宣言」が出される。小樽市保健所ではそれを受けて、市内の医療機関・宿泊施設・観光協会等への情報提供及び協力の打診を行った。なお患者が発生した場合は、小樽市立病院等への入院を調整する体制を整えていた。

同4月7日から5月31日まで(1回目)、2021年5月16日から6月20日まで(2回目)、同8月27日～9月30日まで(3回目)である⁵。さらに、筆者の勤務先である小樽市総合博物館の休館期間も参考までにまとめておくと、2020年2月29日から3月19日まで(1回目)、同3月23日から4月7日(2回目)、同4月20日～5月31日まで(3回目)、同6月29日から7月12日まで(4回目)、2021年5月16日から6月20日まで(5回目)、同8月15日から9月30日まで(6回目)である。これは、小樽市の感染状況とほぼ合致するものの、全国的に見ても休館日数が多い博物館であろう。

続いて、本論の具体的な内容であるが、いまだ現在進行中であるコロナ禍に関連する資料の記録・保存方法について、便宜上「公」と「私」と分類した2つの素材から検討を試みることにする。1つ目として、筆者が勤務する小樽市役所庁内の「電子メール」(以下：メールかメール資料)、2つ目として小樽市内の中華料理屋でコロナ禍の期間に独自に提供をはじめたテイクアウト専用の「シュウマイ」について、前者を「公」、後者を「私」と仮定し、それぞれ「地域博物館」に勤務する学芸員として同時代を記録するという視点から考える。

すでにコロナ禍を記録することは、「地域博物館」の社会的使命と考える取り組み⁶のほか、

5 北海道におけるこれまでの対策等は、以下の北海道のホームページを参照。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/covid-19/koronasengen.html>

6 先進的かつ大々的に国内で実施しているのは、吹田市立博物館(大阪府)及び浦幌町立博物館(北海道)である。すでに、以下の成果が発表されているほか、展示会も開催されている点は大きく注目される。

○吹田市立博物館：五月女賢司「コロナの記憶を残す——吹田市立博物館の取り組みとその課題・展

大学での記録をブログ形式で記録する取り組み⁷が各地で進められている。こうした「先学」に学びながら、本稿においてはコロナ禍に限らず、広く「日常」の記録・保存方法としての道筋までを見据えてみたい。

なお本論は、2021年1月30日にオンラインで開催された「第3回北海道・東北地区の歴史資料保全に関するワークショップ」での発表をもとにしているが、引き続き同年12月末日までの情報も追加のうえ原稿化したものである。

1. 公的な「日常」の記録方法を模索 ～電子メールを例として

ここでは、「日常」の記録方法として、メール資料を素材に公的な日常記録の方法論について模索する。

まずは現在、日常的な情報交換の手段として一般的とみられるメールを保存することの本質的な意義から考える。日本国内におけるメール

望」(『日本史研究』705号、2020年)71～81頁、同「吹田市立博物館における新型コロナ資料の収集と展示」(『デジタルアーカイブ学会誌』5(1)、2021年)53～55頁。

○浦幌町立博物館：持田誠「コロナ関係資料収集の意義と必要性」(『博物館研究』55号、2020年)21～24頁、同「コロナ関係資料からみえてくるもの」(『デジタルアーカイブ学会誌』5(1)、2021年)47～52頁。

7 関西大学では「コロナアーカイブ@関西大学」(ホームページ)を立ち上げ、学内関係者による投稿形式で記録を続けている。菊池信彦・内田慶市・岡田忠克・林武文・藤田高夫・二ノ宮聡・宮川創「デジタルパブリックストーリーの実践としての『コロナアーカイブ@関西大学』」(『デジタルアーカイブ学会誌』5(1)、2021年)32～37頁、同「コロナ禍におけるデジタルパブリックストーリー：『コロナアーカイブ@関西大学』の現状と歴史学上の可能性、あるいは課題について」(『歴史学研究』1006号、2021年)23～31頁。

の利用について、毎朝起床してパソコンを起動させるか、スマートフォンなどで確認することが、多くの現代人の日常的な行動となっていることは言を俟たない。このような光景は、2000年代に入ってから急速に一般化してきたように見受けられる。こうしたことよりメールは、平成後期以降における情報交換の主たる手段の一つといえよう。

一方、主たる手段としながら、こうした電子情報自体を今後どのように資料として収集・整理、そして保存するののかといった資料論的な議論については、まだ本格的に取り組まれていないと見られる。例えば、国立国会図書館では、すでに電子情報の長期的な保存と利用についての指針を出しており、「現在では、紙媒体の出版物だけでなく、CD、DVD、ソフトウェアなどのパッケージ系電子出版物やインターネット上で発信される情報も収集しており、これらの電子情報も長期的に保存し、その利用を保証していくことが求められています」とある⁸。ここから考えられるのは、こうした枠組みの中にメール資料も含まれる可能性があるものの、インターネット上で発信される情報を中心として想定されている点であろう。管見の限り、今回焦点となるメール資料に焦点を当てた収集・整理・保存方法について、本格的な議論の対象とはなっていない。あるいは博物館業界においても、広く電子情報の扱いについて、まだ主体的な議論ができていないのではないか。ここでは、メール資料に注目し、将来的な歴史資料としてのみならず、広く博物館資料として、どのよう

8 国立国会図書館ホームページ「資料の保存」より <https://ndl.go.jp/jp/preservation/dlib/index.html>

に収集・整理・保存すればいいのかを考える。

さて、メールを資料として扱うにあたり、様々なレベルでの分類が必要となろうが、ここで素材とするのは、公文書の根幹ともいえる筆者が勤務する小樽市役所の「庁内メール」である。さらにそのなかでも、筆者が受信する分（全庁メールおよび教育委員会内の全体メールが主体）を取りあげる。筆者は博物館職員であるが、広く教育委員会の管轄下に置かれている。そのため、比較的限定された枠組みにおける資料設定となることも避けられないが、コロナ禍関連のメール資料の記録を進めてみたい。

メール資料の保存方法については、結論から述べると、デジタルデータと物理的なメディアへの保存という2つの方法の併用が最適とみられる。1点目は、デジタルデータであるメール本体をどのように中長期的に保存するのが重要となろう。そこで最初に取り組んだのは、デジタルデータのまま保管する方法である。しかしデジタルデータとはいえ、メールサーバーの中にそのまま保管すると、将来に向けてそのまま保存が可能であるのかという不安が拭えない。というのは、小樽市の庁内メールに関して述べると、サーバー容量の関係で順序よくデータを消去する必要がある。そこで最初に取り組んだのは、コロナ禍に関するメールを選択して残しておく作業であった。

【表1】にあるように、コロナ禍に関連するメール資料について、1年間分ともなると相当量になるため、文書作成ソフトウェアに添付するか、スクリーンショットで写真データとして順番に保管するのが、ほとんど手間をかけずに済み、かつ安全ではないかと考えられる。ただ、

これまでのデジタルメディアをみると、一時的にしか使用されていないものもあり、半永久的な保存について信頼がおけるのかという不安も残されている。すなわち、現在使用されている記録メディアそのものが、使用困難になる可能性が想定される。具体例をあげると、レーザーディスク（LD）やミニディスク（MD）などのメディアは、いわゆるデジタル資料であるが、

表1 コロナ禍関連メール件数（小樽市）

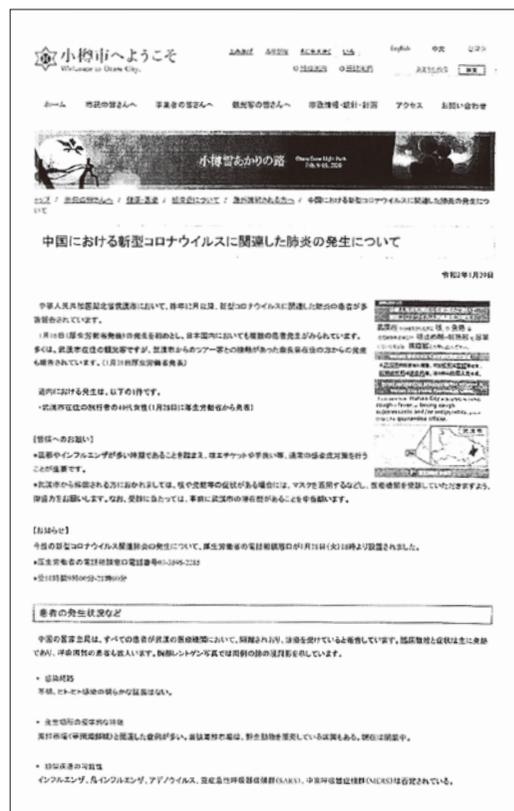
年・月	メール総数 (通)	新規感染者数 (名)
2020年1月	2	0
2月	43	0
3月	66	5
4月	106	9
5月	99	5
6月	71	37
7月	66	5
8月	32	40
9月	30	7
10月	49	31
11月	69	83
12月	45	102
2021年1月	88	396
2月	73	67
3月	56	18
4月	75	28
5月	117	321
6月	53	59
7月	67	40
8月	100	157
9月	70	55
10月	23	1
11月	38	9
12月	26	3
総計	1,464	1,478

結果的に現在ほとんど使用されない「過去の遺物」へとなくなってしまった。いずれも、それほど昔のものではないものの、現在では使用できる機械すら、手に入れにくい状況になってしまっている。将来的にそのような問題が発生することも想定し、デジタルデータの保存管理について検討する必要がある。そのため、記録メディアが2媒体以上だとより安全が担保されると判断できる。例えば、ハードディスクドライブ(HDD)とデジタル多用途ディスク(DVD)といった具合に記録・保存をすると安全性がより高まる。あるいは、その時代の新しいメディアに変換して保存し続ける必要もあろう。さらに、保存する必要のある内容であるが、メールの内容は述べるまでもないが、個人情報も多く含むものの、送信日時・送信者・転送記録等とともに保存することが重要である。

2点目の保存メディアであるが、前述したようにデジタル資料は将来に対する不安要素が残る。そこで、これまでよく行われてきた方法であり、それなりに博物館資料としても保存経験の蓄積がある方法ということで、紙媒体での保存も実行するのが最も安定的であろう。具体的にコピー、あるいは筆写の手法が考えられる。またコピーであれば、メール内の文章をそのままコピーをし、まとめて保存することになるのであろう。このように、2つの保存形式を併用するのが安全かつ比較的手軽に実践可能な方法と位置づけられる。

加えて、本文よりも重要な資料として位置づけができそうなものが、「添付ファイル」である。本文と一括でメール資料に添付されているファイルも保存する必要がある。例えば、【資料1】

「中国における新型コロナウイルスに関連した肺炎の発生について」であるが、小樽市のホームページの写しである。しかしながら、ホームページは更新されると残すことが難しくなる。この記録もすでに更新されてしまったため、現在では閲覧することができない。ホームページについても、今後どのような形態で記録・保存していくのか、国内では定期的にウェブサイトを記録する国立国会図書館によるインターネット資料収集保存事業⁹も期待されるが、もし「定期的」に漏れている情報もあるとすれば、メールよりもさらにひびいた課題である可能性も指摘しておきたい。



資料1

9 国立国会図書館ホームページ「インターネット資料収集保存事業」より
<https://warp.da.ndl.go.jp/>

次にコロナ禍が始まった頃の様子について、メールから具体的にどのような情報が得られるのか、日付ごとに題名を表にしたものから確認しておきたい。【表2】は、2020年2月26～28日までのものである。この頃は、北海道で独自に発出した最初の緊急事態に向かう時期である。それに向けた動きが26～27日の大量のメールから見る事ができる。学校の休業要請へ向けた動きや、社会教育施設の休業へのプロセスが判明する。

引き続き、メールに添付されている資料を2点紹介する。【資料2】は、2020年3月6日

の小樽市議会での報告の資料で、新型コロナウイルス感染症に対する市の取り組みについてまとめたものである。右上にあるように「令和2年3月6日提出 議会配付資料 総務部総務課まとめ」とあり、当時の市内においての感染状況や小樽市保健所の対応及び相談件数のほか、市のこれまでの取り組みについて、庁内での対策会議、市民への情報提供、さらに保健所での感染防止といった内容から構成されている。

【資料3】は、2020年3月12日に発生した第1例目の小樽におけるコロナ患者について

表2 小樽市のコロナ禍関連メール（2020年2月26～28日分）

日 時	題 名
2020年 2月26日	【参考供覧】新型コロナウイルス感染症に係る入院医療の提供体制の整備に関する大臣書簡
	【依頼】新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の要請について
	【依頼】新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業に係る保護者向け文書について
	【依頼】厚生労働省「イベント開催に関する国民の皆様へのメッセージ」の周知について
2月27日	《重要》新型コロナウイルス感染症に対応した学校の臨時休業等の要請について
	第3回新型コロナウイルス庁内対策会議 会議録について
	休校中の児童生徒の対応について
	市民会館他4施設の使用キャンセル時の連絡のお願いについて（市主催事業 新型コロナ関連）
	新型コロナウイルス感染症拡大に伴う行事等の中止について（項目追加）
	【北海道教育庁生涯学習課：通知】社会教育施設において行われるイベント・講座等の開催に関する考え方について
	市の行事等に係る方針について R2.2.27
	新型コロナウイルス感染症に関する職員の対応について（通知）
	小中学校の臨時休校に伴う職免等の取扱いについて
2月28日	【至急】新型コロナウイルスの対応について
	【連絡】新型コロナウイルスの対応について
	【連絡5】新型コロナウイルスへの対応について
	道立社会教育施設等の休館について
	【通知】新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の更なる要請について
	市町村立社会教育施設等の開館等の状況について
	【連絡6】新型コロナウイルス対応について

令和2年3月6日提出
議会配布資料
様式部経務課まとめ

新型コロナウイルス感染症に対する市の取組について（総括）

1 市内での感染状況

【保健所による対応事例】
初の対応事例（行政検査実施）が生じた令和2年2月4日～3月5日、11件の対応事例（そのほか、後志管内2町2件の取扱いあり）があったが、検査の結果は、全て陰性であり、現在、市内で感染は確認されていない。

【保健所への相談件数】
保健所内に「外国人・接触者外来及び帰国者・接触者相談センター」を設置した令和2年2月7日から3月5日までの相談件数は次のとおり。

相談内容・内訳	
市民からの相談	470件
医療機関からの相談	83件
その他	85件
計638件	

2 市のこれまでの取組

【新型コロナウイルス市内対策会議】（総務部）
・1月31日（第1回）から3月2日までの間に6回の会議を開催
・新型コロナウイルス感染症発生状況の情報共有、国や北海道の動きの確認、各部署で実施した情報の共有、市内での患者発生時の対応確認、市長指示事項の確認、公共施設の利用など必要事項の決定 など

【市民への情報提供】（金庁）
・1/8から、注意喚起について市ホームページに掲載（国や道のページへのリンクを含む）、市の取組が分かりやすいように、1/30にまとめページを作成、さらには1/31にトップページへバナー配置
・エフエムおたる「スタラムトライ」において、市長からの注意喚起と情報提供
・3/6から、市内の新型コロナウイルスの検査状況について、市ホームページ及びFacebook、Twitterに掲載（随時更新）

【感染防止】（保健所）
・医療関係機関（市内病院、医師・歯科医師・薬剤師会等）への情報提供、協力依頼
・観光協会への情報提供
・市内宿泊施設への注意喚起、協力依頼
・受入病棟の確保依頼（公的病院への要請）
・患者増加時の感染外来協力依頼（公的病院への要請）

資料2

令和2年3月12日
小樽市

報道機関 各位

新型コロナウイルスに関連した患者の発生について

本日（3月12日（木））、市内において初となる、新型コロナウイルスに関連した感染症の患者が確認されました。
つきましては、次のとおり、市長から公表をいたしますので、お知らせいたします。

記

日 時 令和2年3月12日（木）午後5時から

場 所 小樽市庁舎本館2階 市長応接室

患者の概要

区分	国籍	性別	年代	居住地
1例目 (感染歳119例目)	日本	男性	50代	小樽市

その他
今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、市民の皆様への正確な情報提供に御協力をお願いいたします。

報道に当たりましては、個人のプライバシー等の保護のため、特段の御配慮をお願いします。

(問合せ先)
小樽市総務部広報広聴課
電話：0134-32-4111（内線223）

資料3

の概報である。このあとの発生状況報告の基礎となるフォーマットが作られることになる。

2. 私的な「日常」の記録方法を模索 ～あるシュウマイを例として

本章では、小樽市内の中華料理店が提供するシュウマイを事例に、私的な「日常」の記録方法について検討する。

これまでに収集を終えたシュウマイに関する情報の整理からはじめる。まず、このシュウマイのコロナ禍と連関する最大の特徴は、その販売形態にある。それは出前の対応も含めたテイクアウトで販売される点に留まらず、コロナ禍前の通常営業時において販売がなかった商品なのである。ここから「コロナ禍ならではの」という特徴がより強調される取り組みともいえるよう。

価格は1パック（8個入り）で税込み500円である。販売日は、令和2（2020）年が5・11・12月、翌年が1・2・3・11・12月（2021年12月31日時点）で、隔週を含む土曜日か日曜日に限定される。1個だけ激辛のロシアンルーレットバージョンも追加される（2020年12月13日より数回のみ限定販売）。夏期は、食中毒対策として販売を中止している。加えて、中華料理店のみならず、地区の異なる地域の農産品や加工品などを扱うセレクトショップでも販売を開始する（2020年12月5日より）。こちらでは1個からも購入できる利点を付加して販売されている。

ここで、シュウマイを素材化するにあたって、一つの根本的な問題に直面する。筆者が個人的

に資料収集に取り組むなかで気になった点でもあるが、これまでの博物館資料には、食品写真自体が極めて乏しいのではないかという疑問である。職場でこれまで収集した写真資料をみると、風景写真、あるいは家族写真などが主体となっており、具体的に料理を撮影したものがほとんど見受けられないのである。近年も閉店した食堂やレストランの資料収集を継続的に実施しており、そこでは長年使用されてきた調理道具やホールの椅子、メニュー表、販促用のマッチなどの収集で終えている。こうした場合において、店の閉店後に資料収集に訪れることが多いため、実際に提供していた料理自体を目にすることは少ない。一方、「ほぼない」と断言しておきながら、それは昔の料理写真に限定されるとみられる。なぜなら近年は、スマートフォンなどで簡単に写真が撮影可能なネット社会であり、インターネットで探ると、閉店した店舗で提供されていた料理の写真が数多く掲載されているからである。実際、こうした写真情報は地域資料として大変貴重なもので、将来的にかけがえのない資料ともなりうることを秘めている。今後、閉店したお店だけで構成されるアーカイブスを立ち上げることも必要なのではないかとまで思いを馳せる。他方で、それは近年の事情であって、カメラ機能付きの携帯電話が普及する以前、2000年頃までのレストランの料理写真は、おそらくほとんど資料化されていないのではないかと見うけられる。そのため、こうした意味において料理写真を記録することに意義があつて、博物館としても収集する必然性が高いのではないかという結論に至っている。

話を戻して、繰り返すが、このシュウマイの

独自性は、コロナ禍における緊急事態宣言下に販売を開始したもので、オリジナルメニューに存在しない点にある。すなわちコロナ禍以前に店舗を訪れても、決して食べることができないものである。それがコロナ禍ではじめて「提供された」と仮定すると、シュウマイの提供自体がすでに「非日常」の特別メニューともいえよう。さらに中華料理店へ確認したところ、もとより家族中でのシュウマイパーティーなどで楽しむメニューであつたという。それをコロナ禍にオリジナルメニュー化してテイクアウト専用で提供したのである。余談だが、筆者の食した感想をあげると、すでに下味がしっかりとついでおり、醤油やタレ、からしも必要なく、非常に美味しくいただけた。まさに、コロナ禍の貴重な愉しみの一つとなつたのである。こうした食した感想についても資料と共に保存するべきであろう。

続けて、記録・保存方法についての模索である。まず、筆者がシュウマイに関する情報をどのように得たのかであるが、大半の情報はソーシャルネットワーキングサービス（以下：SNS）から入手した。もとより、SNS上でテイクアウトのシュウマイの販売を開始するという情報を筆者が個人的に得たことが事の発端であつた。そこから情報収集をはじめると、これは後世に残す意義がある資料となりうるのではないかと模索するようになったのである。SNS情報は、投稿日時がはっきりとし、写真のほか、場合によって動画も添付されている場合もあり、情報の信ぴょう性に留意が必要であるものの、比較的に利用しやすい点が特徴である。つま

りは、記録する側として非常に魅力的な情報ツールであるといえる。だが情報の正確性を期したうえ、SNS上に記載のない裏話も追加できるため、やはり直接的な聞き取りも含めた両面で実行するのが、よりベストな形態といえる。今回、実際に聞き取りを実施すると、先述したように元来このシュウマイが家族でのみ楽しむ特別メニューであったという情報を得ることができた。また実際にSNSで販売告知をしていたものの、急遽事情があつて中止した日もあつたことが判明した。SNSと聞き取りの併用が、より正確かつ厚みを持った情報を得ることにつながった好例といえる。

次に、シュウマイを通してそれを取り巻く付帯情報としての「モノ」をどのように保存するのかという課題について考えてみたい。まず、

聞き取り時のメモ等はいうまでもないものの、それと共に写真自体、とりわけシュウマイそのものの食品写真を残す必要がある。そして、その写真にも工夫を必要とする。これまでの博物館資料の保存方法としては、紙媒体で残すのが最も汎用性の高いものではないか。もちろん食品としてのシュウマイ自体を残すことは現実的ではないため、例えばシュウマイを梱包した包装紙のみを残すことができれば最低限目的達成であろう。ただ、それに食品自体の写真をあわせて記録保存しておくことが重要なのではないか。そして1章で取り上げたメール資料と関係する部分でもあるが、やはりデジタル資料となっている写真について、メディアは最低2つ以上の媒体に記録する必要がある。それに写真資料は、印刷して紙媒体も併用し保存する



4-1



4-2



4-3



4-4

写真4 シュウマイ関係写真各種

(4-1: パック入り、4-2: 蒸し器入り、4-3: 包装紙付パック、4-4: 販売風景)

ことで、長期保存の安全性が格段に上がるのではないか。そのうえ高度な機械や技術も必要なく、比較的どこでも手軽にできるものと考えられる。

では、実際に中華料理店から提供いただいた写真も含め記録資料を紹介したい。まずは、筆者が撮影した写真で、1パック8個入りで購入した際のものである【写真4-1】。次に、その販売開始時の様子および包装後に撮影した写真をあわせて提供いただいた【写真4-3、4】。これはSNSから直接ダウンロードしたもので、可愛いマークも付してある。先述したロシアンルーレットバージョンは、このうち1個が激辛となっている。さらに踏み込んだ資料が、パックで買った写真だけではなく、実際そのシュウマイの製造過程、さらに蒸器に入っている状態のもの【写真4-2】も提供いただいた。他にモノ資料としては、【写真4-3、4】にも写り込むが、博物館資料としても比較的収集しやすいと思われるパックを覆う包装紙を収集している。

3. まとめにかえて ～現在の「日常」をどのように 記録・保存するのか……模索中

本稿は、コロナ禍をテーマとして、現在の「日常」をどのように記録・保存するのかという誇大なテーマにほんの少し向き合ってみたものである。具体的には、公的記録と位置づけた市役所庁内の「電子メール」、私的記録と位置づけた中華料理屋が独自にコロナ禍で販売を開始したシュウマイの記録をそれぞれ素材とした。そ

こでは、現代のようなデジタル社会においても、やはり記録・保存の方法として、デジタルデータでの記録・保存のみならず、紙媒体との併用が最も安全なのではないかという見通しを持った。さらにあえて、「残りにくい」「残しにくい」資料を素材として挑戦してみたことを見てきたことも多い。そこに「日常」というフィルターを通して考えると、こうした資料のなかにこそ、普段何気なく当たり前のように捨てられてしまうものが数多く含まれているのではないかという問題意識が芽生えたのである。そこには、「将来」に伝えられるべきモノ・コト、すなわち時代の特徴が如実に投射できる「日常」が数多く埋没していると考えられる。今回は、コロナ禍を通して考えてみたが、何より筆者自身がそうしたことを改めて認識する極めて貴重な機会になった。これまで地域資料の収集・保存をするという「地域博物館」の学芸員という仕事は、過去に残されてきたものを保存・管理するということを基軸にしてきたきらいがある。しかし、自身が残す立場にたってみることも重要ではあるまいか。まさに、学芸員自身でモノ・コトを残す実践をすることも必要なのではないか。

最後になってしまったが、一般論として博物館は、過去のモノを収集・調査し、展示などで公開するのが、使命と見られている（実際、当館に寄せられる資料寄贈においても、古ければ古いほど良いのでは？と言及される場合が極めて多い印象である）。しかし今後、学芸員自身が生き抜く、いずればれつきとした「過去」となる現在進行形の社会を記録・保存し、未来の人々へ伝える役割があってもいいのではないか。そういった観点から鑑みて、現在進行形で

あるコロナ禍について、地域で経験した記憶・記録を収集・保存する使命があると自覚している。ひいては、学芸員としてのコロナ禍との戦い方でもある。細やかではあるが、今後も同時代的な「日常」の記録方法の模索を追求し続けていきたい。

謝辞

田口智子氏をはじめとする中華食堂「龍鳳」の皆様、小樽市役所総務部の浅井泰之主幹には、資料提供からその扱いに至るまで懇切丁寧にご指導いただいた。ここで記して感謝を申し上げる次第である。

「災害記録」初心者の5か月 COVID-19の下で考えたこと

東北大学災害科学国際研究所

佐藤 大介



はじめに

日本では2020年初頭から始まった、新型コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大。全世界規模での「災害」であるといっても差し支えない。当人の意思にかかわらず、日々の一挙手一投足が、将来の歴史資料になる可能性を持つことになったのである。

このような大きな出来事の有无を問わず、私たちは、将来の人類から見れば「歴史の中を生きている」。一方で、「過去の記録を読む」という今の私の職分は、「過去の記録が残っている」ことで成り立っている。その大切さを訴えるのならば、将来に対し「未来の古文書」を残す、ということにも取り組む必要があるということになる。さらにいえば、「このような史料が残っていればいいのに」と感じている日常を通じて、将来に対して「そのような史料」を残せる可能性があるのかも知れない。

そこで本稿では、「過去の記録を読む」歴史研究者としての私が、「未来の古文書」を残そうと取り組んでいることについて、収集した資

料とともに共有する。その中で考えた難しさや課題について報告する。

今回の取り組みのきっかけ、また前提となっているのは、阪神・淡路大震災を契機として取り組まれてきた、災害下の人々や社会に関する記録を収集し、将来に伝えていこうとする「災害資料の保全」に関する取り組みである¹。もちろん、本書の持田論文で意識されていた考現学や、社会学、人類学など、近い過去や現代を研究対象とする学問領域において、「いま」を記録する方法がいくつもあるのだと考える。しかし、今回の私の活動はそれらを学び直した上でのことではなく、率直に言えば「全くの思いつき」に基づいている。したがって、失敗例の報告、ということが本稿の最も重要な意味になるのかもしれない。ただし、失敗の共有も意味のない事ではないだろうし、私自身にとっては、「日常の記録」について改めて考える機会にもなっている。このようなことも含めて述べていくこととしたい。

1 「災害資料」の考え方については、本書の河野論文、田中論文を参照のこと。

1 「COVID-19の下」に至るまで

(1) 「COVID-19の下」の2020年3月まで

本稿は、北海道大学と東北大学との史料保全を通じた交流事業の成果の一つである。感染が拡大する4か月ほど前の2019年9月16日から18日には、蝦夷地に関する古文書を含む、宮城県丸森町の修験者・宗眸院文書の保全活動を共同で実施していた。台風19号が丸森町を含む宮城県南に大きな被害をもたらしたのが2019年10月13日。以後は、丸森町など被災地で、史料レスキューに参加していた。その詳細については、本書の川内論文を参照されたい。

2020年の1月から2月にかけては、自分が代表となっている科研費研究の調査や、全国の史料ネット関係の会合などで、連日の出張となっていた。福島県白河市、岩手県一関市、東京都府中市、滋賀県彦根市、兵庫県神戸市。この間に、日本国内での感染が広がっていった。2月27日から翌日にかけての一関市博物館での調査が、翌月からの行動制限前の最後の出張になった。地域の史料を残すという活動に約

20年間関わって来たが、その活動にはもちろん、資料が残されている現地に赴くという行為が必須である。また2011年3月11日以後は、もはや移動や旅が日常のような生活になっていた。2021年末時点でも行動が一定程度制約される状況の中、わずか2年前までのことが遠い過去のように感じられる。

3月に入ると、宮城県および仙台市にも感染の影響が拡大してきた。私の手元に、3月14日の仙台駅の写真がある【写真1】。10年前の地震・津波及び原子力事故の影響で不通となっていたJR常磐線の全線再開および、特急「ひたち」の一番列車の発車セレモニーであるが、鉄道員は全員、集まった乗客や鉄道ファンも、みなマスクを付けているようだ。ただし、いわゆるソーシャルディスタンスについては、そこまで意識はされていなかったことがうかがえる。

マスクを求める行列はこの頃からだっただろうか。私は花粉症で、いつもは早めにマスクを買い込んでいる。しかし2021年は、前年夏から始めた減感作療法の効果が早くも出たのか、マスクがなくてもアレルギー症状が少なく、い



写真1 2020年3月14日 仙台駅6番線ホーム



写真2 2020年3月31日 仙台市中心部

つもはうっとうしいマスクが不要になると喜んでいた。なので、気がついたときにはマスク不足になっていた。3月31日夕方、仙台市内でのマスクを求める行列を撮影している【写真2】。値段の記録をきちんと取れなかったが、一箱数千円という、普段の5～10倍ほどの値段だった。

史料レスキューへの影響については川内論文を参照していただきたいが、新型コロナウイルスに関する知見が、報道などを通じて共有されていく中で、いわゆる「三密」の問題や、高齢者のリスクという問題が出てきた。宮城での日常の活動は、高齢者依存になっていた。多数の被災資料が部屋の空間を専有し、その空いた場所で補修作業をする、というような環境は、絵に描いたような「三密」である。さらにいえば、私自身は、今でもあるが、新型コロナウイルスが「正直、怖い」。したがって前年末から中断していた作業を、当面おこなってはならないと主張し、宮城資料ネットの内部で論争となった。

4月7日、日本政府による緊急事態宣言と、それに対応する大学での対応によって、作業はもちろん、あらゆる活動が制限・休止する状況になった。振り返れば、議論ではなく「上からの指示」で、新型コロナウイルスへの対応をめぐる意見の相違を解消した、ということになるのかもしれない。ともあれ、各種の行事は中止、出張はおろか、出勤もなるべく控える、というようなことになった。史料保存機関や図書館も閉鎖になり、調べものも十分に出来ない、という状況になったのである。

教育機関としての大学にとっては、研究の継続という問題もあるが、講義や生活面といった

学生への対応が最重要の課題となった。一方で私は、大学に付属する研究所の教員で、学生との接点はあまりない。4月からの講義開始が延期となり、出勤も出来ず、「時間ができた」、もっと生な表現をすれば「することがなくなった」。3月までの活動のほとんどが封じられたのである。そこで、「身の回りのことを記録する」することを、より意識的に取り組むこととしたのである。

意図せず生まれた時間に何をするのか。例えば前述した調査の過程で収集した古文書を、家にこもって読むということでもよかっただろう。とはいえあのときの私は、とりあえず身の回りのことは記録しておくことが大事だろうと「ふと思った」。また、持田論文でも指摘されているが、「誰も記録をしていないかもしれない」とも感じたのである。

もちろん、私の懸念は根拠のない思い込みであるかも知れない。「実は誰か記録していた」ということは、例えば「戦争の記憶」のような、50年後、75年後、それ以後に資料が見つかって初めてわかる、というようなことが数多くある。一方でそれは、「記録を残す」ということを意識的に行ったからこそその結果でもある。私は現在、「過去の記録を読む」よりも「残された記録を残して、伝える」という仕事に就いているが、その延長線上で「現在の記録も残す」ということに取り組み始めたということになる。

なお「はじめに」でも述べたように、災害資料の保全については、10年前の東日本大震災のそれをどうするか、という大きな課題がある。言い訳じみたことになるが、あの時の私は古文

書レスキューに注力し、そちらの分野にはほとんど関わっていなかった。余裕がなかった、というべきだろうか。いまだに処置の及ばない被災古文書が山積みになる中で、新たな「災害」によって、それへの対応がほとんどできなくなったことが、災害記録初心者への道を開いたというのは、皮肉なことではある。

(2) 「災害記録」の意味

記録に取り組もうと考えた動機がもう一つある。そのことも COVID-19 の下での、人や社会の動きの一つという事になるだろうが、「ニューノーマル」や「with コロナ」などの言葉の下で、「前向きな私たち」を示そうとすること、自分たちの存在意義を訴えること、さらに、この状況を機に社会を変えていこう、といった言説への違和感である。

もちろん、そのような「前向きな」思いの「根拠になる」ということも、記録の持つ大きな役割の一つではあるだろう。しかし、「災害を記録する」という行為と、その結果として生み出される「災害の記録」は、「コロナに立ち向かう」広報の手段、あるいは「なにかを得るため」だけに行われるものなのだろうか。このような思いは、「3.11」の記憶や記録を『「教訓」を得るための素材』としてとらえ、『「役に立つ」記録を収集する』という考え方への違和感に由来するのだろう。

ある記録から「なにかを得る」、それが「役に立つ」ことは、様々な情報を内包した記録に、様々な個人や組織が向き合ったとき、それぞれの問題関心に応じて起こりえる。一方で、個人や社会のありさまは、「教訓」にはおよそなり

得ないような事で満ちあふれてもいる。そのようなことも含めて、「何が起こっていたのか」、その総体を知り得る形で記録し、継承していくことが重要なのではないだろうか。

そのことは、前述した「災害資料」はもちろん、私自身が江戸時代の歴史研究者として、主に個人の残した日記や、その村や町の出来事を記した年代記といった種の古文書を、主な研究対象としてきた個人的な経験に基づく部分がより大きいのかも知れない。仙台下町（宮城県仙台市）で暮らした仙台藩士・別所万右衛門による天保飢饉の記録²や、同じく仙台藩領の磐井郡藤沢町（宮城県一関市）の商家・丸吉皆川家の当主が残した日記³は、全文を解読したものを、2020年3月以降ウェブで公開している。ささやかではあるが、「仙台藩の歴史」を知り得る史料の、ウェブ上の利用環境が十分ではない中で、COVID-19 状況となった。地元の歴史を知る機会を確保するため、わずかでも役に立てばということである。

それらの記録から感じるのは、例えば天気の違いや、風水害・地震をもたらす天変地異の記録もあるが、その時代の権力や社会に対する批判に富んだ観察が見られるという、記録の主観性や政治性にこそ、歴史資料・記録としての「面白さ」があるということである。そのような部分は、ある時代の特定の価値観に基づく「役に立つ記録の収集」で、果たして後世に伝えることが出来るのだろうか。前出した記録

2 『18～19世紀仙台藩の災害と社会 別所万右衛門記録』（東北大学東北アジア研究センター叢書38 2010年）<http://hdl.handle.net/10097/00128125>

3 <http://hdl.handle.net/10097/00127878>。なお、公刊も予定している。

の筆者たちは、自身の子孫や、いつか記録を見る誰かにそれを伝えようとする意識も、記録の中から垣間見える。しかし、自身の記録が百数十年後まで残り、私という人間がそれを読んで研究生活に「役立てている」などということなど、もちろん思いもよらなかったことであろう。

それらの記録から「恩恵」を受けてきた身として、私自身は後世に、そのような記録を残せるのかどうか、自分自身を素材として実験している。本稿はその成果の一部ということになる。

2 「COVID-19の下」での記録収集

前述したように、私が意識して記録の収集を始めたのは、2020年3月下旬からであった。その具体的な内容と、収集の過程で気づいたことについて述べていきたい。

(1) 紙の記録

① 行事案内のチラシ

仙台市の公共施設では、各種の行事・催事の開催案内などのチラシが置かれている。私の現在の勤務地に隣接して、仙台市環境局の分室に当たる「たまきさんサロン」があり、さしあたってはそのチラシを収集した。あわせて、仙台市博物館に送られてきていた、各地の博物館や美術館などの展示案内についても、同館の黒田楓花氏の協力で収集した。

後者については、各地で類例もあるようだが、COVID-19の下というよりも、オンライン対応や感染防止策が手探りの中で中止に追い込まれた行事の情報という形で、日本における感染拡大第一波の状況を知る手がかりになると考え

られる。

② 投函されるチラシ

賃貸マンションで暮らす私の、自室の郵便受けには、マンションの自治会の会報や、投げ込みのチラシが集まってくる。これらについては2020年4月から収集を始めている。特に自治会の会報は、感染の拡大と収束を繰り返す中で、住民たちの動きを知る上で重要であるだろう。

③ 新聞の折り込みチラシ

今時は珍しくなっているのかも知れないが、私は全国紙と地方紙、2紙の新聞宅配を行っている。本紙はもちろんのこと、必ず折り込みチラシが入っている。新聞本紙は、この状況に関わらず公共図書館で収集し閲覧に供され、現物や縮刷版、近年ではデジタルデータベースとして共有されると考えられたので、むしろチラシの方を保存することにした。

ただし、その保存を始めたのは、宮城県が日本政府による緊急事態宣言の対象から外れた5月半ばのことであった。実は、新潟県の長岡市中央図書館の文書資料室でボランティア活動として続けている、2004年中越地震に関連する折り込み広告の保存活動を実見していたのにもかかわらず、である。自ら集めに行かなくとも、この状況下でも毎日配達される新聞に、「タダで」付いてくる資料を集めておかなかったのは、迂闊の一言では済まされないだろう。災害も含めた現代の資料収集は関心が無かった私であり、普段を記録する、という態度が備わっていなかったということである。

チラシの収集は2021年現在でも続けているが、各月ごとにまとめてある以上の整理は出来

ていない。一方で、周知のことではあるだろうが、広告のキャッチコピーは、その時々のお社会の様子を反映している。2020年7月中旬に日本政府が始めた観光地支援「Go To トラベル」を拝借して、あるたこ焼きチェーン店が「Go To タコ」というコピーを用いているというのは、ほんの一例である。

(2) 写真の撮影

本書所収の持田氏、菅原氏の取り組みと同じく、私も仙台市のいくつかの地点の「街の風景」および掲示類の撮影を続けている。使用しているのはスマートフォンである。手軽であること、性能も十分だと思われたからである。場所の選定については特別な意図はなく、私の生活圏にある場所の中で「なんとなく」決めたところである。

また、関係者に断ったうえで撮影した場合もあるが、ほとんどは自宅から、また公道および公共空間から撮影できる場所としている。

なお、通りや駅を歩く人々の顔が写っていることも多い。私はもちろん、写っている人々の特定は全く意図していない。しかし「知っている人」が見れば、誰なのか特定できることもあるだろう。「今すぐ役に立つ記録を収集し、公開すること」は意図していないので、現時点でなんらの加工を施していない。本稿では、様々な感情に一応配慮して、なるべく顔が写っていないものを掲載しているが、過剰な対応は「公共の場を記録する」という行為そのものを難しくする怖れがあるし、写真を通じてその時代に生きた人々を知るための重要な情報は、個々人の表情だと考えているからである。

① 東北大学のキャンパス

【写真3】は、2020年4月3日の昼頃、東北大学の川内北キャンパスを公道から撮影したものである。説明がなければ、誰もいない、という以上の情報は得られないだろう。ここに、「普段の4月初旬なら、新入生の新生活の準備やサークルの勧誘で人が溢れている」という説明が付くと意味は変わってくる。2020年4月は、学生の構内への立入が禁じられており、このような状況になっていたのである。一方で、またしても私の迂闊を述べれば、2013年からここで新1年生向けの講義を担当してきたにもかかわらず、「4月のキャンパスの写真」を撮影しようとは全く思わず、よって「COVID-19以前」の記録がない、ということである。東北大学には史料館があり、そこで過去の様子が収集されていることを期待している。

本稿では掲載を見合わせるが、講義棟への立入を禁止する掲示や、無人の教室での講義風景も、東北大学史料館の加藤諭氏の協力を得て行っている。オンライン講義の実施にともない、無人の大教室で、私一人が、不調だった大学のシステムではなく私物の通信機材を使って講義



写真3 2020年4月3日
東北大学川内北キャンパス

を行う様子を記録している。2020年6月以降、まずは自習室として教室への立入が緩和される状況についても、ソーシャルディスタンスや無言を求める掲示などを記録している。

写真の代わりに、私の当時の思いを記しておくことにしたい。既存のオンライン講義システムは、オンライン開始初日に通信量オーバーでダウン。その後はGoogle社のシステムへの切替を促されたが、そちらで閲覧出来ないという受講者も多く、結局パソコン2台を教室に持ち込んで、二つのシステムを同時に使って講義を行った。負担が結局現場に押し付けられるのか、という憤り。一方で、例年150人ほどの受講者の半数が、登校はおろか仙台市への引越しも出来ないという状況の中、通信容量の削減やプライバシー保護を理由に、受講者の顔も見えない中で、講義中さらには小レポートへのコメントを通じて、受講者をひたすらに激励していた、というところであった。

② 東北大学評定河原グラウンド

【写真4】は、東北大学の体育会の部活動が拠点としている、評定河原グラウンドである。



写真4 2020年4月6日
東北大学評定河原グラウンド

ここでは朝6時から8時過ぎまで各部の練習があり、学生たちの声が響き渡るのが日常であった。感染拡大の当初はサークル活動も禁止されたため、グラウンドには誰もいないという様子である。5月に入ると、その中でも、数人の人影が見えるようになっていたし、広瀬川にかかる橋梁の下で、自主練習をする様子も見られた。これらは、「求められる(た)感染症対策」にはそぐわないことかも知れないが、当時の学生たちの思いについては、改めて記録収集する必要があるのかもしれない。そのことこそが、「COVID-19の下での大学」の多様な姿を将来に伝えるということでもある。

夏に入ると、サークル活動も再開された。【写真5】は2020年8月19日に撮影したラグビー部の練習風景だが、フィールドの半分程度が雑草で覆われている。普段は定期的に草刈りをするということなので⁴、ここにも学生生活への影響が現れている、ということになる。

③ 市街地の高層ビル

現在の居所からは、仙台市の中心部のビル街を望むことが出来る。満月の日など、何気なく



写真5 2020年8月19日
東北大学評定河原グラウンド

4 川上理瑛氏の教示による。

撮影することがあった。そこに写っている高層ホテルを見ると、緊急事態宣言下の2020年5月4日、本来なら繁忙期であるゴールデンウィークの【写真6】では、客室階の点灯がほとんど無くなっていることがわかる。一方で、同年7月23日、「Go To トラベル」の開始直後には、一転して明かりが戻ってきている【写真7】。

④ 仙台駅

仙台駅は、近郊の通勤・通学客はもちろん、特に長距離を移動して仙台市に來訪する人々の「玄関」である。また近年では、鉄道会社の営業の多角化にともない、多種多様な店舗が構内

で営業している。特に土日ともなれば多くの人でごった返している場所である。

【写真8】は、2020年5月8日の2階コンコースである。左手に、待ち合わせの目印としてよく利用されるスタンドグラスがあり、中央の広場は催物会場になっている。しかし、待ち合わせの客はほとんどおらず、行事も開催されていない。【写真9】は、緊急事態宣言の解除後、7月26日である。行事が再開され、人手が戻りつつあることがわかる。

③、④については、いわゆる「人流」を知る目安の一つとしての記録を意図したものではある。ここでも、「人の動きが増えれば、感染が」



写真6 2020年5月4日 仙台市の高層ビル群



写真8 2020年5月8日
仙台駅西口2階コンコース

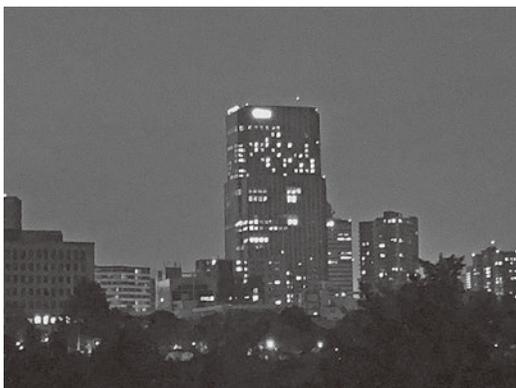


写真7 2020年7月23日 仙台市の高層ビル群



写真9 2020年7月26日
仙台市西口2階コンコース

と思ったことは明らかにしておきたい。その一方で、緊急事態宣言であろうと、何であろうと、そこで働かなければならない人々や、利用客がいる。「人の記録」がなければ、一面的な情報しか伝えられないということにも留意する必要があるだろう。

⑤ 仙台西公園

【写真10】は、2020年4月4日、仙台市西公園でCOVID-19対応にとまなう花見の自粛を要請する、仙台市公園課が設置した看板の写真である。こちらも、普段なら人がごった返すのだが、閑散としているのがわかる。看板には、「明るい方へ 明るい方へ／みんなのためにーがんばるのでもなく たたかうのでもなく 予防対策を徹底し、ルールやモラルを守って明るい方へ」とのスローガンが記されている。看板や掲示についてはこのほかにも数種類あり、写真は撮影したが、現物はどこかで保存されているのだろうか。

⑥ マスクをめぐる光景

マスクとその確保をめぐる様々な動きは、COVID-19の下の仙台、日本、世界各地の社会の動きを象徴する出来事である。その収集に

については持田論文でも述べられているが、私自身も前述したように、3月下旬から4月にかけて見られたマスク購入に並ぶ人々、一箱3000円以上にもなったマスクの価格や品切れを伝える掲示を撮影している。またわずかな量ではあるが、春先に出回った中国製の不織布マスク、「アベノマスク」、各所で販売された布マスクの現物を保存している。これは収集する意図というよりも、私自身の必要に迫られて、というほうが正直なところではある。

【写真11】は、食品店で布マスクを販売している様子を撮ったものだが、薬局やドラッグストアではないところで布マスクを販売しているという風景も、ある種の日常となった。

⑦ 「テイクアウト」

マスクと共に、食品の配達業者が町を歩き交う姿も、いまでは「日常」となった。利用を呼びかけるチラシは、前述の通りで、黙っていても、新聞の折り込み広告や投函によって手に入れることが出来る。私自身の体験となるが、4月4日に、ある大手業者が、市街地の各所でチラシ配布を行っているのに遭遇した。仙台市への進出直後であったらしい。その後、各社が



写真10 2020年4月4日 仙台西公園



写真11 2020年5月8日 仙台市中心部

次々と進出してくる状況を裏付けるものとして写真やチラシ類を位置づけられるのかも知れない。

⑧ 白眼視に抗する一ある遊戯店の掲示

COVID-19の感染拡大に際しては、「接待をともなう飲食店」や、パチンコなどの遊戯店に対する社会的な批判と圧力が高まった。その言説の構造については、まさに災害「前」の、普段の社会からのまなざしを踏まえて明らかにされる必要があるだろう。

それに関わるような掲示、というよりも社会に対する異議申し立てを率直に記した文章が、2020年5月8日にある遊戯店に掲げられているのを確認した。店名の特定を避けるために、趣旨を損なわない範囲でまとめたものを以下に掲載する。

「新型コロナという見えない敵と全世界で戦っている状況ですが、その中でパチンコというものにさまざまなご意見を感じることがおありかと思えます。

最近パチンコ業界に批判的ともとれる報道が多く、悲しくなります。

私はどんな業種、どんなものでは価値観は人それぞれではないかと考えています。世の中、ほとんどのものが必要な人には必要ですし、必要のない人には不要なもの。タバコもゲームも食べ物も、極論ですが、健康であれば病院だってそうです。

だから私はパチンコを必要としてくださっているお客様のために営業させていただきたいと思っています」

持田論文では、人々の心性を示すものとして、「他県の方お断り」のような「差別」の資料を

収集する事例があった。遊戯店や、いわゆる「夜の街」に関する資料としては、例えば営業補償や感染防止対策について、公文書に記録される可能性は高い。その一方で、当事者の声については、さしあたってはマスコミを通じて共有されてもいる。しかし、より深く知るためには、記録の方法をさらに検討する必要があるだろう。

⑨ COVID-19の下の仙台七夕

仙台の象徴ともいえる仙台七夕も、COVID-19の下の影響を大きく受けることとなった。2020年の開催は、感染症拡大にともない5月に中止が決定した。

【写真12】は七夕ではないが、緊急事態宣言



写真12 2020年4月20日 仙台市中心部



写真13 2020年8月8日 仙台市中心部

の発令直後、2020年4月10日に撮影したもので、人影がほぼ消えている。2020年夏に入り、駅構内や会場となる通りには、「星に願を！ 来年、笑顔でお会いしましょう」のような、再開を期する標語を掲げた横断幕が掲げられている【写真13】。「3.11」の年にも開催された仙台七夕は、COVID-19の下で開催中止に追い込まれた。その後の対応から、仙台市民にとっての拠り所の一つとしての役割を担っていることを、改めて知ることが出来る。

一方で、各商店街、さらには個別の店舗単位



写真14 2020年8月8日 仙台市中心部



写真15 2020年8月23日 仙台市中心部
(撮影：佐藤陽子)

で大小の飾り付けをするということが見られた。それらはあるいは、普段からの光景だったのかも知れない。とすれば、私にとっては、大規模な行事に目を奪われて見落としていたことを、COVID-19の下で初めて知り得たということになるのだろう。

その飾りからも、人々の様々な心性がうかがえる。短冊などに書かれたコロナ収束を願う言葉は、わかりやすいものの一つであろう。また、本来なら七夕の期間中だった2020年8月8日には、とある薬局で、うがい薬の品切れを伝える掲示を見つけた【写真14】。感染防止に効果があるという、大阪府知事の会見直後のことであった。感染を恐れる仙台市民の心性とともに、国内外の真偽定かならぬ情報が瞬時に流布してしまう現代の問題が象徴されている。

「疫病除け」については、妖獣「アマビエ」が大流行していることも、日本のコロナ禍の特徴だといえる。【写真15】は2020年8月23日、民芸品店の店頭飾られたアマビエの七夕飾りである。アマビエ・グッズも、それ自体は膨大に流布しているが、このように地域の個性が表れるものだとわかる。意識的な収集が必要だろうが、私自身は果たせていない。なお印象論になってしまうが、各店舗では本来の七夕期間を超えて、8月末まで飾り付けが見られたように思う。それらの心性についても、今後の記録の課題なのだろう。

3 課題と展望

最後に、一連の活動で感じた課題と、今後の展望をまとめてみたい。

(1) 「まちを記録すること」の難しさ

軽い気持ちで始めた「定点観測」を通じて学んだことは、その難しさである。調査者個々の創意工夫の余地があるとはいえ、冒頭で述べたように、最低限踏まえるべきイロハを踏まえたものになっていない可能性もあるだろう。

より問題なのは、一連の活動を通じて、「仙台の町の日常を、私はよく知らなかった」ということに気づいたことである。これは、適切な定点観測場所であったのかということ、普段の様子を知らなければ、COVID-19の下で何が「変わったのか（変わらないのか）」は、よくわからないのである。その「わからない私」の記録や叙述で、「COVID-19の下の仙台」のことを、仙台の街の人たちや、仙台を知らない人—同時代だけではなく、未来の人に果たして伝えられるのか、そんなことを感じている。実は私は、2011年の3月11日以降、自分の身の回りのことについて写真撮影を続けてきた。総数、約10万点。今回、COVID-19の下の状況と比べられるものがないかと考えて搜索した。しかし写真の大半は史料レスキューで訪れた各地や県外の出張先であり、「仙台の町の日常と重なっていない、私の暮らし」に気付いてしまったのである。

町の定点観測については、写真館や愛好家の方々で行っている事例は多いだろう。現在ではスマートフォンの普及もあって、その気になればより「気軽」にできるのかも知れない。とはいえ、「日常の記録」は、意識付けが必須であるし、それをどのような形で行っていくのかは、私自身さらに学ばなければならない。この点でいえば、仙台市では近年、普段の町の写真から、

記憶を呼び起こそうとする行事が活発である⁵。このような活動との連携も視野にしながら、収集した写真の「史料化」と、「日常を記録する意味」の共有を図る必要があるのだろう。

(2) 記録する主体のあり方

私は歴史の研究者であり、歴史的記録の保存を専業としている。そのような立場だからこそ出来る記録のあり方とはなにか、ということも問題である。

始めに述べたように、本稿で提示した写真は、すべて公共空間からの記録である。とすれば、私ではなくても出来ることになる。新聞やテレビが報道およびその素材として記録しているだろうし、商店街でも誰か記録に取り組んでいるのかも知れない。私自身が権利を持ち、公共に供するか否かを判断できる資料を多数得られたという事は、あくまで個人的なことである。専門家ならではの、という記録収集になっているのか、不安がある。

一方で、本書の持田論文では、浦幌町での記録収集の取り組みは、COVID-19状況になったからではなく、それ以前からの収集活動の延長として行われていることが述べられている。私も、そのような形で取り込まれることが重要だと考える。

「災害を記録する」には、「災害前の観察」が不可欠である。災害後の特別な振る舞いとして

5 NPO20法人20世紀アーカイブ仙台などが2012年から開催している「どこコレ」は、仙台市博物館や仙台市歴史民俗資料博物館の所蔵されている古写真や、市民が所蔵する近い過去の写真を展示して、市民にメモをさせるなどの形で記憶のよびおこしを計っている。参考サイト <https://www.smt.jp/projects/doko/> (2021年12月30日閲覧)

ではなく、日々の生活の記録を持続的に収集し、保存する取り組みの一貫として行うことが、将来にこの事態を振り返った際、災害を総体としてとらえるための記録を総体として保存することにつながるのではないかと考えている。阪神・淡路大震災以降の「震災資料」論ですでに論じられていることに屋上屋を架していることを承知で、あらためて述べておきたい。

(3) 記録の継続と整理

本書の各論文とも共通する課題が、記録の整理ということになる。今回は写真の紹介に紙幅を取ったが、スマートフォンで簡単に撮影はできても、すでに膨大な量となっており、整理は非常に大変だというのが実感である。さしあたり日付ごとにまとめておくなどの簡易な方法もあるだろうが、ごく最小限であっても手がかりとなる情報を付与しないと、自分以外の人はもちろん、将来の人が見たとき、それが何であるのか判断できなくなる可能性もあるのだろう。今回収集したデータの多くがデジタル記録であったこともあり、AIの活用といった議論の背景を、遅ればせながら体感したともいえる。とはいえ、その方法が使えるとしても、それだけで「COVID-19の下で私が見て、感じた事」が伝わるのかは、よくわからない。

したがって、写真のみならず、ほかの記録を収集していくことは当然必要なこととなる。この文章もそのようなものであるが、私自身の感情の移り変わりなども含め「コロナに立ち向かった人々の記録」だけにならないような「未来の古文書」としての記録を残して行ければと考える。

(4) 記録の行方

一連の記録については、「今すぐ」活用するということは、最初から考えて念頭に置いていない。前述したように、過剰な配慮には賛成できないが、さりとて不作為であっても、人に損害を与えるような事態は避けなければならない。「未来の古文書」という言葉には、時の経過に、このような問題を委ねるという意味も込めている。土蔵などで数十年、百年以上眠ったままの古文書から、未知の史実が見いだされることは多々ある。問題は、数十年、百年の単位で保管しておける環境を確保できるのか、ということになるだろう。

私の現在の立場では、「大学教員としての活動の記録」として、東北大学史料館に保管を依頼する、ということが可能である。しかし、私自身が集められる記録の質量には限界があるし、記録を保存する権利は、平等に担保される必要がある。仙台市には公文書館が設置予定で、「3.11」関連のものとともに、COVID-19関係の公文書についても移管される予定だという。しかし、あくまでも公文書が対象であり、私が収集しているような「私文書」の行方は不透明である。発生から10年が経過した「3.11」関係資料とあわせて、その保存と継承について、脆弱な状態にあることを改めて確認しておきたい。

また、写真などデジタル記録への対応も課題である。私個人としては、写真のいくばくかは現像するつもりではある。実体のある資料は、極端に言えば「放置されていても、残る」可能性がある。一方で、デジタル記録を長期保存するには、技術はもちろんだが、維持に必要な負

担を、社会全体として永続的に続ける事に対する意志が、一層求められると考えている。果たして現代の日本社会に、そのような意志が備わっているのだろうか。

おわりに ― 一年半後の現状

本論の元になったのは、2020年8月30日にオンライン開催された、第2回北海道・東北地区の歴史資料保全に関するワークショップ「うち続く災害に、改めてどう向き合っていくのか」に基づいている。それから1年4ヶ月が経過した。現状を簡単に述べて結びとしたい。

各種のチラシの収集、定点での写真撮影については、現在も継続している。折り込みチラシについては10箱に迫る量となってきた。大学も、2020年秋からは人が徐々に戻ってきている。2021年春には対面での勧誘も再開されている。

仙台の町についても、感染対策の進展と行動制限の緩和、さらには2021年春からのワクチン集団接種の本格化にともない、掲示物の内容にも変化が見られる。ワクチン接種については、東北大学病院が集団接種をになった関係もあり、加藤諭氏に依頼して、大学の記録として記録を行った。仙台市・宮城県では2021年2月から4月にかけて独自の緊急事態宣言を発出し、7月27日から9月12日には国の緊急事態宣言の対象地域となった。とはいえ、全体的には街中の人手は戻ってきている。一年間の定点観測で、そのようなことも記録できるようになっている。2021年の仙台七夕は、緊急事態宣言下の開催となった。また、宮城県では、開

催が1年延期された東京五輪の一部競技を、有観客で実施している。聖火リレーや会場の様子は記録できなかったが、例えば【写真16】のような「感染防止で 楽しく買い物〜マスク・消毒・ディスタンス〜」と、感染症対策を呼びかける仙台市などによる横断幕と、東京オリンピック・パラリンピックのバナーが並んで掲げられている風景の撮影などを行っている。

また、COVID-19の下でもっとも影響を受けた業種の一つである飲食店に關係する史料については、つてをものとめて、掲示物や補助申請に関する書類などの現物を収集している。当事者の聞き取りについては状況が落ち着いて、しばらくしてからというのが、最低限のマナーだと考えている。

なお、私事に属するが、日本における感染拡大は、2020年2月に結婚した直後からのことであった。記録の収集には、出勤必須の職務に従事している妻の協力も得ている。2021年1月、九州に、延期していた新婚旅行に出かけた。無人の観光地の写真や、目に付いた範囲だがチラシも収集している。これらは、撮影した各所の「まちの記録」になるのだろう。



写真16 2021年6月22日 仙台市中心部

COVID-19 の下の状況は、刻一刻と変化している。2021 年はデルタ株のまん延に続き、年末には、より感染力が高いとされるオミクロン株が確認されている。終わりが見えない状況の中、不十分なものではあるだろうが、私の記録収集も「区切り」は見えない。収集を続けつつ、「とりあえず」行っている収集から、整理や保存方法を検討する段階に移るべきなのかも知れない。「初心者」の私としては、関係方面の助言が得られればとも思っている。

私が解説に取り組んできた仙台藩の天保飢饉記録の多くは、天保4年（1833）の冷害からの飢饉状況が、その記録する営みのきっかけに

なったとみられる。しかし冷害と飢饉状況は、その後さらに6年続き、「長い災害」の記録となっていった。私の記録も、そのようなものになってしまうのだろうか。COVID-19 状況の一刻も早い収束を願う。

（追記） 写真についてはウェブサイト「鉄虎堂電子拾遺館」の「電子図絵 01 COVID-19 の下で 個人による状況の記録」で掲載している。

<https://www.ddarchive.jp/pictures/undercovid-19/>

あとがき

川内 淳史



東日本大震災で被災した歴史資料への対応が続く中で起こった、2019年10月の台風19号、さらには新型コロナウイルスの感染拡大。私たちはいま「長い災害」のただ中を過ごしている。

このような状況では、災害「前」に社会が内包していた問題が一挙に表面化するとともに、普段の積み重ねを前提にして状況に対応し、そこから普段の新たな取り組みや組みや知識が生み出されてくる。本書の執筆者も、まさにそのようにして現状に対応し、現状を記録し、文化活動の継続や、歴史の将来への継承における課題を見いだしていると考えている。

本書の基になったシンポジウムから時間が経過していたことから、執筆には「その後の一年」について触れるように依頼していた。それぞれの論考の中でも、「311」や「COVID-19の下」の状況が変化していることがうかがえる。

この間の原稿のやりとりでは、「その後の、その後」についても共有する機会があれば、ということを話題にしていた。「長い災害」の終わりはまだ見えないが、今後も継続して、状況を共有し続ける機会があればとも思う。オンラインもいいが、出来れば対面で。その時まで、日々の取り組みを続けていきたい。

最後に、私事を述べることをお許しいただきたい。編者の一人である私は、編集過程で新型コロナウイルスに感染した。この文章の執筆は療養中のことであり、その体験をここで詳らかに述べることは叶わないが、本書の刊行は、まさに先に述べた「長い災害」の只中に行われていることを記しておきたい。

ここで、このような事を記す理由は、まさに個々の記録そのものは、あくまで個々の体験が記されているものでしかないのではあるが、記録を残す事が、必ずや未だ見ぬ人々や社会にとって意味あるものであることを信ずるからである。私たちが過去の記憶の断片を「史料」として受け取っているのと同時に、私たち個々が作り出す記録は、必ずや未来の人びとにとっての「史料」となるはずである。

本書の議論が、そうした未だ見ぬ人々や社会とのつながりの入り口となれば、望外である。

本書は、科研費特別推進研究 19Ho5457 および歴史文化資料保全ネットワーク事業東北大学拠点での成果として、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス CC BY-NC-ND 4.0 国際にて出版・Web 公開したものである。

COVID-19 の下で、記録に向き合う

博物館、史料レスキュー活動と状況の記録

発行日 2022 年 3 月 11 日

編者 佐藤大介・川内淳史

発行者 東北大学災害科学国際研究所 歴史文化遺産保全学分野
〒 980-8572 宮城県仙台市青葉区荒巻字青葉 468-1
電話 022-752-2143
e-mail dsato@irides.tohoku.ac.jp

制作者 蕃山房
〒 980-3126 宮城県仙台市青葉区落合 1 丁目 4-1
電話 090-8250-7899

ISBN 978-4-9911802-8-6 C0021

